

# 平成30年度 第1回 三重県社会福祉審議会 事項書

日時：平成30年7月12日（木）14:00～16:00

場所：三重県人権センター1階 多目的ホール

## 1 開会

- ・ 委員及び事務局から自己紹介
  - ・ 審議会・専門分科会・部会の構成と平成29年度の審議結果について
- P. 5～P. 15 資料 1

## 2 議題

### 審議事項

- (1) 三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について P. 17～P. 31 資料 2

### 報告事項

- (2) 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について P. 33～P. 52 資料 3

- (3) 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について P. 53～P. 54 資料 4

- (4) 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について P. 55～P. 121 資料 5

### その他

- (5) ヘルプマークの啓発及びUDセミナーについて P. 123～P. 126 資料 6

## 3 その他

## 4 閉会



平成30年度第1回三重県社会福祉審議会 委員名簿及び出欠表

○委員

(敬称略、五十音順)

氏名	職名	出欠
※伊藤 徳宇 <small>いとう なるたか</small>	三重県市長会副会長(桑名市長)	×
※乾 光哉 <small>いぬい みつや</small>	伊賀市社会福祉協議会 事務局長	○
井村 正勝 <small>いむら まさかつ</small>	三重県社会福祉協議会会長	○
宇佐美 直樹 <small>うさみ なおき</small>	三重県保育協議会副会長(いずみ保育園園長)	○
馬岡 晋 <small>うまおか しん</small>	三重県医師会理事	×
片山 眞洋 <small>かたやま まさひろ</small>	三重弁護士会(片山法律事務所 弁護士)	○
木下 美佐子 <small>きのした みさこ</small>	ユニバーサルデザインのまちづくりの会 代表	○
佐藤 ゆかり <small>さとう</small>	公募委員	○
長友 薫輝 <small>ながとも まきてる</small>	三重短期大学 生活科学科 教授	○
西川 明正 <small>にしかわ あきまさ</small>	三重県老人クラブ連合会会長	○
西田 健 <small>にしだ けん</small>	三重県町村会副会長(紀宝町長)	×
西宮 勝子 <small>にしみや かつこ</small>	三重県看護協会会長	×
※野口 正 <small>のぐち ただし</small>	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長	○
速水 正美 <small>はやみ まさみ</small>	三重県民生委員児童委員協議会会長	×
平松 俊範 <small>ひらまつ しのり</small>	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長	○
藤井 滋子 <small>ふじい しげこ</small>	三重県自閉症協会会長	○
南出 光章 <small>みなみで みつあき</small>	公募委員	○
宮崎 つた子 <small>みやざき つたこ</small>	三重県立看護大学 教授	×
※山下 高弘 <small>やました たかひろ</small>	三重県小中学校校長会(紀北町立上里小学校)	×
吉川 秀治 <small>よしかわ ひでじ</small>	三重県労働者福祉協議会理事長	×

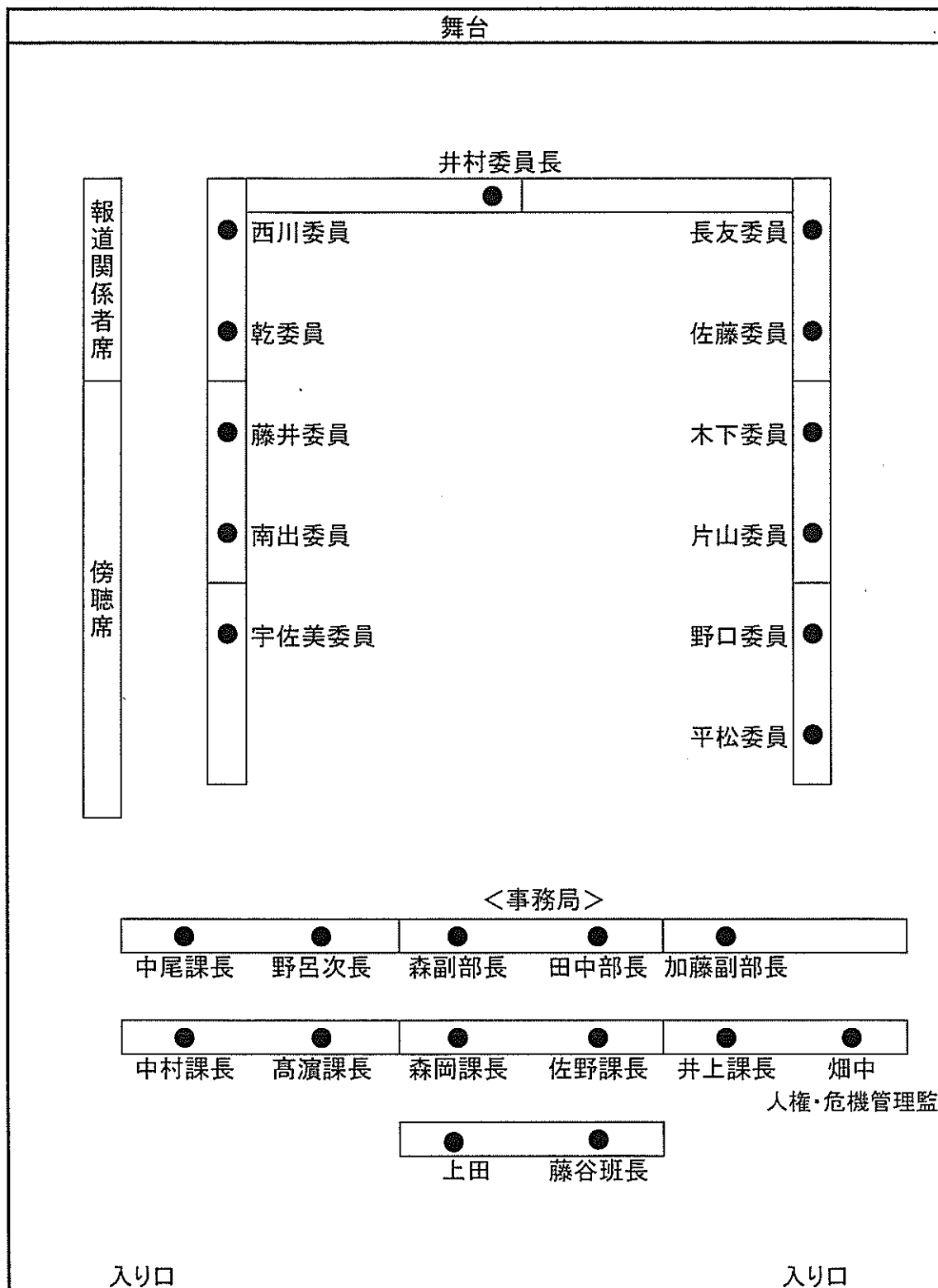
※新任の委員の方です

○事務局

氏名	職名
たなか いさお 田中 功	子ども・福祉部長
もり やすひろ 森 靖洋	子ども・福祉部副部長
かとう かずひろ 加藤 和浩	医療保健部副部長
のり ゆきとし 野呂 幸利	子ども・福祉部次長
なかお よういち 中尾 洋一	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
さの まさひこ 佐野 正彦	子ども・福祉部地域福祉課長
たかはま きみお 高濱 公生	子ども・福祉部少子化対策課長
なかむら のりひさ 中村 徳久	子ども・福祉部子育て支援課長
もりおか けんじ 森岡 賢治	子ども・福祉部障がい福祉課長
いのうえ しょうた 井上 翔太	医療保健部長寿介護課長
はたなか ゆうじ 畑中 祐二	子ども・福祉部人権・危機管理監
ふじたに みえ 藤谷 美恵	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班班長兼企画員
うえだ かほ 上田 果穂	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班主事

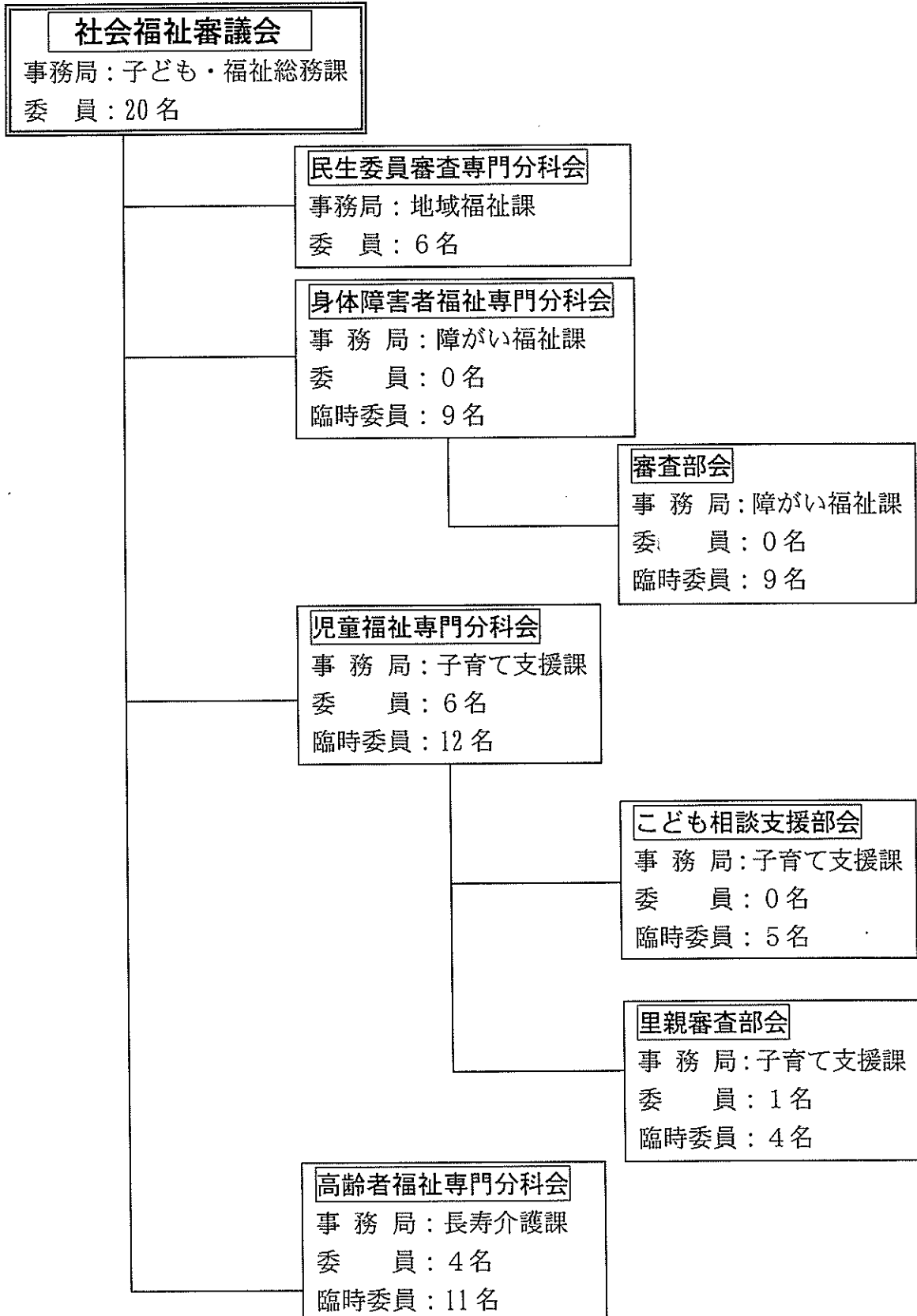
# 平成30年度第1回三重県社会福祉審議会 配席図

平成30年7月12日（木） 三重県人権センター1階 多目的ホール





三重県社会福祉審議会 組織構成図(平成 30 年 7 月 12 日現在)







# 社会福祉審議会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：健康福祉総務課

任期：平成 29 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日（3 年間）

委員長：井村正勝

設置根拠：社会福祉法第 7 条

審議内容：

社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員 20 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
伊藤 徳宇	委員	三重県市長会副会長（桑名市長）
乾 光哉	委員	伊賀市社会福祉協議会 事務局長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
馬岡 晋	委員	三重県医師会理事
片山 眞洋	委員	三重弁護士会
木下 美佐子	委員	ユニバーサルデザインのまちづくりの会
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
長友 薫輝	委員	三重短期大学生生活科学科教授
西川 明正	委員	三重県老人クラブ連合会会長
西田 健	委員	三重県町村会副会長（紀宝町長）
西宮 勝子	委員	三重県看護協会会長
野口 正	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
平松 俊範	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク委員長
藤井 滋子	委員	三重県自閉症協会会長
宇佐美 直樹	委員	三重県保育協議会副会長（いずみ保育園園長）
南出 光章	委員	公募委員
宮崎 つた子	委員	三重県立看護大学教授
山下 高弘	委員	三重県小中学校校長会（紀北町立上里小学校）
吉川 秀治	委員	三重県労働者福祉協議会理事長

# 民生委員審査専門分科会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：地域福祉課

任期：平成 29 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：井村正勝

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 1 項

審議内容：

市町民生委員推薦会により推薦された民生委員・児童委員候補者が、民生委員法及び三重県民生委員・児童委員選任要領に規定する適任者の要件に合致しているかを審査

構成員名簿（委員 6 名）

※五十音順

氏 名	区分	職 名
乾 光哉	委員	伊賀市社会福祉協議会 事務局長
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会 会長
木下 美佐子	委員	ユニバーサルデザインのまちづくりの会
西田 健	委員	三重県町村会 副会長
野口 正	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
宮崎 つた子	委員	三重県立看護大学 教授

# 身体障害者福祉専門分科会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：障がい福祉課

任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）

専門分科会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 1 項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員 9 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重県立総合医療センター副院長、三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	三重県総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部附属病院（輸血部）助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医師
荒木 俊光	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）准教授

# 身体障害者福祉専門分科会審査部会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：障がい福祉課

任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）

審査部会長：杉村芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第 3 条

審議内容：身体障害者手帳の指定医師の指定の審議  
身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議  
自立支援医療機関の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員 9 名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
近藤 峰生	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	三重県立総合医療センター副院長、三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	三重県総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（腎泌尿器外科学）教授
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
松本 剛史	臨時委員	三重大学医学部附属病院（輸血部）助教
増田 佐和子	臨時委員	三重病院（耳鼻咽喉科）医師
荒木 俊光	臨時委員	三重大学大学院医学系研究科（消化管・小児外科学）准教授

# 児童福祉専門分科会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選により選出

設置根拠：児童福祉法第 8 条第 1 項、社会福祉法第 12 条、

三重県社会福祉審議会条例第 2 条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員 6 名、臨時委員 12 名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
宇佐美 直樹	委員	三重県保育協議会 副会長（いずみ保育園園長）
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
藤井 滋子	委員	三重県自閉症協会 会長
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
平松 俊範	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長
山下 高弘	委員	三重県小中学校校長会（紀北町立上里小学校）
秋山 則子	臨時委員	NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター 理事長
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）
岡村 裕	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
北野 好美	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会 会長
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
藤原 正範	臨時委員	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンター 代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）
若尾 典子	臨時委員	三重県看護協会 常任理事

# 児童福祉専門分科会こども相談支援部会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 29 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日（3 年間）

部会長：村瀬勝彦

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第 2 条第 4 項

審議内容：

- 児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- 児童虐待の防止等に関する法に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- 児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議
- 児童福祉法に基づき、親権を行う者又は未成年後見人の意に反して 2 か月を超えて一時保護を行うことの審議

構成員名簿（臨時委員 5 名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
松岡 典子	臨時委員	助産師（NPO 法人 MC サポートセンターみっくみえ代表）
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）

# 児童福祉専門分科会里親審査部会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：子育て支援課

任期：平成 29 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日（3 年間）

部会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第 2 条第 4 項

審議内容：児童福祉法施行令第 29 条に基づく里親認定にあたっての意見

構成員名簿（委員 1 名、臨時委員 4 名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏 名	区分	職 名
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
岡村 裕	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）

# 高齢者福祉専門分科会

平成 30 年 7 月 12 日現在

事務局：長寿介護課

任期：平成 29 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日（3 年間）

専門分科会長：委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第 11 条第 2 項、三重県社会福祉審議会要綱第 2 条の 2

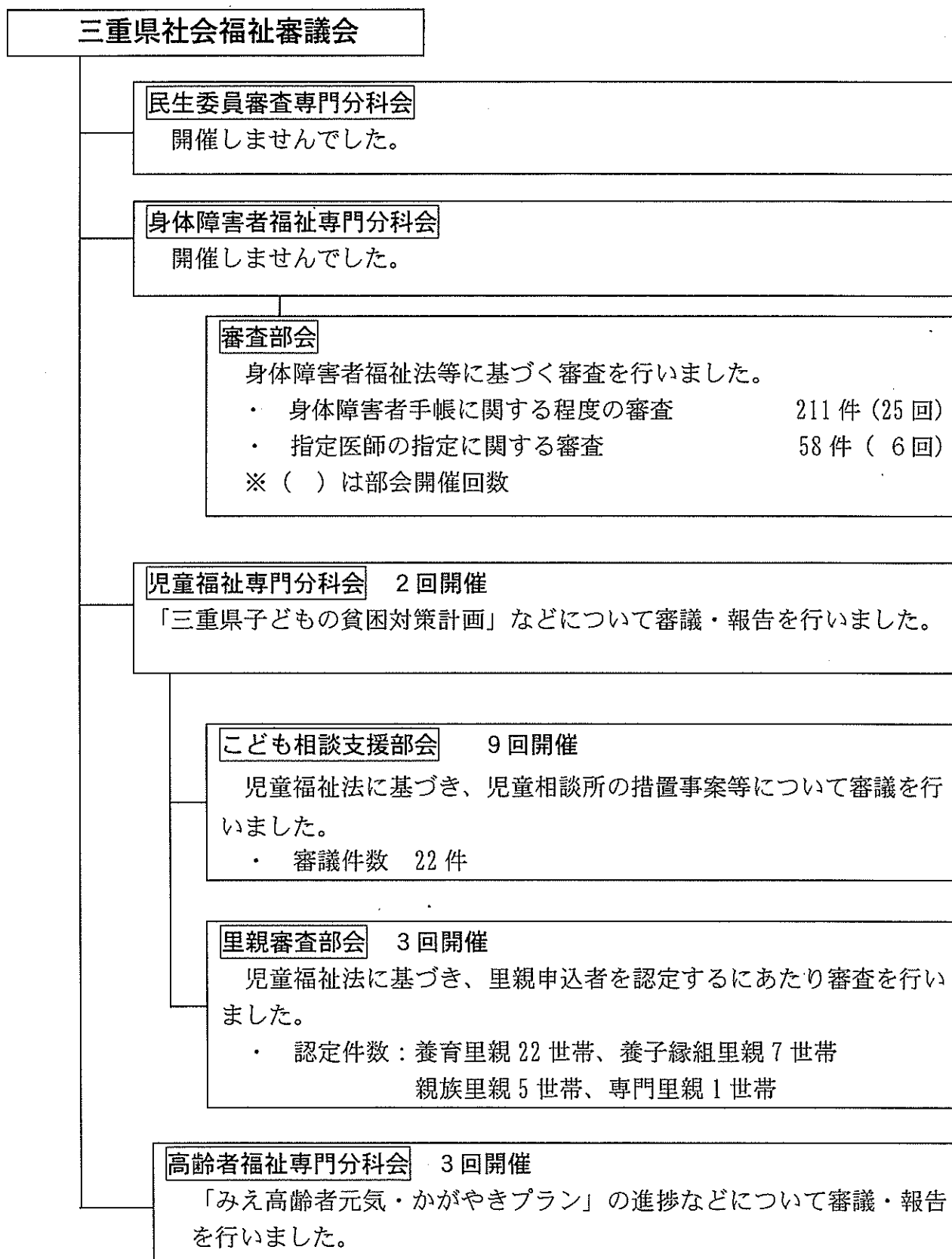
審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員 4 名、臨時委員 11 名） ※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
乾 光哉	委員	伊賀市社会福祉協議会 事務局長
馬岡 晋	委員	三重県医師会 常任理事
西川 明正	委員	三重県老人クラブ連合会 会長
南出 光章	委員	公募委員
奥田 隆利	臨時委員	三重県介護支援専門員協会 会長
近藤 辰比古	臨時委員	三重県老人福祉施設協会副会長
櫻井 智美	臨時委員	三重県地域活動栄養士連絡協議会副会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会 理事
玉田 浩一	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会副代表理事
中川 絵里子	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部 代表
永田 博一	臨時委員	三重県老人保健施設協会 副会長
服部 秀二	臨時委員	三重県社会福祉協議会 事務局次長兼福祉研修人材部長
羽根 司人	臨時委員	三重県歯科医師会 副会長
柳川 智子	臨時委員	三重県看護協会 専務理事
山路 克文	臨時委員	鈴鹿大学子ども教育学部 教授



# 平成 29 年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について





議題：三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について

【改正内容】

三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に、新たに「保育所認可等部会」を設置する。

【改正理由】

保育所の設置の認可に伴う都道府県知事の意見照会については、これまで児童福祉専門分科会において対応してきたが、保育所認可は専門的な内容であり、保育の専門家を中心に意見の検討を行うことで、より適切な意見検討が可能になると考える。そのため児童福祉専門分科会に「保育所認可等部会」を新たに設置することとし、それに伴い要綱を改正するものである。

【施行期日】

平成30年7月12日から施行する。

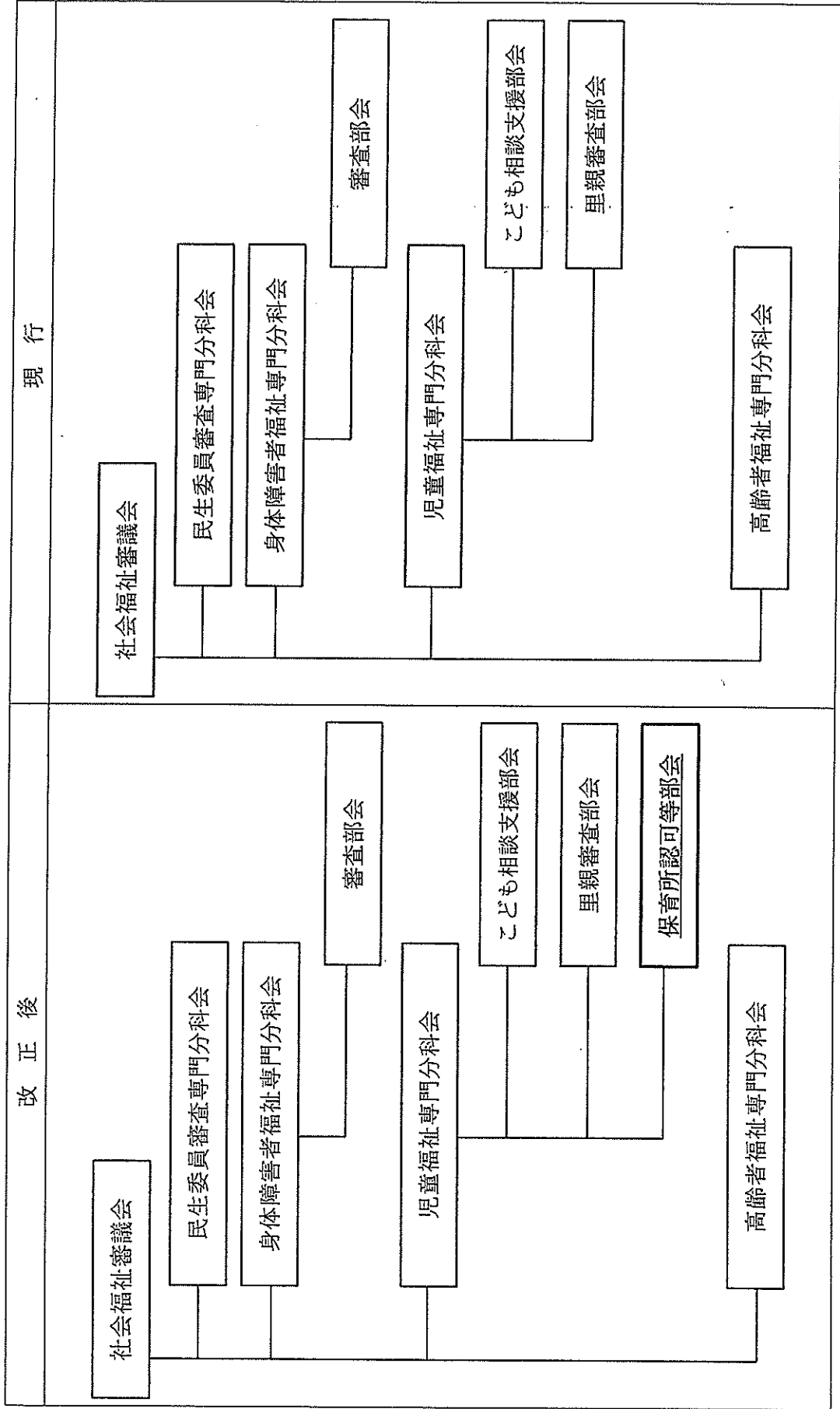
三重県社会福祉審議会要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(組織) 第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。 2 専門分科会(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。)第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。)は20人以内(児童福祉専門分科会は25人以内)の委員又は臨時委員で構成する。 3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。 4 児童福祉専門分科会にこども相談支援部会、里親審査部会及び<u>保育所認可等部会</u>を置く。 5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内、<u>保育所認可等部会</u>は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。</p> <p>(高齢者福祉専門分科会) 第2条の2 (略)</p> <p>(臨時委員の任期) 第2条の3 (略)</p> <p>(審査部会長) 第3条 (略)</p> <p>(部会) 第3条の2 (略)</p> <p>(議長) 第4条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(組織) 第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。 2 専門分科会(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。)第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。)は20人以内(児童福祉専門分科会は25人以内)の委員又は臨時委員で構成する。 3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。 4 児童福祉専門分科会にこども相談支援部会及び<u>里親審査部会</u>を置く。 5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。</p> <p>(高齢者福祉専門分科会) 第2条の2 (略)</p> <p>(臨時委員の任期) 第2条の3 (略)</p> <p>(審査部会長) 第3条 (略)</p> <p>(部会) 第3条の2 (略)</p> <p>(議長) 第4条 (略)</p>

三重県社会福祉審議会要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行
(審議会の決議) 第5条 (略)	(審議会の決議) 第5条 (略)
(事務局) 第6条 (略)	(事務局) 第6条 (略)
(雑則) 第7条 (略)	(雑則) 第7条 (略)
<u>(附則)</u> この要綱は、平成30年7月12日から施行する。	(別表) (略)

三重県社会福祉審議会 組織新旧対照表 (案)



## 児童福祉専門分科会の新体制について（案）

### 1 専門分科会の概要

#### (1) 委員数

根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条

児童福祉専門分科会は25人以内の委員又は臨時委員で構成する。

現状：委員18名（委員6名、臨時委員12名）

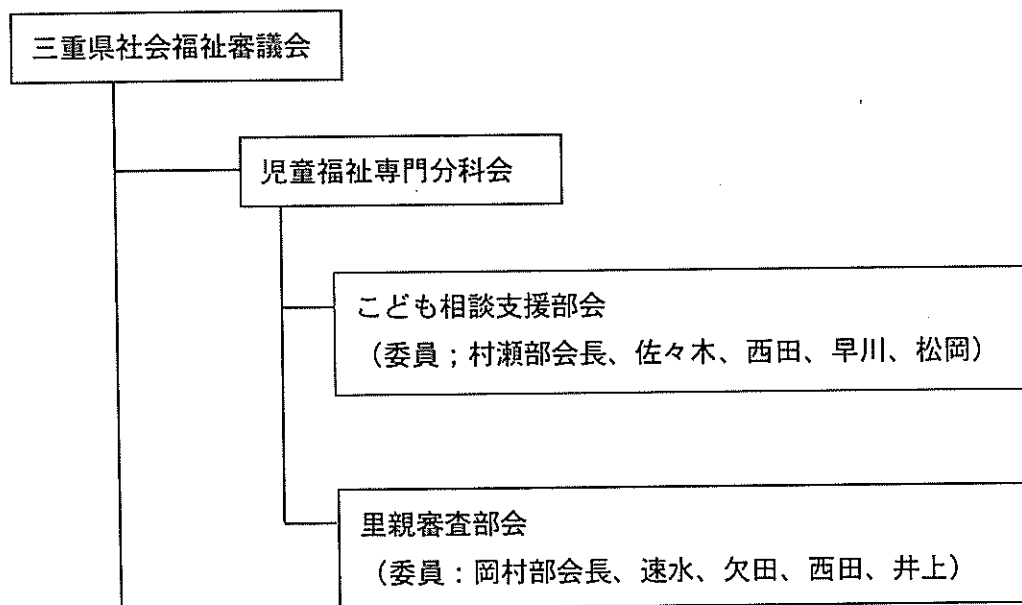
#### 委員構成

学識経験者	3名（弁護士、大学教授）
児童福祉団体	9名（児童委員、児童養護施設、里親、NPO等）
医療	2名（児童精神科医、看護師）
教育・保育	3名（保育所、小中学校長会）
公募	1名

#### (2) 開催状況等

年間2回程度開催し、里親審査部会の審議結果、各計画の進捗状況が中心議題。

また、こども相談支援部会（5名）、里親審査部会（5名）の2部会を有している。



### 2 保育所認可等部会の創設について

#### (1) 創設を求める経緯

平成27年4月1日施行の改正児童福祉法第35条第6項において、都道府県知事は、保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされた。

この規定に基づき、これまでは児童福祉専門分科会において意見を聴取してきたと

ころであるが、当該分科会において、保育所認可は専門的な内容であり、保育の専門家を中心とした部会により意見を聴取するべきという意見が複数あった。

これを踏まえ、児童福祉専門分科会の下に、新たに保育所認可等部会を創設したい。併せて、保育所の事業停止及び認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖に係る意見の聴取を保育所認可等部会で集約して実施したい。

年度	27年度	28年度	29年度
保育所 認可件数	3	4	4

## (2) 創設する保育所認可等部会の概要

### ①位置付け

三重県社会福祉審議会条例第9条の規定により「保育所認可等部会」を創設する。

### ②保育所認可等部会の目的及び内容

- ・保育所の設置認可のための意見を聴取する。
- ・保育所の設備又は運営が条例の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、保育所の事業の停止を命じるための意見を聴取する。
- ・児童の福祉のため必要があると認めるとき、認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命じるための意見を聴取する。
- ・保育所の設置等に係る専門的な意見を集中的に聴取するため、5人の委員又は臨時委員を置く。
- ・部会で聴取した意見を審議会の意見とし、保育所認可等手続を行う。



## 三重県社会福祉審議会要綱（新）

### （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条及び三重県社会福祉審議会条例（平成12年三重県条例第5号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された三重県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、条例第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。

- 2 専門分科会（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。）は20人以内（児童福祉専門分科会は25人以内）の委員又は臨時委員で構成する。
- 3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。
- 4 児童福祉専門分科会にこども相談支援部会、里親審査部会及び保育所認可等部会を置く。
- 5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内、保育所認可等部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。

### （高齢者福祉専門分科会）

第2条の2 法第11条第2項の規定により、高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

### （臨時委員の任期）

第2条の3 専門分科会又は部会に属する臨時委員の任期は3年とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。なお、この場合の期間は3年以内とする。

### （審査部会長）

第3条 審査部会に、その部会に属する委員及び臨時委員の互選により審査部会長を置く。

### （部会）

第3条の2 部会長は会務を掌理する。

- 2 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

### （議長）

第4条 審議会、専門分科会又は部会の会議の議長は、委員長、専門分科会長又は部会長とする。

### （審議会の決議）

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は部会において審議した事項は、その決議をもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会又は部会において、審議会で調査審議するとされた事項についてはこの限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は三重県子ども・福祉部に置き、事務担当は別表のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めない審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年8月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年12月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

(別表)

- 1 審議会全体事務担当  
子ども・福祉総務課
- 2 審議会及び民生委員審査専門分科会事務担当  
子ども・福祉部地域福祉課
- 3 審議会及び身体障害者福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部障がい福祉課
- 4 審議会及び児童福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部子育て支援課
- 5 審議会及び高齢者福祉専門分科会事務担当  
医療保健部長寿介護課



## 三重県社会福祉審議会要綱（旧）

### （目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条及び三重県社会福祉審議会条例（平成12年三重県条例第5号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された三重県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、条例第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 審議会は20人以内の委員で構成する。

2 専門分科会（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第2条の規定に基づく民生委員審査専門分科会を除く。）は20人以内（児童福祉専門分科会は25人以内）の委員又は臨時委員で構成する。

3 施行令第3条の規定に基づく審査部会は10人以内の委員又は臨時委員で構成する。

4 児童福祉専門分科会にこども相談支援部会及び里親審査部会を置く。

5 こども相談支援部会は6人以内、里親審査部会は5人以内の委員又は臨時委員で構成する。

### （高齢者福祉専門分科会）

第2条の2 法第11条第2項の規定により、高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

### （臨時委員の任期）

第2条の3 専門分科会又は部会に属する臨時委員の任期は3年とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合はこの限りでない。なお、この場合の期間は3年以内とする。

### （審査部会長）

第3条 審査部会に、その部会に属する委員及び臨時委員の互選により審査部会長を置く。

### （部会）

第3条の2 部会長は会務を掌理する。

2 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

### （議長）

第4条 審議会、専門分科会又は部会の会議の議長は、委員長、専門分科会長又は部会長とする。

### （審議会の決議）

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は部会において審議した事項は、その決議をもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会又は部会において、審議会で調査審議するとされた事項についてはこの限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局は三重県子ども・福祉部に置き、事務担当は別表のとおりとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めない審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年8月24日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年12月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

- 1 審議会全体事務担当  
子ども・福祉総務課
- 2 審議会及び民生委員審査専門分科会事務担当  
子ども・福祉部地域福祉課
- 3 審議会及び身体障害者福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部障がい福祉課
- 4 審議会及び児童福祉専門分科会（専門分科会に属する部会を含む。）事務担当  
子ども・福祉部子育て支援課
- 5 審議会及び高齢者福祉専門分科会事務担当  
医療保健部長寿介護課





三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会・部会名簿

児童福祉専門分科会（委員6名、臨時委員12名）

氏名	区分	職名
宇佐美 直樹	委員	三重県保育協議会 副会長（いずみ保育園園長）
佐藤 ゆかり	委員	公募委員
藤井 滋子	委員	三重県自閉症協会 会長
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
平松 俊範	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長
山下 高弘	委員	三重県小中学校長会（紀北町立上里小学校校長）
秋山 則子	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）
岡村 裕	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
北野 好美	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会 会長
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
藤原 正範	臨時委員	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンター 代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）
若尾 典子	臨時委員	三重県看護協会 常任理事

こども相談支援部会（臨時委員5名）

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカー
松岡 典子	臨時委員	助産師（NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表）
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会（なぎさ法律事務所 弁護士）

里親審査部会（委員1名、臨時委員4名）

氏名	区分	職名
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会 会長
岡村 裕	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長
欠田 長平	臨時委員	三重県里親会 会長
西田 寿美	臨時委員	児童精神科医
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）

【新設】保育所認可等部会（委員2名、臨時委員3名）

氏名	区分	職名
宇佐美 直樹	委員	三重県保育協議会 副会長（いずみ保育園園長）
山下 高弘	委員	三重県小中学校長会（紀北町立上里小学校校長）
秋山 則子	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長
井上 美保子	臨時委員	三重県保育協議会（さくら保育園園長）
岡村 裕	臨時委員	三重県児童養護施設協会 会長



「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について  
～条例の概要と対応方針～

- 1 公布日 平成 30 年 6 月 29 日  
施行日 平成 30 年 10 月 1 日  
ただし、以下については、それぞれで定める日より施行

**(1) 公布の日より施行**

- ①県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする（第 32 条）
- ②財政上の措置（第 34 条）及び規則への委任（第 35 条）
- ③相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任等のために必要な準備行為（附則第 2 項）

**(2) 平成 31 年 4 月 1 日より施行**

- ①県における相談員の設置（第 17 条）
- ②助言及びあっせんについて（第 18 条～第 23 条）
- ③三重県障がい者差別解消調整委員会の設置・運営（第 24 条）
- ④障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進（人材育成、教育、就労支援、情報バリアフリー、災害時支援、投票時支援、啓発）（第 25 条～第 31 条）
- ⑤障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づく三重県障がい者差別解消支援協議会の設置・運営（第 33 条）
- ⑥助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例（附則第 3 項）

※ なお、条例の施行後おおむね 3 年ごとに、条例の施行状況、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討し、その結果に基づく必要な措置を講ずることと規定（附則第 4 項）。

## 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の概要

### ○条例の主な特徴

- ①障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- ②障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を規定
- ③「合理的な配慮」について、その内容及び基本的な考え方を明確化
- ④障がい者などの参加を確保（意見聴取・協議会の活用）
- ⑤障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化

### 【第1 総則】

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。

⇒共生社会の実現に向けた施策（障がい者差別の解消＋障がい者の自立・社会参加の支援等）に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進

#### 《基本理念》

- ①共生社会の実現の理念として、障害者基本法の3つの理念を旨とすること、合理的な配慮の考え方及び関係者の意見の聴取・尊重について規定
- ②「障がい者差別解消の推進に関する施策」及び「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」の基本方針を規定

#### 《責務・役割等》

- ①県の責務、事業者・県民の役割を規定
- ②県は、国、市町、関係機関、関係団体、事業者等と連携協力する。

#### 《障害者計画の策定に関する方針》

- 障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

### 【第2 障がいを理由とする差別の禁止等】

#### ア 差別の禁止

- ①不当な差別的取扱いの禁止  
県等・事業者 ⇒ 法的義務
- ②合理的な配慮の提供  
県等 ⇒ 法的義務  
事業者 ⇒ 努力義務

#### イ 差別解消の措置

- ①県等の職員対応要領の作成の義務化
- ②不当な差別的取扱い等の事例の具体化
- ③事前的改善措置
- ④合理的な配慮の提供に関する事業者への支援

### 【第3 差別解消のための体制】

#### ア 相談体制

- ①担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備（主な業務）  
助言、調査、関係者間の調整
- ②差別事案以外の事案にも一定の対応

#### イ 紛争解決を図る体制

- ①相談対応での解決が困難な事案について、助言・あっせんの手続を整備（知事が第三者機関に諮問しつつ行う）
- ②事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

### 【第4 障がい者の自立・社会参加の支援等】

- ①障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援
- ②教育の推進
- ③就労の支援に係る情報の共有等
- ④情報の利用におけるバリアフリー化等
- ⑤災害時等における支援
- ⑥選挙等における投票の支援
- ⑦啓発活動

### 【第5 施策の推進】

#### ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- ①障害者計画において定め、障害者基本法等による施策と一体的に推進
- ②三重県障害者施策推進協議会において、計画の策定・実施状況の監視を行う。

#### イ 差別解消の推進体制

- ①三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

### 【附則】

#### 《施行期日》

○平成30年10月1日（一部を除く。）

#### 《条例の施行後の検討》

○条例施行後おおむね3年ごとに検討

## 2 概要（障害者差別解消法との違いなど、条例の特徴）と対応方針

### 条例前文

平成十八年十二月、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。

障害者の権利に関する条約は、「障がい者、機能障がい者等を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置をとることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であり、恩恵的に施されるものではないことを明らかにした。

これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などを行っており、三重県においても、これらを踏まえ、障がい者の権利を守るための取組を進めているところである。

しかしながら、今なお、障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっておらず、障がい者はもとより、その家族も様々な偏見や差別に直面し、苦悩している。また、障がい者とその家族は、障がい者が自らの選択に基づき、地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状がある。

このような状況を踏まえ、県民が互いに支え合い、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない。我々は、このような取組を進めることによって、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加し、活躍できることが、県民一人ひとりの幸福の実現につながるものと確信している。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりは、県民一人ひとりの理想であり、果たすべき使命である。

ここに、我々は、このような三重県づくりに向けた「未来への新たな一歩」を踏み出し、共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一段落では、障害者権利条約の成立と我が国の締結の状況に触れ、障がい者の権利を守るための取組の進展を明らかにしている。

第二段落では、障害者権利条約が採用した考え方のうち、特に重要とされる障がいの「社会モデル」と差別の禁止（合理的配慮の否定を含む。）の考え方を示している。

第三段落では、この条約に基づく国内法の整備等の状況や三重県における取組の状況を明らかにしている。

第四段落では、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における調査結果等を踏まえ、障がい者を取り巻く現状と課題を示し、条例の制定の必要性を明らかにしている。

第五段落では、第四段落で示した状況を踏まえ、この条例で取り扱う事項の要点を明らかにしている。

## 第2条（定義）

### （1）第1号関係

障がい者の定義については、障害者基本法及び障害者差別解消法の「障害者」と同一の概念による。

条例と法の定義の違いは、

- ①「障がい」の定義に「高次脳機能障がい」と「難病に起因する障がい」を追加。
- ②日常生活等の制約に関し、「断続的」を追加

※追加部分は、障害者基本法等の解釈上認められているものであるため、明示しなくても解釈で対応することができるが、誰にでも分かりやすい条文をめざすために、これらを明示している。

### （2）第3号関係

「合理的な配慮」が、障害者権利条約において採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであることを明確にするため、定義を行い、その内容を確認している。

## 第3条（基本理念）

第2項において、合理的な配慮を行うにあたっての基本的な考え方として、

①差別を回避するための措置であり、

②障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であること

を明らかにすることで、合理的な配慮は「恩恵的」に行われるものではないことをより明確化。

（条例前文においても、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」ことを明記。）

## 第4条（基本理念）

第1項第3号において、建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを明確化。

## 第10条（行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止）

## 第11条（事業者における障がいを理由とする差別の禁止）

次のとおり法の文言から変更をすることで、合理的な配慮の提供が、差別の禁止と表裏の関係にあり、差別的な扱いをすることを回避するための措置にほかならないという趣旨をより明確に表現。

(法第7条第2項)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、・・・。

(条例第10条第2項)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、・・・。

法的義務、努力義務の考え方については、以下のとおり、法律と同様の考え方としている。

・ 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等 → 法的義務 (条例第10条第1項、法律第7条第1項)

事業者 → 法的義務 (条例第11条第1項、法律第8条第1項)

・ 合理的な配慮の提供

行政機関等 → 法的義務 (条例第10条第2項、法律第7条第2項)

事業者 → 努力義務 (条例第11条第2項、法律第8条第2項)

**※対応方針**

これらの、条例の理念・特徴(障害者差別解消法に対する、条例による上乗せや横出しの内容を中心として)等について、県民への周知広報に取り組む。

**第12条 (県等の地方公共団体等職員対応要領)**

法律では、地方公共団体と地方独立行政法人は、作成について努力義務となっているが、本条例では作成を義務化。

**※対応方針**

作成済み。(対象は、県及び県が設立した地方独立行政法人の三重県立看護大学)

なお、県が設立した地方独立行政法人の三重県立総合医療センターは、公営企業型地方独立行政法人のため、本条例上は「事業者」の扱い。(第2条第5号)

### 第 13 条 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)

相談事例等を踏まえて、不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る。

#### **※対応方針**

相談窓口等における実際の具体的な相談事例の蓄積を図り、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて、具体化した事例の公表に取り組む。

### **【相談体制】(第 16 条～第 17 条)**

#### 第 17 条 (県における相談員の設置)

県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

##### (1) 対象事案

条例に規定する差別事案（不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供）

##### (2) 資格

障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから知事が任命。

##### (3) 相談員の業務

①市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。

②関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

③法律に基づいて市町が応じた、障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するための助言。

#### **※対応方針**

県の相談窓口に専門相談員を設置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談（助言・あっせん手続きの対象となる事案の振り分け等を含む。）に応じる。



## 【紛争の解決を図るための体制】（第 18 条～第 24 条）

### 第 18 条（助言及びあっせんの申立て）

差別事案の紛争解決（助言・あっせん）の申立てについて規定。

障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

### 第 19 条（助言及びあっせん）

助言・あっせんの手続きについて規定。

第 2 項…知事による事実関係の調査

第 3 項、第 4 項…第三者機関（三重県障がい者差別解消調整委員会）への諮問

### 第 24 条（三重県障がい者差別解消調整委員会）

知事が必要に応じて第三者機関に諮問しながら助言・あっせんを行う。

第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置・運営。

委員は、10 人以内で組織し、任期は 2 年、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者などから知事が任命。

### ※対応方針

助言・あっせんにあたり、知事の諮問に応じて調査審議を行う第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、申立てに対して適切に対応していく。

## 【障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県の施策】（第 25 条～第 31 条）

### 第 25 条（障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援）

障害福祉サービス事業に従事する人材育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第 26 条（教育）

インクルーシブ教育の推進、関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずる。

### 第 27 条（就労の支援に係る情報の共有等）

障がい者の就労機会の確保、拡大、就労継続についての関係者間の緊密な連携による情報共有等を図る。

### 第 28 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）

点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。

県政に関する情報をインターネット等により提供する場合において、平易な表現を用いるなどの措置を講ずる。

障がい者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第 29 条（災害時等における支援）

指定避難所において、障がい者の良好な生活環境の確保のために、市町に対する情報の提供などの支援を実施するよう努めるものとする。

障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供などの支援を実施するよう努めるものとする。

#### 第 30 条（選挙等における投票の支援）

点字投票等の制度の周知、その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

#### 第 31 条（啓発活動）

差別的取扱いの防止等や合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報。

障がい者が自らの権利について理解を深め、その権利を行使するために必要な知識を習得することができるようにするための啓発。

障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発。

県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、取組及び制度の周知。

#### ※対応方針

これらの、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県施策の取組状況について、進捗管理に取り組む。

#### 第 33 条（三重県障がい者差別解消支援協議会）

法第 17 条第 1 項での任意設置協議会を、本条例で設置義務化。

関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者などから知事が任命。

差別事案の処理状況の検証、その結果の周知も行う。

#### ※対応方針

設置済み。相談事例の共有による障がい者差別解消に向けた取組の推進、相談や助言・あっせんの処理状況の検証や結果の周知などに取り組む。

# 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第九条）

#### 第二章 障がいを理由とする差別を解消するための措置（第十条—第十五条）

#### 第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

##### 第一節 相談体制（第十六条・第十七条）

##### 第二節 紛争の解決を図るための体制（第十八条—第二十四条）

#### 第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（第二十五条—第三十一条）

#### 第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進（第三十二条・第三十三条）

#### 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

### 附則

平成30年6月7日 委員会配付資料

（平成30年5月30日の委員会での議論を踏まえた条例案）

平成十八年十二月、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。

障害者の権利に関する条約は、「障がい者が、機能障がいをもつ者としてこれらの方に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置をとることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であり、恩恵的に施されるものではないことを明らかにした。

これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などを行っており、三重県においても、これらを踏まえ、障がい者の権利を守るための取組を進めているところである。

しかしながら、今なお、障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっておらず、障がい者はもとより、その家族も様々な偏見や差別に直面し、苦悩している。また、障がい者とその家族は、障がい者が自らの選択に基づき、地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状がある。

このような状況を踏まえ、県民が互いに支え合い、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない。我々

は、このような取組を進めることによって、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加し、活躍できることが、県民一人ひとりの幸福の実現につながるものと確信している。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりは、県民一人ひとりの理想であり、果たすべき使命である。

ここに、我々は、このような三重県づくりに向けた「未来への新たな一歩」を踏み出し、共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策（以下「共生社会の実現に向けた施策」という。）に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）その他の関係法令（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）その他の障がい者に関する施策に係る条例を含む。第四条第二項及び第九条において同じ。）と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 合理的な配慮 全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。
- 四 行政機関等 地方公共団体（県、県の区域内の市町及び県の区域内の特別地

方公共団体をいい、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

五 地方独立行政法人 地方公共団体が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第二条第七号に規定する事業者をいう。

### （基本理念）

第三条 共生社会の実現は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者基本法第三条各号に掲げる事項を旨として図られなければならない。

2 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮は、これが障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものであるとの考え方にのっとり、行われなければならない。

3 県は、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第四条 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。

二 障がいを理由とする差別の多くが障がい者に対する理解（障がい者に対する肯定的認識を含む。以下同じ。）及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める施策と一体的に、策定され、及び実施されること。

三 社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要であるとの認識を踏まえて策定され、及び実施されること。

四 障がい者が障がいを理由とする差別に加え、性別、年齢その他の障がい以外の要因に基づく差別を受ける状況があることに鑑み、障がい以外の要因に基づ

く差別の解消を図るための施策との密接な連携の下に、策定され、及び実施されること。

- 2 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策と一体のものとして総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

#### (県の責務)

第五条 県は、前二条に定める基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。

#### (国等との連携協力)

第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第七条 事業者は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

第八条 県民は、共生社会を実現する上で障がいを理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加への支援を主体的に行い、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

#### (障害者計画の策定に関する基本方針)

第九条 県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）その他の関係法令の理念を踏まえ、障害者基本法第十一条第二項の規定による障害者計画（第三十二条第一項において「障害者計画」という。）を策定するものとする。

## 第二章 障がい者を理由とする差別を解消するための措置

### (行政機関等における障がい者を理由とする差別の禁止)

第十条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

### (事業者における障がい者を理由とする差別の禁止)

第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者を理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

### (県等の地方公共団体等職員対応要領)

第十二条 県(地方公営企業法第三章の規定の適用を受ける県の経営する企業を除く。)の機関及び地方独立行政法人(県が設立したものに限る。第十九条第四項において同じ。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十条第一項に規定する地方公共団体等職員対応要領を定めるものとする。

### (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)

第十三条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活及び社会生活に関する分野ごとに不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る措置を講ずるものとする。

(社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備)

第十四条 行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者への支援)

第十五条 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

第三章 障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備

第一節 相談体制

(相談)

第十六条 県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの第十条及び第十一条に規定する障がいを理由とする差別（以下「差別事案」という。）に関する相談に応じなければならない。

2 県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うこと。

二 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 県は、前項の業務のほか、市町において応じた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。

4 県は、第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第二項に規定する障害者虐待、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十五条に規定する不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するもの（次条第四項において「障がい者の権利利益を侵害するもの」という。）であると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。

(県における相談員の設置)

第十七条 県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。



- 2 相談員は、障がい者を理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 相談員は、前条第二項及び第三項の業務を行うものとする。
- 4 相談員は、前条第二項の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の必要な対応を図るものとする。
- 5 相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 県は、第三項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

## 第二節 紛争の解決を図るための体制

### (助言及びあっせんの申立て)

- 第十八条 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
- 2 障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。
  - 3 第一項の申立ては、行為の日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。

### (助言及びあっせん)

- 第十九条 知事は、前条第一項の申立てがあつたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないとき認められるときは、この限りでない。
- 2 知事は、前条第一項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者（第二十三条及び第二十四条第六項において「申立人」という。）、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
  - 3 知事は、助言又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
  - 4 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言又はあっせんを行うに当たり、三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

- 5 知事は、あっせんによっては前条第一項の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(三重県障がい者差別解消支援協議会に対する報告)

第二十条 知事は、助言又はあっせんを行った結果明らかになった課題があると認めるとき又は次項の規定により三重県障がい者差別解消調整委員会から報告を受けたときは、当該課題又は報告について三重県障がい者差別解消支援協議会に報告するものとする。

- 2 三重県障がい者差別解消調整委員会は、前条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行った結果明らかになった課題があると認めるときは、当該課題について知事に報告するものとする。

(勧告)

第二十一条 知事は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第二十二条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(助言及びあっせんの状況の公表)

第二十三条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

(三重県障がい者差別解消調整委員会)

第二十四条 第十九条第三項及び第四項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

- 4 前項の規定による委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策

##### (障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援)

第二十五条 県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

##### (教育)

第二十六条 県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。

- 2 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及び当該学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

##### (就労の支援に係る情報の共有等)

第二十七条 県は、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。

##### (情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十八条 県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。

- 2 県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場合において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。

- 3 県は、障がい者に対し、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の提供等が切れ目なく行われるようにするため、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例（平成二十八年三重県条例第五十号）の定めるところによる。

#### （災害時等における支援）

第二十九条 県は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項に規定する指定避難所（次項において「指定避難所」という。）において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び指定避難所、災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所その他適切な避難場所への障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

#### （選挙等における投票の支援）

第三十条 県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十七条に規定する点字投票その他の選挙人による投票を支援する制度の周知その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

#### （啓発活動）

第三十一条 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、障がい者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することについての理解を深め、その権利を行使するために必要な知識を習得することができるようにするための啓発活動を行うものとする。
- 3 県は、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解が深められるよう、障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明、社会的障壁の除去

の重要性に関する意識の啓発その他の啓発活動を行うものとする。

- 4 県は、県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、障がい者の自立及び社会参加を促進するための取組及び制度の周知その他の啓発活動を行うものとする。

## 第五章 共生社会の実現に向けた施策の推進

### (共生社会の実現に向けた施策に関する計画)

第三十二条 県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

### (三重県障がい者差別解消支援協議会)

第三十三条 障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第一項に規定するもののほか、同項に規定する事項の処理の結果明らかになった課題及び第二十条第一項の規定により知事から報告を受けた課題を解決するための方策について調査研究を行うものとする。
- 4 協議会は、差別事案に関する相談並びに助言及びあっせんに係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障がい者その他の関係者及び県民の参加の下に、当該差別事案の処理状況の検証を定期的に行うとともに、その結果について県民に周知するものとする。
- 5 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第六章 雑則

### (財政上の措置)

第三十四条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第三十二条及び第六章並びに附則第二項の規定 公布の日
  - 二 第三章（第十六条を除く。）、第四章及び第三十三条並びに附則第三項の規定 平成三十一年四月一日

##### (準備行為)

- 2 相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任のために必要な行為、第二十四条第七項の規則の制定その他の準備行為は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の前においても行うことができる。

##### (助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例)

- 3 この条例の公布の日から平成三十一年三月三十一日までの間に、第十八条第三項に規定する期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から起算して六月以内に限り、同条第一項の申立てをすることができる。

##### (検討)

- 4 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について

### 1 計画策定の経緯

本計画は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）に基づいて定めるものであり、障がい者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現のため、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画として、平成19年に策定以降、4年ごとに改訂を行っており、平成27年に策定した現行計画が平成30年度を以て終期を迎えることから、今年度、新たな計画を策定します。

### 2 次期計画の期間

平成31年度から4か年（2019年度～2022年度）の計画とします。

### 3 次期計画の概要

条例に掲げる基本方針に沿って、現行計画の進捗状況等を検証の上、情勢の変化等をふまえ、条例の定めに基づき、外部有識者等で構成する「推進協議会」の意見を聴くとともに、議会の議決を経て策定します。

#### （基本方針）

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 1 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 2 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 3 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

### 4 次期計画策定のポイント

現行計画の進捗状況等から、今後の取組については、以下に掲げる視点、課題、方向性での検討が必要であり、推進協議会等でさらに検証を進めます。

#### （1）策定にあたり特に考慮する視点

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催
- 障がい者差別の解消に向けた取組
- ダイバーシティ社会の実現に向けた取組
- バリアフリー観光の推進
- 農福連携の取組
- 子育て家庭への配慮
- 外国人への配慮 等

#### （2）課題

ユニバーサルデザインの認知度や関心は高くなってきているため、施設等のユニバーサルデザイン（バリアフリー）をさらに進める必要があると考えられます。

#### （3）取組の方向性

2021年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機として、県議会における「障がい者差別解消条例」策定に向けた検討状況などもふまえ、ユニバーサルデザインのまちづくりが一層加速されるよう、意識啓発や配慮された施設整備の推進などに取り組めます。

- (例)・快適に利用できる施設の整備の推進
- ・公共交通機関等のバリアフリー化の推進
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会のすべての人にやさしい運営
- ・おもいやりのある行動の普及（ヘルプマーク、おもいやり駐車場の取組）

## 5 今後のスケジュール（予定）

平成30年6月～11月	庁内会議および推進協議会における検討
10月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
10月～11月	パブリックコメントの実施
12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
平成31年 2月	議案提出
3月末	次期計画の策定

（参考）○ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

（ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等）

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会）

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。



三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について  
～みえ子どもスマイルレポート 平成 30 年度(2018 年度)版～

平成 30 年(2018 年)6月

三 重 県

# 目 次

はじめに	・・・ 1
1 子ども条例に基づく施策の実施状況	・・・ 3
2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況	・・・ 9
3 今後の取組	・・・ 52
別表 平成 29 年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧	・・・ 53

## はじめに

本県の平成 29 年の合計特殊出生率（概数）は 1.49 で、3 年ぶりに 1.5 台を割り込んだほか、出生数も 12,663 人で前年より 539 人減少しており、依然として少子化の傾向が続いています。

「みえ県民意識調査」の結果によると、結婚や子どもを持つことについて理想と現実にはギャップが生じており、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があります。

また、家族のあり方はさまざまに多様化している中で、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、子どもに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

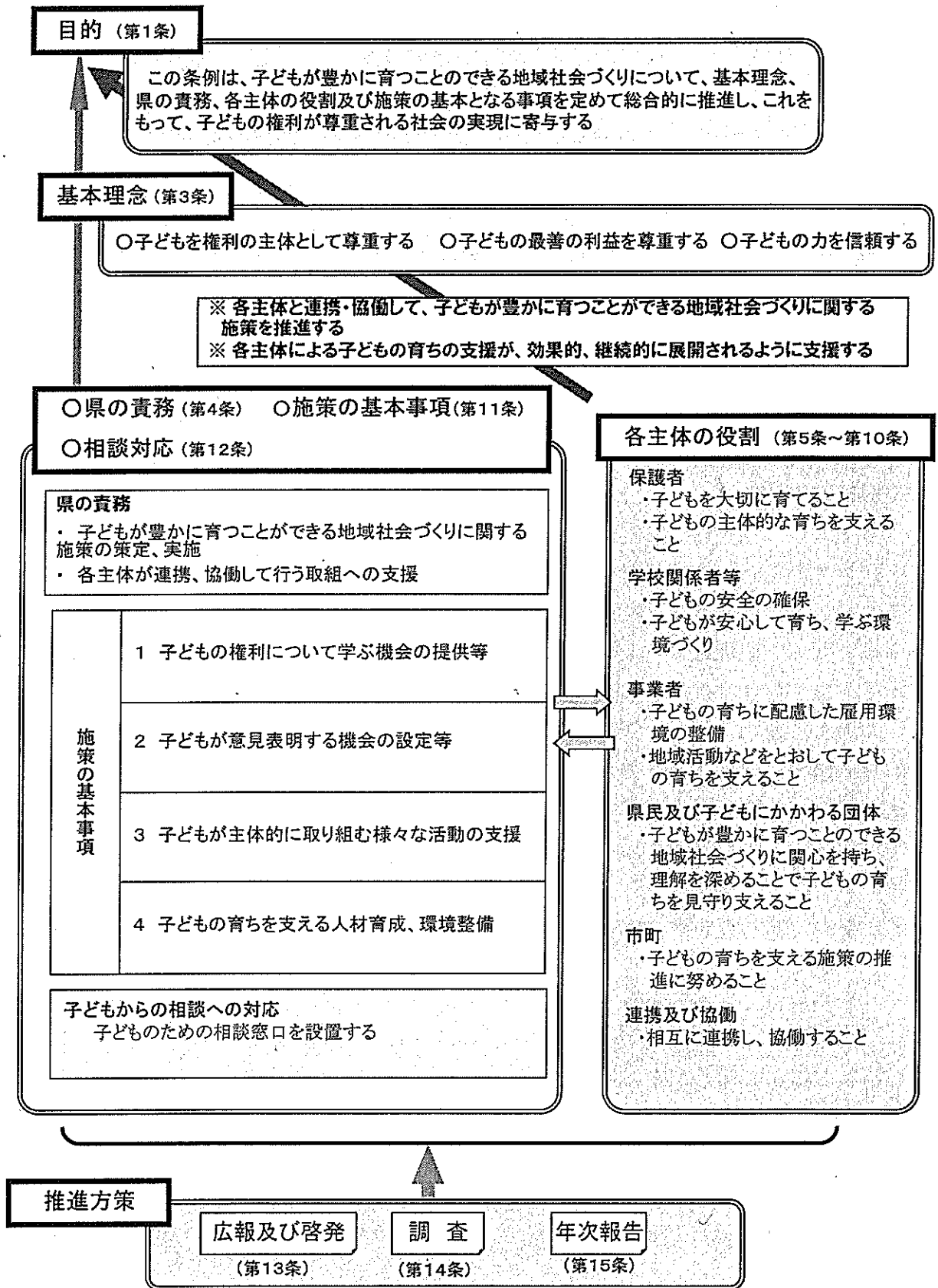
県では平成 23 年 4 月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の 3 つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成 26 年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、「三重県地域少子化対策強化計画」に基づき、ライフステージ毎に切れ目のない支援を進めたほか、条例の基本理念もふまえ、少子化対策計画をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（平成 27 年度～31 年度）を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして取組を進めているところです。

この報告は、今後の施策へ反映するため、子ども条例第 15 条の規定に基づき行う年次報告として、平成 29 年度の子ども施策に関する取組状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況とともにまとめたものです。

# 「三重県子ども条例」の構成



## 1 子ども条例に基づく施策の実施状況

条例は前文で、「子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる」とうたっています。

このような子どもの力を育てていくため、子どもの「思いや意見が尊重される」取組を進めていくことが大切です。

条例では第3条第1号で「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」を基本理念として定めています。

この基本理念を実現するために、条例第11条において、子どもの権利について学ぶ機会の確保や子どもの施策に関しての意見表明と主体的活動の支援等について定めています。

### 【条例第11条】（施策の基本となる事項）

県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

- 一 子ども権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。
- 二 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。
- 三 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。
- 四 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する県の主な取組の実施状況について、以下および別表のとおり、条例第11条で定める基本となる事項別に整理しました。

## (1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

子どもが自分の権利について知り、自分が大切な存在であると認識すると、他人の権利を尊重することや、社会のルールや約束事を守ることの大切さについての理解が深まります。また、大人は、子どもの権利について学ぶことで、子どもが基本的人権を有する一個の人格であることを理解することができます。その中で子どもと大人に信頼関係が生まれ、子どもが安心して豊かに育つことができるようになります。

### ○「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部）

子どもの権利条約に認められている子どもの権利や、子どもと向き合うときに大切にしたい基本理念などについて解説した乳幼児を持つ世帯向けのリーフレットを作成しました。

また、「子育て応援！わくわくフェスタ」などの子どもの育ちや子育て家庭を応援するイベントなど、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行ったほか、平成30年3月4日には東員町総合文化センターにおいて、「子どもの自己肯定感」をテーマとした「みえ子育てホットフォーラム in 東員」を開催しました。

### 第12回子育て応援！わくわくフェスタ

- キャッチフレーズ：世界の鈴鹿・亀山発 ニッコリ子育て支援の輪！
- 日時：平成29年11月23日（木・祝）10時～16時
- 会場：三重県立石薬師高校（鈴鹿市）
- 来場者：約6,000人
- 出展：61ブース
- 出演：3団体
- 主催：三重県、みえ次世代育成応援ネットワーク
- 共催：鈴鹿市、亀山市



○「命の大切さを学ぶ教室」の開催（警察本部）

次代を担う中学生、高校生および大学生に対し、犯罪被害者等の講師が、犯罪被害者等が受けたさまざまな痛み、家族の絆、命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する思い等について語りかけ、受講した生徒が犯罪被害者等の悲痛な思いや置かれている現状に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るとともに、自分や他人の命を大切にす意識、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ることを目的として開催しました。（開催回数：12回、受講者数：約5,800人、うち中高生：約5,600人）

(2) 子どもが意見表明する機会の設定等

子どもが地域の中で生活する一員として、よりよい地域社会づくりに向けて意見を表明する機会があることは大切です。そのような機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加の促進や地域への愛着形成にもつながります。

○「キッズ・モニター」アンケートの実施（子ども・福祉部他）

県の施策に子どもの意見や状況を反映させるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」を実施しました。（実施回数：7回）

○家族の絆 一行詩コンクールの実施（子ども・福祉部）

温かい気持ちのやりとりのなかで、子どもが安心して自分らしく育つことを期待して、「ありがとう」をテーマにした一行詩を募集し（応募作品数：12,732作品）86作品が受賞しました。このうち、最優秀作品賞については、3月4日に東員町総合文化センターで表彰式を行いました。

家族の絆一行詩コンクール表彰式

- ・日時 平成30年3月4日（日）
- ・場所 東員町総合文化センターひばりホール
- ・概要 家族の絆一行詩コンクール表彰式  
講演会  
講師：真生会富山病院心療内科部長  
明橋大二さん  
ステージイベント  
出演：飛龍東員太鼓子どもチーム



【平成29年度 家族の絆・個人部門 最優秀賞】

お母さんへ

「頑張らなくて いい日もあるんだよ」

あなたがそう言ってくれるから私は今日も頑張れます。いつも本当にありがとう。

### (3) 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援

子どもにとって、地域社会のなかでのさまざまな体験や人とのふれあいは、すべて学びにつながり、自信や信頼を深める大切な機会でもあります。子どもが自分で考える力と、思いや願いを実現する力を発揮して自分らしく育っていけるよう、より多くの機会や情報の提供などの支援が求められています。

#### ○高校生フェスティバル（教育委員会事務局）

「三重県立高等学校産業教育フェア」「みえ高文祭」「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会および三重県高等学校定時制通信制生徒文化作品展」「人権まなびの発表会」「高校紹介ひろば」「高校生フォーラム」を実施し、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信しました。

- ・実施日：平成29年10月27～29日（29日は台風接近のため中止）
- ・開催場所：三重県総合文化センター
- ・参加生徒延べ約1,289人、一般来場者延べ約3,814人

#### ○キッズISO14000プログラム（環境生活部）

小学校、企業、行政が連携してキッズISO14000プログラムに取り組むことにより、子どもがリーダーとなって、保護者に趣旨を理解してもらい協力いただくことで、家庭での節電等の取組を推進しました。（参加児童数：小学校13校、469人）

### (4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

子どもが豊かに育っていくためには、たくさんの大人が多様な価値観を持って子どもとふれあい、子どもを支えていくことが大切です。地域の中で子どもの育ちを支えることのできる人材を育成するとともに、そうした人材を含め地域の多様な主体が行う活動が促進されるような環境整備が求められています。

#### ○みえ次世代育成応援ネットワークの活動促進（子ども・福祉部）

社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するために、地域の担い手である企業や子育て支援団体等が参画し活動している「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進を図りました。（会員数：1,554 平成30年3月31日現在）



○子ども専用電話相談の運営（子ども・福祉部）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けしています。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。（平成 29 年度の相談件数：1,425 件）（平成 30 年 3 月末現在）

○子育て・子育てマイスター養成講座や孫育て講座の実施（子ども・福祉部）

地域において多くの子育て支援の場や子育て家庭を支えることができる人材の養成を図るため、市町のニーズに応じて、必要とされる一定の知識や専門的なスキルを身に付ける子育て・子育てマイスター養成講座や子育て期を終えた世代を対象とした孫育て講座を市町と連携して実施しました。受講者は、中学生あかちゃんふれあい体験のサポートや託児支援などに関わり、各地域で活躍していただいています。（平成 29 年度の講座実施市町数：のべ 6 市町、養成者数：のべ 99 人）

## 【参考】みえの子ども応援スマイル補助金を活用した事業の取組状況

「みえの子ども応援プロジェクト」に賛同いただいた皆様からの協賛金を原資に、子育て・子育て家庭支援など「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域社会づくり」を進めるための取組に対して補助金を交付する「みえの子ども応援スマイル補助金」を活用した事業については、下記のとおり、各団体において、取組が実施されました。

### ①教職員・子育て支援者及び保護者向けディスレクシア（読み書き困難）を活かす～個性の磨き方・輝かせ方～

【実施団体名】NPO 法人 21 世紀の子育てを考える会 鈴鹿（鈴鹿市）

【補助額】82,000 円

【事業概要】教職員や子育て支援者、保護者などを対象に、学習障がい的一种であるディスレクシア（読み書き困難）に関する研修会を開催します。

【実施状況】教職員や子育て支援者、保護者などを対象に、学習障がい的一种であるディスレクシア（読み書き困難）に関する研修会を 8 月 24 日（木）に開催し、50 人に参加していただきました。参加者からは「ディスレクシアへの理解が深まった」「子どもの関わり方など参考になった」などの声が寄せられました。

### ②地域団体と学生の協働による「持続的な子育て支援」の仕組みづくり

【実施団体名】特定非営利活動法人 太陽の家（桑名市）

【補助額】76,000 円

【事業概要】大学生と協働した、フィールドワークの実施などを通じて、保育、放課後児童対策など子育て家庭への支援や経済的に困難を抱える家庭への支援の強化に向けた事業の企画・立案を行います。

【実施状況】学生の啓発および地域活動への参加を促進することを目的として、学生と子ども支援団体などを対象に、学生が自ら企画する形で「学生ボランティア・フェスティバル」を 12 月 2 日（土）、平成 30 年 2 月 17 日（土）の 2 回開催し、計 67 人に参加いただきました。参加者からは「子ども支援団体と若者を結びつける良い機会となった」などの声が寄せられました。

## 2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況

県では、三重県子ども条例の基本理念もふまえ、平成26年度に少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(平成27年度～31年度)を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に切れ目のない取組を進めているところです。

### (1) ライフステージ毎の主な取組状況と今後の取組方向

#### 子ども・思春期

三重県子ども条例の基本理念をふまえ、1,500の会員で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動の促進や、「子育て家庭応援クーポン」の協賛店舗の一層の拡大など、企業や団体等のさまざまな主体と連携して地域社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を応援する取組を進めます。また、子どもの生活に関する意識、実態等を調査し、「みえの子ども白書(仮称)」としてまとめます。

ライフプラン教育について、実施する市町や学校が増加していますが、引き続き、家庭生活の大切さなどについて肯定的な家族観が醸成されるよう、関係機関と連携しながら取組を進めるとともに、大学生や企業の若者等に対する妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の普及啓発に取り組みます。

社会的養護を必要とする子どもができる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親制度の周知や里親登録者増加に向けた普及・啓発を進めるとともに、里親の養育技術の向上に取り組んだほか、施設の小規模化、地域分散化等を進めました。引き続き「三重県家庭的養護推進計画」および平成29年度に国がまとめた「新しい社会的養育ビジョン」をふまえ、里親制度等の普及・啓発を進めるとともに、児童養護施設や乳児院の計画的な施設整備を進めます。

児童虐待の防止について、家族への支援等を適切に行うことができましたが、引き続き、市町の児童相談体制の強化やリスクアセスメントツールの精度向上等を通して児童虐待の防止に努めていきます。また、児童相談所のかかわる要保護児童について、子どもの権利擁護推進事業を新たに実施します。

子どもの貧困対策については、「三重県子どもの貧困対策推進会議」において、市町の福祉および教育関係者等を対象とした講演会の開催や好事例の情報提供等を行うとともに、県内各地域で行われている子ども食堂の現状や課題を把握しました。今後は、子ども食堂の実態調査の結果もふまえ、関係団体等の協力を得てハンドブックを作成し、運営面等のノウハウを提供するとともに、関係者間の顔の見える関係づくりやネットワークの構築を支援します。

#### 若者／結婚

若者の安定した経済基盤の確立に向けて、若者に対して正規雇用に向けてのキャリアアップ研修等に取り組みました。また、若者の就労支援の拠点である「おしごと広場みえ」において、県内企業の情報発信や企業と若者のマッチング等に取り組むとともに、U・Iターン就職の促進に向け、就職支援協定を締結した県外大学12校と連携して学生向けに情報発信等を進めました。

さらに、「みえ出逢いサポートセンター」において結婚を望む人への出逢いの場の情報提供等を行うとともに、大学生 1.6 万人、住民 3 万人、従業員 3 万人、事業所 3 千社を対象に「結婚や出産、子育て、働き方に関する意識調査」を独自に実施し、その結果等をふまえ、「みえの出逢い支援等実施計画」を策定したほか、新たに市町の結婚支援担当者会議を設置し、データや先進事例の情報共有を通して取組を支援するなど、総合的な結婚支援に取り組みました。

今後は、「みえの出逢い支援等実施計画」に基づき、みえ出逢いサポートセンターを通じた情報発信に加え、企業・団体と連携した情報発信の強化、市町や企業、団体等が行う、結婚を望む人のニーズに応じた多様な出逢いの場づくりの支援を行うなど、多様な主体との協創による取組を進めるほか、社会全体で結婚を望む人を応援する地域づくりを進めるため、市町や企業等さまざまな主体と連携し、引き続き機運の醸成に取り組みます。

## 妊娠・出産

「出産・育児まるっとサポートみえ（三重県版ネウボラ）」の取組として、産後ケア事業を行う市町への費用の助成や母子保健コーディネーターの育成等を行い、産後の子育ての負担感や孤立感の軽減を図るとともに、不妊や不育症に悩む方を対象に、男性不妊治療を含む特定不妊治療や不育症等への助成などの経済的支援や相談支援等を行いました。

さらに、周産期医療体制の充実に向け、医師等の確保や周産期母子医療センターの運営支援、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用等を行いました。

引き続き、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりに向けて、不妊に悩む夫婦に対する特定不妊治療等への経済的支援や不妊専門相談センターによる相談・情報提供を行うとともに、産後ケア事業の有効活用を進めるほか、各市町の実情に応じた母子保健体制の整備に向けた核となる人材育成など、切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアを推進します。

また、周産期母子医療センターの運営、設備整備に対する支援や新生児ドクターカー（すくすく号）の運用を行います。

## 子育て

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援したほか、保育所等整備のための支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、潜在保育士の職場復帰支援や修学資金の貸付等による保育士確保に取り組みましたが、女性の社会進出が進んだことや潜在的な保育ニーズが高まった一方で、保育士不足等により受入側の体制が整わなかったこと等により待機児童が増加しました。

これらのことから、地域で安心して子育てができるよう、待機児童の解消に向けた保育所の施設整備や人材確保の支援、放課後児童対策などを進めるとともに、乳幼児の親同士の交流の機会の提供などの親の学びを応援する取組や野外体験保育の指導者等の養成、「みえの育児男子プロジェクト」として、新たに「イクボス伝道師」を養成し、企業等におけるイクボス推進取組の一層の拡大を図るなど、男性の育児参画を積極的に推進し、子育て家庭を支援します。

また、「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、市町モデル事業の実施や会議等を通じた事例の共有や意見交換等を進め、市町の取組を支援します。

さらに、発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、「三重県立子ども心身発達医療センター」および「三重県立かがやき特別支援学校」において、隣接する国立病院機構三重病院と連携し、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。

あわせて、地域において成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう、発達支援の中核として地域支援機能を高め、巡回指導における技術的支援や人材育成などの市町等への支援を充実・強化します。

## 働き方

県内で働く女性の挑戦を称える「チャレンジャーズ・アワード2017」を開催し、女性活躍のロールモデルの創出に取り組むとともに、多様な働き方も含めた女性の就労継続支援や再就職支援、マタニティ・ハラスメント等のない職場づくりに向けた啓発、「働き方改革」を進めるための企業に向けた専門家派遣など、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めました。

引き続き、企業に対して、従業員等の結婚・子育て・介護等のライフイベントに対して、ワーク・ライフ・バランスがとれた働きやすい職場づくりを実現するよう働きかけるなど、安心して子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組を促進します。

### (2) 重点的な取組の進展度

14の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に4段階で判断したところ、😊(進んだ)と評価した取組は7項目、😊(ある程度進んだ)は6項目で、😞(あまり進まなかった)と評価した取組は「保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」の1項目でした。なお、😡(進まなかった)は該当ありませんでした。

重点的な取組	進展度		
	H27	H28	H29
1 ライフプラン教育の推進	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)
2 若者の雇用対策	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)
3 出逢いの支援	😊	😊	😊 (進んだ)
4 不妊に悩む家族への支援	😊	😊	😊 (進んだ)
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	😊	😞	😞 (あまり進まなかった)
8 男性の育児参画の推進	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)
9 子育て期女性の就労に関する支援	😊	😊	😊 (進んだ)
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	😊	😊	😊 (進んだ)
11 子どもの貧困対策	—	😊	😊 (進んだ)
12 児童虐待の防止	😊	😊	😊 (進んだ)
13 社会的養護の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～	😊	😊	😊 (進んだ)
14 発達支援が必要な子どもへの対応	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)

※重点的な取組の進展度の判断基準

区分	重点目標の達成率(達成状況)
😊 進んだ	100% (1.00)
😊 ある程度進んだ	85%以上100%未満 (0.85以上1.00未満)
😞 あまり進まなかった	70%以上85%未満 (0.7以上0.85未満)
😡 進まなかった	70%未満 (0.7未満)

重点目標の達成率（重点目標が複数ある場合は単純平均）の結果により、4段階に区分したうえで、モニタリング指標の動向や取組実績等の情報をもとに、総合的に進展度を判断します。

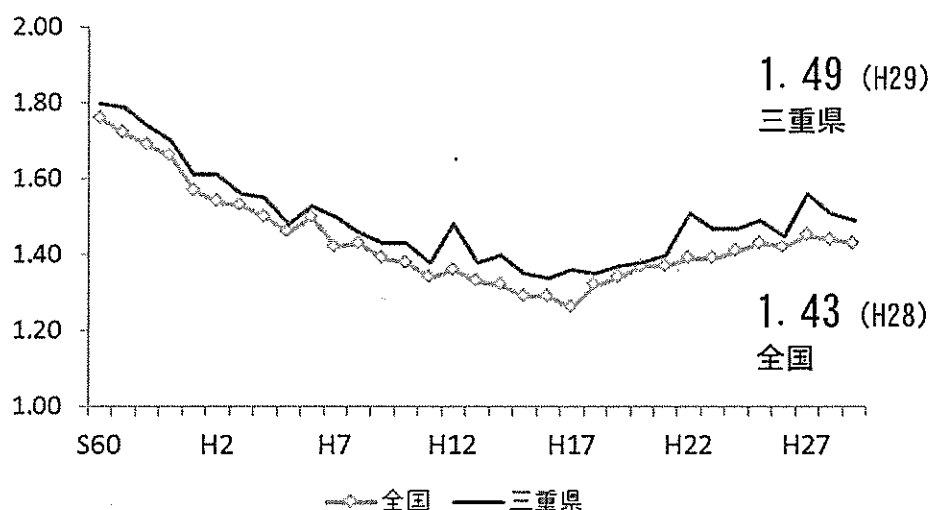
### (3) 総合目標

総合目標	現状値	27年度実績	28年度実績	29年度実績	目標値
合計特殊出生率	1.45 (H26年)	1.56 (H27年)	1.51 (H28年)	1.49 (H29年)	1.8台 (おおむね10年後)
「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と感じる県民の割合	55.6%	53.4%	52.1%	52.2%	67.0% (平成36年度)

#### ①合計特殊出生率

本県の合計特殊出生率（概数）は1.49で、平成28年の1.51から0.02下落し、3年ぶりに1.5台を割り込む結果となっており、おおむね10年後の目標である1.8台（県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」）とは依然としてかい離があります。

図表1 合計特殊出生率の推移【人口動態統計等により県が作成】



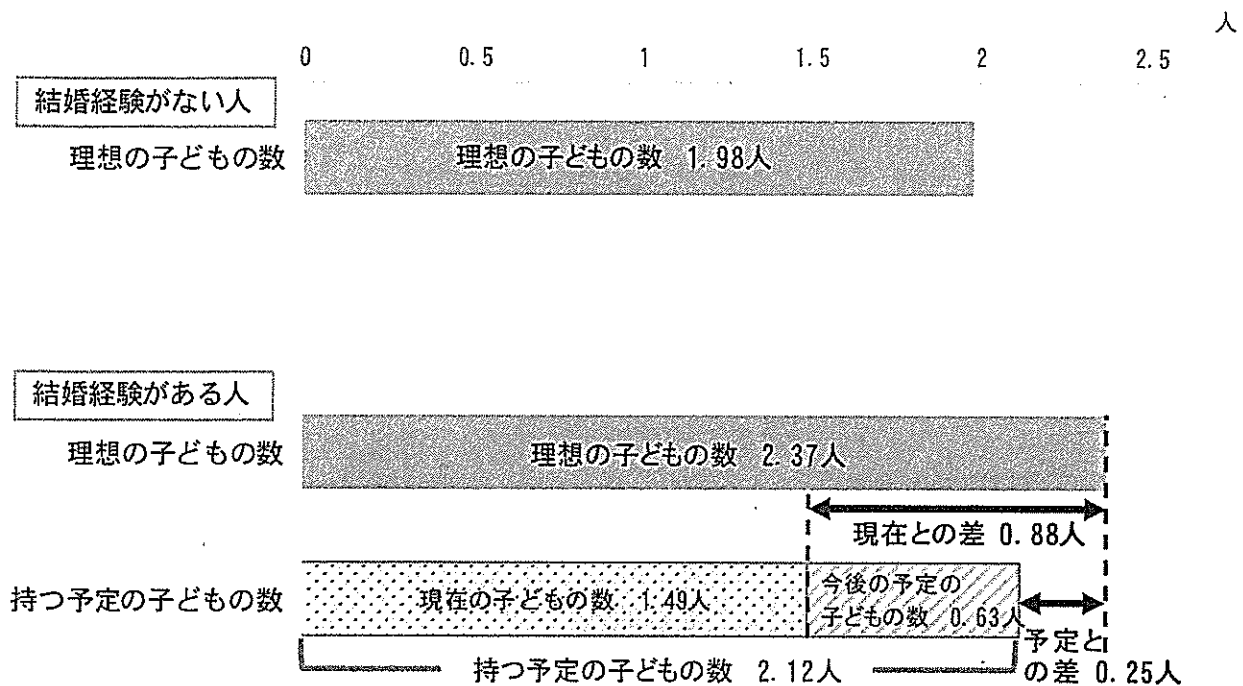
出生率の変化は、結婚行動の変化と結婚後の出産行動の変化という2つの要因にほぼ分解できると言われています。そこで、以下では、合計特殊出生率などのデータに加えて、県が平成29年度に実施した「第7回みえ県民意識調査」や「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」（以下「結婚等に関する意識調査」という。）の結果も用いながら分析を行い、今後の取組につなげていきます。

#### ○理想の子ども数から見る現実とのギャップ

第7回みえ県民意識調査によれば、「子どもがほしい、ほしかった」と回答した割合は84.3%と前回調査より2.8ポイント上昇し、調査開始以降、過去最高となっており、理想の子ども数についても平均2.5人と、前回調査より0.1人多くなっています。

また、結婚等に関する意識調査によれば、現在の子ども数に今後の予定の子どもの数（0.63人）を加えた「持つ予定の子どもの数」は2.12人で、理想の子ども数より0.25人少ないという結果となっており、子どもを望む傾向が高まりつつある一方で、現在の子ども数と理想の子ども数にはギャップが存在していることが見て取れます。

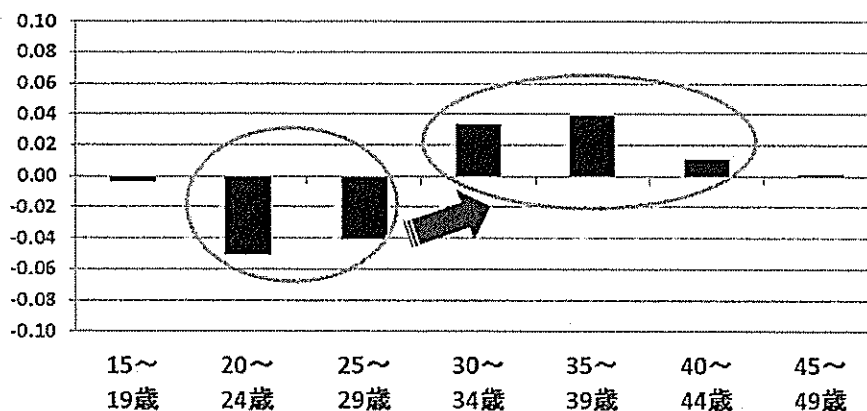
図表2 理想の子どもの数と持つ予定の子どもの数【結婚等に関する意識調査】



○県の合計特殊出生率の女性年齢（5歳階級）別の変化（H28—H22）

平成28年の合計特殊出生率（1.51）は6年前の平成22年（1.51）と同じ値ですが、増減を女性年齢（5歳階級）別にみると、29歳までは下がる一方で30歳以降が増加しており、晩婚化、晩産化の影響を受けていることが見て取れます。

図表3 女性年齢（5歳階級）別にみた合計特殊出生率の増減（平成28年—平成22年）  
【人口動態統計等により県が作成】



○結婚についての意識や行動

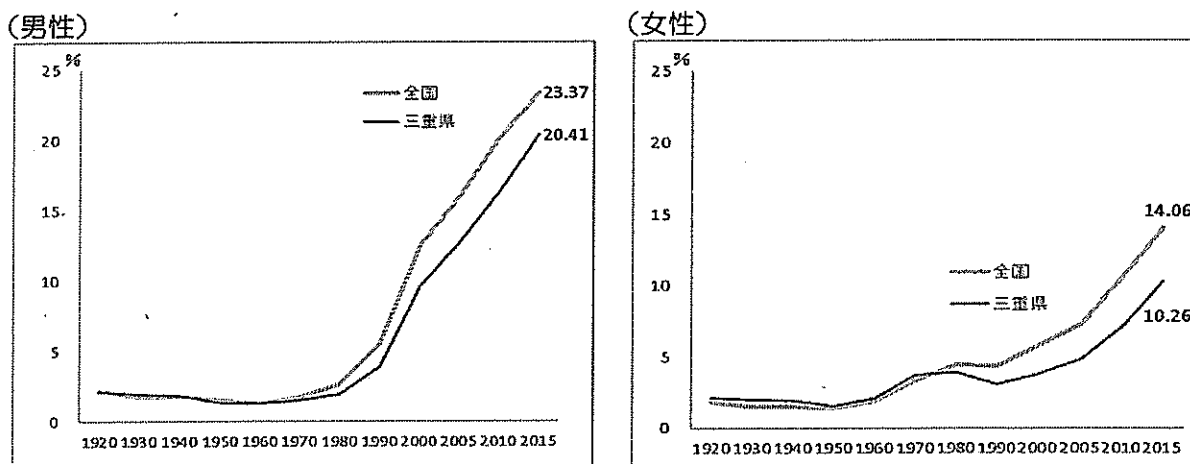
県内の生涯未婚率は、男女とも全国で5番目に低い水準であるものの上昇傾向にあり、晩婚化の指標である平均初婚年齢も過去30年以上にわたり、上昇傾向にありましたが、平成28年では男性が30.7歳と前年から横ばい、女性は28.8歳と前年より低下しています。今後の推移を注視していく必要がありますが、一定改善の兆しが見えつつあります。

一方で、結婚等に関する意識調査の結果では、住民の未婚の方の理想の結婚年齢は平均で男性が29.3歳、女性は27.4歳であり、平均初婚年齢との間で男女とも1.4歳の差があり、依然として理想との間でギャップが生じています。その理由として1番に挙げられたのは、男女ともに「適当な相手がいなかったから」であり、次いで、男性は「お金がなかったから」、女性は「仕事を優先したかったから」が理由として挙げられています。

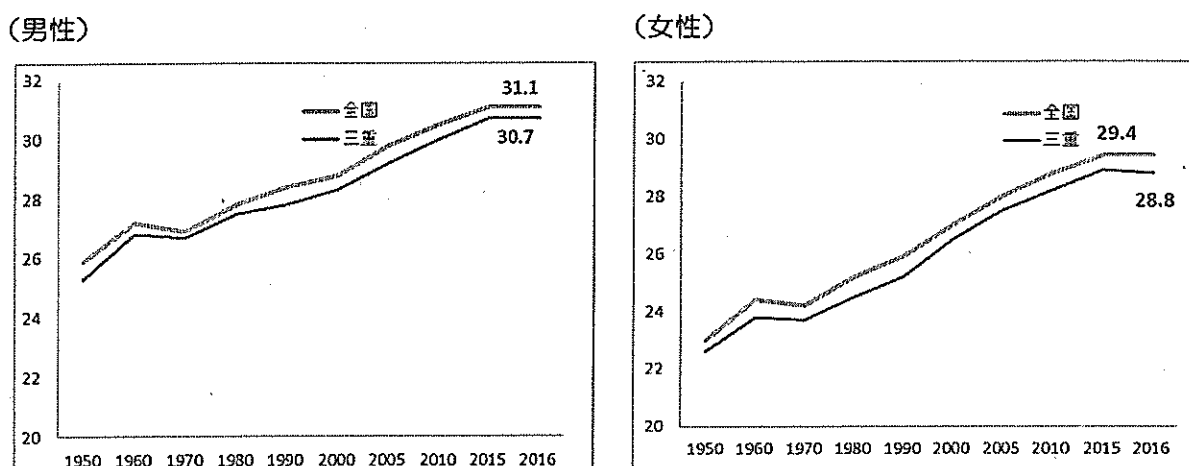
このほか、大学生等を対象とした調査では、「妊娠・出産に関する医学的知識」を知って

いる層ほど理想の結婚年齢が低い傾向が見られ、正確な知識を得ることが将来設計に対する影響を与えている可能性があることが示唆されます。

図表4 生涯未婚率の推移【国勢調査】



図表5 平均初婚年齢の推移【人口動態統計】



これらのことから、引き続き、出逢いの機会の提供や若者の雇用環境の改善に取り組むとともに、企業等とも連携しながら、結婚などの希望をかなえることができる職場環境づくりの促進のほか、学生に向けたライフプラン教育の実施など将来を見据えた取組も含めた総合的な結婚支援に取り組む必要があります。

#### ○理想の子どもの数を持たない理由

第7回みえ県民意識調査によれば、「どのようなことがあれば、子どもが欲しいと思うか」という設問に対し、性別、年代、職業などに関わらず、「将来の教育費に対する補助」、「幼稚園・保育所などの費用の補助」、「妊娠・出産に伴う医療費の補助」など経済的な支援を上位に挙げていることから、国が進める幼児教育・保育無償化財源の確保を国に要望していくなど、子育てや教育の経済的負担を軽減する取組を着実に進めていくことが必要です。

また、同調査における国の類似調査結果との比較の中で、全国では上位3位までを経済的な支援が占めている一方で、本県では「職場の理解」が3位に挙がっており、制度だけでなく、安心して子育てができる職場の風土づくりも重視していることが見て取れます。

さらに、同調査を詳しく見ると、女性は、男性と比べて、仕事と子育ての両立や、子育てへの周囲の協力など、子育てに対して不安を感じている傾向が強いという結果が出ており、「どのようなことがあれば、子どもがほしいと思うか」という設問に対しても、男性と比べ、「職場の理解」や「勤務先の育児短縮勤務制度」、「配偶者の家事・子育ての協力」など仕事と子育ての両立支援や育児負担の軽減に関して回答する割合が高い傾向にあります。



図表6 どのようなことがあれば、子どもが欲しいと思うか【第7回みえ県民意識調査】

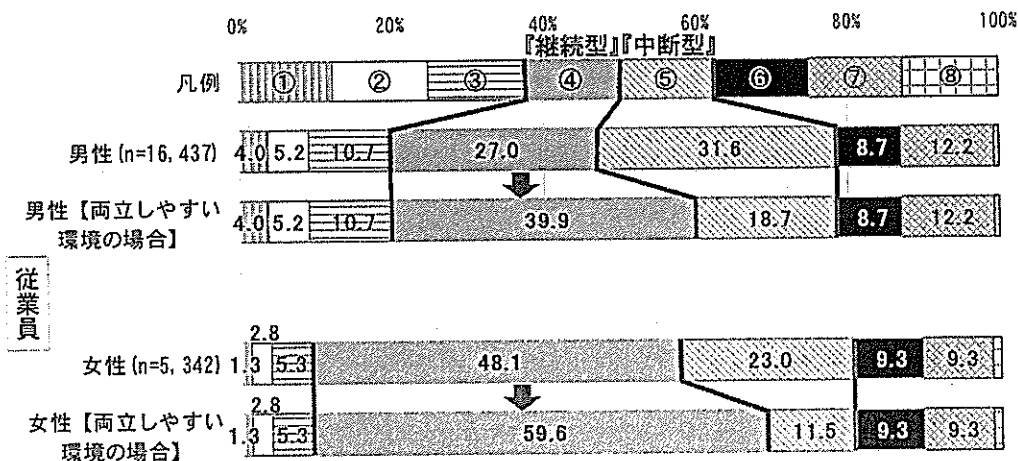
	男性	女性
将来の教育費に対する補助	61.7	65.8
幼稚園・保育所などの費用の補助	49.0	50.2
職場の理解	35.8	46.4
妊娠・出産に伴う医療費の補助	38.8	42.6
幼稚園・保育所などの充実	33.1	34.5
勤務先の産休・育児休業制度	31.6	35.5
住居費用の補助	33.4	27.4
勤務先の育児短縮勤務制度	21.8	32.5
配偶者の家事・子育てへの協力	14.0	36.8
妊娠・出産に関する医療サービスの向上	22.0	25.8
産婦人科の充実	16.2	22.7
不妊治療に関する医療機関の充実や補助金の整備	16.7	21.9
地域や自治体の育児支援サービスの充実	18.9	19.7
ベビーシッターや民間の家事・育児支援サービスの利用にかかる費用への補助や税金の控除	16.2	20.1
自分または配偶者の家事・子育てへの協力	10.4	15.4
特になし	9.8	5.4

○女性が働くことに対する意識

「結婚等に関する意識調査」によれば、女性が働くことについて、男性従業員は「中断型」、女性従業員は「継続型」を選択する割合が最も多く、男女間で意識の差が存在しています。しかし、同調査では、仕事と子育てが両立しやすい環境にあれば、男女ともに「継続型」を選択する割合が最も高くなり、とりわけ女性従業員では約6割が「継続型」を選択するという結果となりました。これらのことから、男女間の意識の差が結婚や妊娠・出産等の家族形成にも影響を与えている可能性があること、その差を埋めるために仕事と子育てが両立しやすい環境を整備することが有効であることが示唆されています。

結婚や妊娠・出産後も継続して働き続けられる職場環境づくりを進めることは世帯所得の上昇にもつながり、結果的に子育て等の経済的負担にもつながることから、引き続き、待機児童の解消や仕事と子育て両立支援等に取り組む必要があります。

図表7 女性が働くことについて【結婚等に関する意識調査】



- ① 家事や育児などがあるので、働かない方がよい
- ② 結婚するまでは働く方がよい
- ③ 子どもができるまでは働く方がよい
- ④ 子どもができて、ずっと働き続ける方がよい (『継続型』)
- ⑤ 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい (『中断型』)
- ⑥ その他
- ⑦ わからない
- ⑧ 不明

○男性の育児参画に関する意識や行動

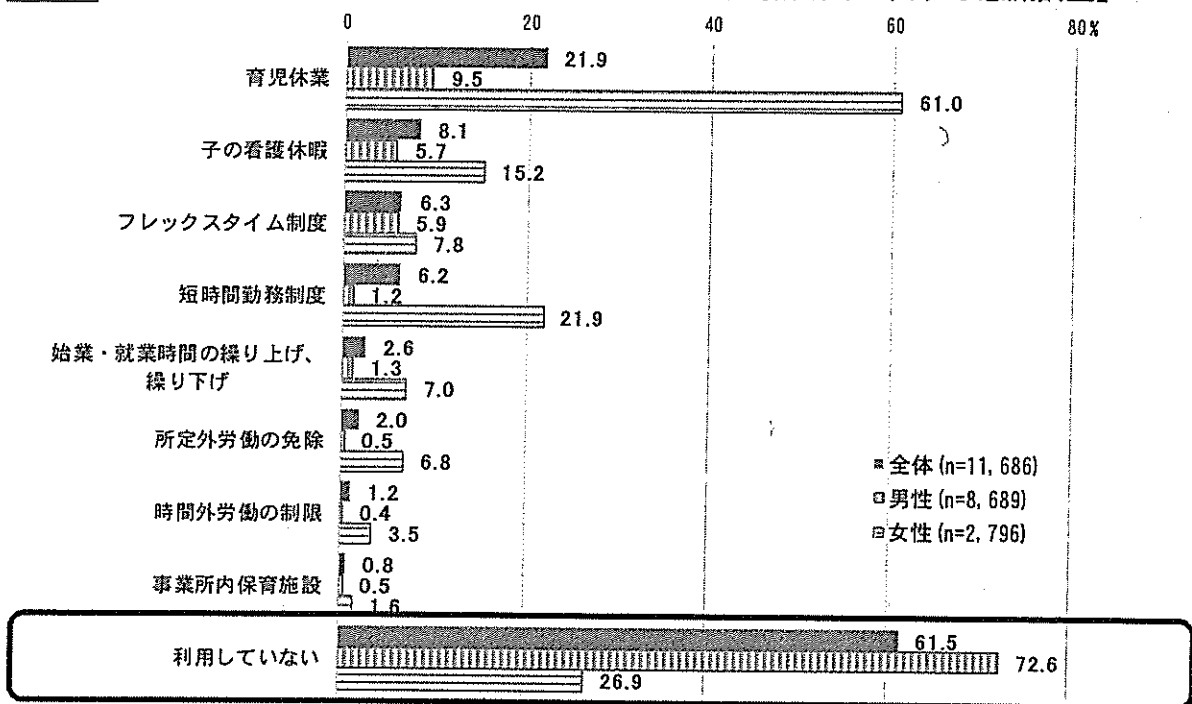
夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高いと言われており、「第2子の壁」を突破するためには、男性の育児参画を進めることが重要です。実際に、県民意識調査においても、女性の22.9%が「配偶者の家事・子育てへの協力が期待できない」ことを子育てでの不安として挙げており、「どうすれば、子どもがほしいと思うか」という設問に対し、「配偶者の家事・子育てへの協力」が36.8%となっています。

しかし、「結婚等に関する意識調査」によれば、多くの事業所で出産や育児のために利用できる制度があるが、男性は「利用していない」が70%を超えるなど必ずしも利用が進んでいない現状が明らかとなっています。

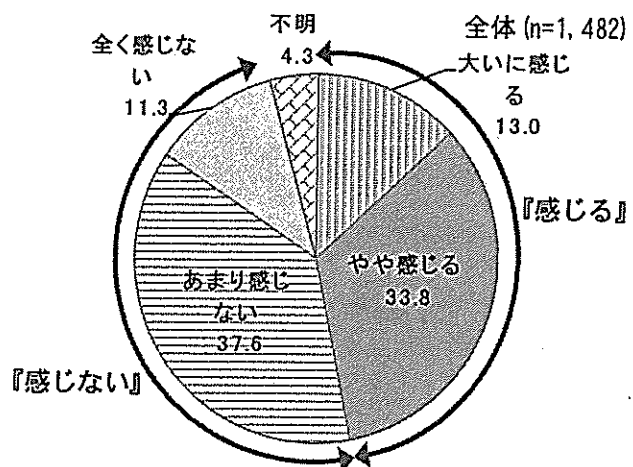
また、男性従業員がこれらの制度を利用するためには、職場からの後押しが重要となりますが、事業所の多くが自らの職場を育児や介護等の休暇を利用しやすい風土であると感じていないという結果となっています。

これらのことから、男性の育児参画の推進に向けて、一層の普及啓発を進めるとともに、企業への働きかけを進めていく必要があります。

図表8 第一子出産・育児に利用した制度（複数回答）【結婚等に関する意識調査】



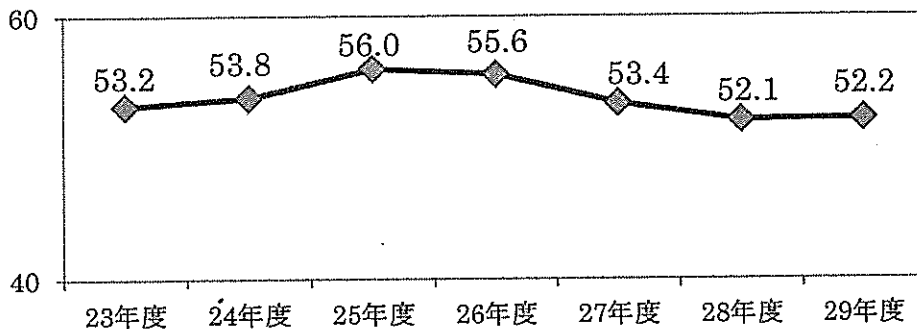
図表9 従業員が育児や介護等の休暇を利用しやすい風土か【結婚等に関する意識調査】



## ②地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

第7回みえ県民意識調査によると「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は52.2%で、前年度実績の52.1%より0.1ポイント上昇し、平成36年度の目標値(67.0%)とは14.8ポイントの差となっています。

図表10 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移  
【みえ県民意識調査】



属性分析からは、20歳代から40歳代の実感割合が上昇した一方でわからないと答える割合も上昇しているほか、男性や未婚者などの実感割合の低迷等が見てとれることから、子育ての現役世代および子育てに今後関わる層等に取り組みの成果が十分に実感として届いていないことなどが要因であると考えられます。

引き続き、子育て世代に対してよりターゲットを絞った効果的な支援に取り組むとともに、環境づくりや機運醸成の取組のすそ野を拡充し、地域社会全体に子育て支援施策の実感が広がるよう取り組む必要があります。

また、「みえの子ども白書2019(仮称)」を策定するにあたって実施する各種調査を通じて、地域社会における大人と子どもの関わりについて実態を把握するなど、実感割合が低迷している背景を分析していく必要があります。

### (4) 重点的な取組の全体的な進捗状況からみた平成29年度の総括

29年度の子子化対策の取組については重点的な取組の全体的な進捗状況からある程度進んだと考えられ、また、みえ県民意識調査において「子どもを希望する割合」が過去最高となるなど、県民の子どもをもつことや子育てへの希望が高まる兆しもあります。一方で、合計特殊出生率が2年連続で前年を下回るなど、2つの総合目標については依然として目標水準とかい離があります。しかしながら、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、めざすべき社会像の実現に向けて、新たに創設した「子ども基金」や国の交付金等も活用し、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源を確保しながら、今後も引き続き、ライフステージ毎に切れ目のない対策を継続・強化するとともに、企業や大学、市町等との協創をより重視し、成果につながるよう取組を進める必要があります。

## 重点的な取組 1 ライフプラン教育の推進

### 5年後のめざす姿

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができている状況をめざします。

主な取組内容	①幼児向けの教育【教育委員会】 ②小中学校向けの教育【子ども・福祉部】【教育委員会】 ③高校生向けの教育【教育委員会】 ④大学生向けの普及啓発【子ども・福祉部】 ⑤学卒後の若者向けの普及啓発【子ども・福祉部】
--------	--

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 ある程度進んだ	判断理由	ライフプラン教育を実施している市町数が目標を達成し、ライフプラン教育を実施している学校の割合も概ね目標を達成したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-----------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😐 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度 of 取組概要と成果、残された課題 (評価結果)

- 子どもたちが妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフプランを考えられるよう、県立学校を対象に講師を派遣し講演会を実施するとともに(15校18回)、生徒が将来の家族の大切さについて認識を深められるよう、保育実習や講演会を実施しました(保育実習9校、講演会10校)。幼稚園および公立小中学校等の教員を対象に家庭生活について考える講演会を実施しました。今後も関係団体等の協力を得て、各学校の取組を支援していく必要があります。【教育委員会】
- 県補助事業の小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業について3市町、全中学校に対する命の教育セミナーについて1町が実施し、その他市町独自の取組などとあわせ25市町にライフプラン教育の取組が拡大しました。今後も取組市町のさらなる拡大をめざす必要があります。また、思春期世代を対象とした性や妊娠・出産に関する医学的に正しい知識の習得のためのウェブコンテンツのPRを行い、多くの子どもたちに正しい知識の提供が行われるようにしていく必要があります。
- 大学等と連携し、学生に妊娠・出産に関する医学的に正しい情報を提供することで自身のライフプランやキャリア形成に活かせることができるよう、3大学で講座を行いました。
- 三重県が平成29年度に行った「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」によると「不妊の原因の半数は男性にもある」等の妊娠、出産に関する医学的な情報はまだ広く知られていない一方で、若者の多くはこのような情報を知ることが将来設計や行動に変化があると考えていることがわかりました。またイクボスの認知度等も低い状況にあることなどから、結婚や妊娠・出産、子育てと仕事の両立等を含め、総合的に情報提供を行う必要があります。
- 平成29年度に、大学が結婚をはじめとするライフプランやキャリアデザイン等に関する普及啓発の取組を自主的に行う際に使用する教育プログラム(DVD教材、リーフレット、ウェブコンテンツ)を、高等教育コンソーシアムみえに委託して作成しました。今後はこの教育プログラムを当該分野の普及啓発に広く活用していく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	28年度	29年度	達成 状況	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
ライフプラン教育を実施している市町数		20 市町	23 市町	1.00	26 市町	29 市町
	10 市町 (26年度)	22 市町	25 市町			
県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合		60.0%	75.0%	0.92	90.0%	100.0%
	38.6% (26 年12月末)	62.1%	69.0%			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
	平均初婚年齢（県）	男性 30.5 歳 女性 28.7 歳 (26年)	男性 30.7 歳 女性 28.9 歳 (27年)
出生児の母の平均年齢（第1子、県）	29.9 歳 (26年)	30.1 (27年)	30.0 歳 (28年)

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	8,343	7,497	2,037	2,409	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

○高校生が妊娠・出産や性に関する正しい知識を身につけられるよう、引き続き県立学校を対象に講師を派遣するとともに、関係団体と連携して、乳幼児とふれあう体験活動やライフプランに係る講演会等を通じて生徒が家庭や家族の役割について理解を深める取組を進めます。また、幼稚園および公立小中学校等で、子どもたちが家族の大切さに気づき、家族の役割を考える活動が行われるよう、教員等を対象にした講演会を開催します。

【教育委員会】

○子どもたちが、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得できるよう、ライフプラン教育に取り組む市町の拡大に向け、働きかけを行います。  
また、関係機関との連携を深め、思春期世代を対象としたウェブコンテンツのPRを行います。

○高校生や大学生、企業の若手職員を対象に、大学や企業、団体等と連携してライフプランやキャリアデザインを考える機会を提供するとともに、結婚、出産、子育て、働き方等に関する意識調査の結果を踏まえ、妊娠・出産に関する医学的に正しい知識に加え、子育てと仕事の両立等を含めた総合的な情報の提供を行います。

【以上、子ども・福祉部】

## 重点的な取組 2 若者の雇用対策

### 5年後のめざす姿

結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっている状況をめざします。

主な取組内容	①不本意非正規雇用者への支援【雇用経済部】 ②企業への啓発【雇用経済部】 ③若者と企業とのマッチング【雇用経済部】 ④U・Iターン就職の促進【雇用経済部】 ⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】 ⑥南部地域市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	「おしごと広場みえ」利用者の就職率が目標を達成し、県内新規学卒者等が県内に就職した割合も概ね目標を達成したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😐 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 不本意非正規雇用の若者の正規化に向けて、スキルアップのための講座と企業での実習を組み合わせた研修事業を実施（40名が修了）し、31名が就職に至りました。そのほか、正規雇用に向けての人材育成補助事業（14社が活用）やキャリアアップを図る研修会（49名が参加）を行いました。不本意非正規雇用者の割合が若年層で高いことから、引き続き若者の就労に対する支援が必要です。
- 若者と企業との相互理解を深めるため、企業の魅力発信データベースの構築（計300社）やホームページ上での発信、中小企業向け魅力発信セミナーの開催等とともに、若者と企業との交流の場づくり（職場見学バスツアー）（5回）、企業の魅力発見フェア（116人参加）等を行いました。
- 若者等の就労をワンストップで支援する「おしごと広場みえ」の新規登録者数は、1,747名と、昨年度をやや上回っているものの、利用者数は減少しています。また、県内中小企業を中心とした就職説明会では、大学生等の参加も減少しており、3年次等のより早い段階に県内企業の魅力に触れる機会を増やす必要があります。
- 県内へのU・Iターン就職につながるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」に配置した就職相談アドバイザーによる就職相談を実施するとともに、関東地域においてU・Iターン就職希望者を対象にした就職セミナーを行いました。さらに、大学内就職セミナーに参加する等、関東地域の大学への情報発信や情報収集を実施しました。あわせて、中部地域（名古屋）および関西地域（大阪・京都）においても、U・Iターン就職セミナーを開催、特に、大阪セミナーでは広島県との共催により、働き方改革や女性活躍に積極的に取り組む企業が参加し、学生に対し働きやすい企業をPRすることにより、三重県へのU・Iターン就職の促進を図りました。新たに関西地域の大学1校、中部地域の大学3校と就職支援に関する協定を締結し、協定締結大学は12校となりました。中部の大学の2校において、知事と学生とのトークセッションを行い、三重県内での就職に対する働きか

けを行いました。また、県外大学を訪問（延べ102回、3月末）するとともに、「おしごと広場みえ」の就職相談会を関西事務所で実施しました。そのほか、県内経済団体、三重労働局、県内大学や就職支援協定締結大学の参画を得て「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を活用し、県内外の学生を対象とした地域課題解決型インターンシッププログラム等の検討を図るとともに県内企業に対するインターンシップ受入促進策や大学生の参加促進策等について検討しています。今後も、若者が就職に必要な基礎力を身に付けることができるよう支援を行うとともに、就職時のミスマッチによる離職を防ぐよう、若者と企業との相互理解を深める取組を進める必要があります。さらに、県内企業への就職を促進するため、大学との就職支援協定に基づき、県内企業でのインターンシップの受け入れに向けたシステムの構築が必要です。

【以上、雇用経済部】

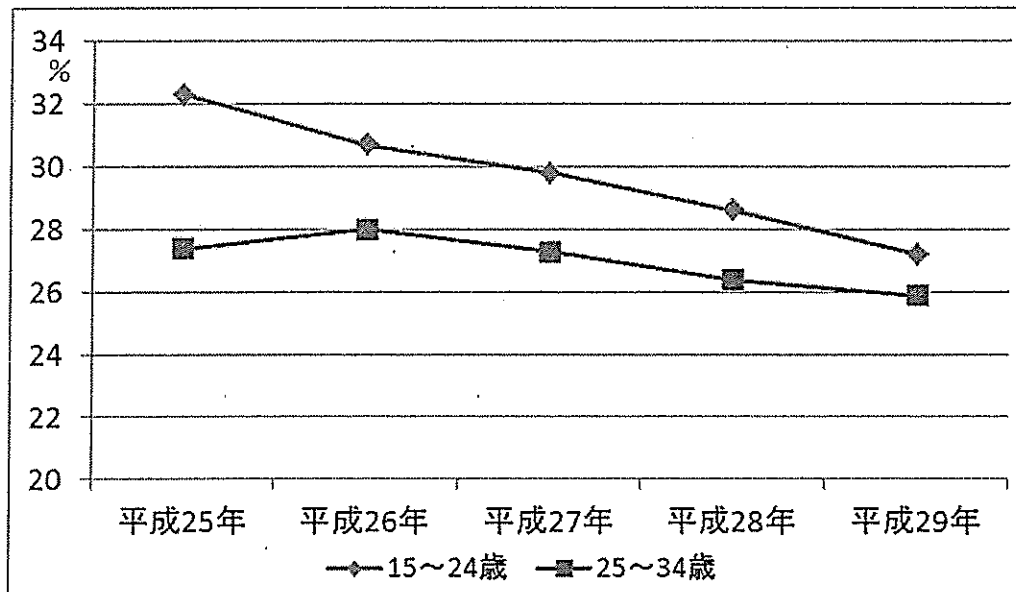
- 新規就農者の確保・定着に向け、「みえの就農サポートリーダー制度」による支援（63人対象）や青年就農給付金の給付（準備型21人、経営開始型146人）、学生の農業インターンシップの実施（13人参加）などに取り組み、45歳未満の新規就農実績は145人となりました。引き続き、効率的な技術習得を支援するとともに、「みえ農業版MBA養成塾」の開設をはじめ、将来の地域農業を、ビジネス感覚をもって担う人材の育成に取り組む必要があります。【農林水産部】
- 南部地域においては、都市部でのみかん農家との交流会の開催など第一次産業の担い手確保に向けた取組を支援することで、就農体験や長期研修につながりました。今後は、南部地域における小規模事業者等の若者のU・Iターン就職をさらに促進するため、南部地域の魅力ある仕事の情報を都市部の若者に届け、若者と地域の仕事をつなぐ取組が必要となります。【地域連携部南部地域活性化局】

重点目標	26年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「おしごと広場みえ」利用者の就職率	/	56.8%	57.6%	1.00	58.3%	59.0%
	40.3% (25年度)	55.8%	58.6%		/	/
県内新規学卒者等が県内に就職した割合 (※新たに27年度に設定)	/	73.9%	74.7%	0.97	75.4%	76.1%
	71.9% (25年度)	72.9%	72.2%		/	/

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
25歳～34歳の不本意非正規社員割合(国)	26.5% (27年)	24.4% (28年)	22.4% (29年)
大学卒の3年後の離職率(県)	31.5% (27年4月)	31.5% (28年4月)	31.8% (29年4月)
「おしごと広場みえ」利用満足度（「大変満足」、「満足」の回答割合）(県)	95.9% (27年度)	97.7% (28年度)	94.0% (29年度)

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(単位：千円)	122,418	134,558	86,984	48,483	/

(参考) 若者の非正規雇用者比率 (全国)



出典：総務省「労働力調査」

**30年度の改善のポイントと取組方向**

- 正規雇用をめざす若者等を対象に、実行力や課題発見力など社会人基礎力の中で不足している能力を身に付ける研修の開催など、キャリアアップ支援に取り組みます。
- 若者の安定した就労や職場定着に向けて、三重労働局と連携し、おしごと広場みえにおいて総合的な就職支援をワンストップで提供するほか、県内中小企業のさまざまな魅力の情報発信に取り組みます。また、企業のニーズを的確に把握するとともに、県内で働きたいという若者のニーズを重ね合わせる質の高いマッチングイベントなどを開催することで、人材確保等に悩む県内中小企業の支援を進めます。
- 「ええとこやんか三重 移住相談センター」に配置した就職相談アドバイザーによる就職相談を実施するとともに、関東地域においてU・Iターン就職希望者を対象にした就職セミナーを行います。また、大学内就職セミナーに参加するなど、関東地域の大学への情報発信や情報収集を実施します。あわせて、中部地域(名古屋)および関西地域(大阪・京都)においても、U・Iターン就職セミナーを実施するとともに、県外大学生への県内就職情報を効果的に発信するため、三重県出身者が多い県外大学等と就職支援協定の締結を進め、協定を締結した大学との密接な連携のもと、県内外において就職イベントの大学事務局を通じた県内出身者へのダイレクトな情報提供(メール等を活用)等を実施します。そのほか「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を活用して、県内外大学、学生、商工団体等の協力のもと、学生と企業の相互に意義あるインターンシップを実施し、その成果を普及啓発します。特に学生が早い段階で、就業体験を通して県内企業の魅力に触れることができるよう、インターンシップの取組を強化し、若者の県内就労を促進します。

【以上、雇用経済部】

- 新規就農者の確保・定着を図るため、平成30年4月に「みえ農業版MBA養成塾」を開設し、若き農業ビジネス人材を呼び込み、起業や定着を促す支援を産学官連携で進めるとともに、U・Iターン就農情報等の発信や学生のインターンシップの実施などに取り組みます。【農林水産部】
- 南部地域の小規模事業者等におけるインターンシップを促進することで、若者と地域の仕事を結びつけるとともに、南部地域らしい働き方や多様なライフスタイルを提案し、U・Iターン就職につなげる取組を支援します。【地域連携部南部地域活性化局】





## 重点的な取組 3 出逢いの支援

### 5年後のめざす姿

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県および企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っている状況をめざします。

主な取組内容	①結婚を希望する方への情報提供【子ども・福祉部】 ②結婚支援に取り組む市町、団体の支援【子ども・福祉部】 ③南部地域の出逢いの場づくり支援【地域連携部南部地域活性化局】 ④企業の結婚支援の取組支援【子ども・福祉部】
--------	--

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	出逢いの場の情報提供数および結婚支援に取り組む市町数ともに目標を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「みえ出逢いサポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）において、結婚を望む人への出逢いの場等の情報提供を行いました。情報提供数について、29年度は前年度より約35%増加し、年間の目標数を達成することができました。今後は、出逢いの場に求めるニーズが多様化していることも踏まえ、さまざまなスタイルの出逢いの場等の情報提供ができるように、さらに新たな登録団体を発掘し、イベント実施等の支援を継続する必要があります。
  - 結婚を望む人が結婚できる地域社会の実現に向け、大学生1.6万人、18歳から39歳の住民約3万人、県内で働く18歳以上の従業員約3万人および県内の事業所3千社を対象に「結婚や出産、子育て、働き方に関する意識調査」を実施し、調査結果を踏まえて、今後の取組内容をまとめた「みえの出逢い支援等実施計画」を策定しました。  
また、新たに市町を対象にした「結婚支援・少子化対策担当課長会議」を設置し、調査結果や事例の共有を図りました。  
今後も県民の希望がかなう地域社会づくりに向けて、調査結果等をふまえ市町や企業、団体等との協創を重視し、取組を継続・強化する必要があります。
  - 結婚を希望する人を応援する地域づくりをさらに進めるため、地域の多様な業種の企業が、それぞれの経済活動に応じて夫婦・恋人の絆を深めることを応援する「思いやりアクション」に取り組み、賛同した企業が一斉に夫婦・恋人向けの割引サービスなどを行う「思いやりアクションウィーク（平成29年11月9日～23日）」を開催しました。  
今後は、商工会議所などの経済団体との連携を強化し、「思いやりアクション」に賛同する企業の輪を拡大して、社会全体で結婚を応援する機運をさらに高めて行く必要があります。
- 【以上、子ども・福祉部】
- 南部地域活性化基金等を活用して、複数の市町が連携した、若者の出逢いを含めた移住・定住の取組「地域のまち・ひと・しごととの巡り合いから始まるU・Iターン促進事業」を支援しました。今後も、若者の出逢いの場づくりを含めた南部地域の定住促進を図っていく必要があります。【地域連携部南部地域活性化局】

(参考) みえ出逢いサポートセンターにおける主な取組実績 (平成 30 年 3 月末実績)

- ・メールマガジン会員登録者 累計 3,349 人
- ・センター会員 2,876 人 (男性 1,505 人、女性 1,371 人)
- ・出逢い応援団体登録 141 団体
- ・出逢いサポート企業登録 206 社
- ・情報提供数 205 件
- ・イベント累計数 (イベント、セミナー含む) 332 回
- ・総参加者累計数 (イベント、セミナー含む) 4,655 人
- ・相談件数 10,335 件 (うち親から 約 4,470 件)

重点目標	26 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
出逢いの場の情報提供数		180 件	200 件	1.00	220 件	240 件
	10 件 (26 年 10 月)	150 件	205 件			
結婚支援に取り組む市町数		15 市町	20 市町	1.00	21 市町	22 市町
	11 市町 (25 年 11 月)	19 市町	20 市町			

モニタリング指標	28 年 3 月時点	29 年 3 月時点	最新値
平均初婚年齢 (県)	男性 30.7 歳 女性 28.9 歳 (27 年)	男性 30.7 歳 女性 28.8 歳 (28 年)	同左
婚姻件数 (県)	8,504 件 (27 年)	8,174 件 (28 年)	同左
生涯未婚率 (県)	男性 20.41% 女性 10.26% (27 年)	同左	同左

予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(単位: 千円)	12,293	26,892	143,758	7,791	

### 30 年度の改善のポイントと取組方向

- 引き続きサポートセンターを中心に、市町や企業、団体等が行う、結婚を望む人のニーズに応じた多様な出逢いの場づくりの支援を行うなど、多様な主体との協創による取組を進めます。特に市町とは、29 年度に立ち上げた「結婚支援・少子化対策担当課長会議」などを通して連携の強化を図っていきます。
- 29 年度に策定した「みえの出逢い支援等実施計画」に基づき、サポートセンターの情報発信に加え、美容組合と連携し地域の美容院においてサポートセンターの情報を紹介するなど、企業・団体と連携した情報発信の強化等を進めます。  
これらの取組を中心に、市町や企業・団体との協創をさらに加速化し、総合的な結婚支援に取り組んでいきます。

【以上、子ども・福祉部】

- 南部地域活性化基金等を活用して、若者の出逢いの場づくりを含めた南部地域の定住促進等に向け、市町の取組を支援していきます。【地域連携部南部地域活性化局】

## 重点的な取組 4 不妊に悩む家族への支援

### 5年後のめざす姿

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっている状況をめざします。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっている状況をめざします。

主な取組内容	①相談や情報提供【子ども・福祉部】 ②経済的支援【子ども・福祉部】 ③企業における休暇制度の導入の働きかけ【子ども・福祉部】
--------	--

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数が、目標市町数に達したため、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 相談や情報提供については、不妊や不育症に悩む夫婦に対する電話の専門相談（165件）、担当者向け研修会（参加者57人）、一般向け講演会（参加者35人）を実施しました。専門相談においては、体外受精等、治療に関する相談だけでなく、不妊治療を行うことへの迷いや夫や周囲との人間関係に関する相談も多く、内容は多岐にわたっています。今後も不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを進めることが必要です。
- 経済的支援については、特定不妊治療費助成件数（男性不妊治療含む）は、2,382件となりました。また、特定不妊治療費助成事業に加えて、県の上乗せ助成事業、不育症治療、第2子以降の不妊治療、一般不妊治療に対する助成事業を実施しました。引き続き、不妊や不育症に悩む夫婦がこれらの事業による助成をうけられるよう、実施市町の拡大に取り組む必要があります。
- 県が平成29年度に行った「みえの労使協働による仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する調査」によると、不妊治療のための休暇制度がある事業所は1.8%と低く、制度の活用についても1/4ほどであることがわかりました。今後も国に対して企業における休暇制度の導入及び特定不妊治療費助成事業のさらなる拡充を要望していく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の不妊治療等、県独自の不妊治療助成に取り組む市町数		21市町	H27目標達成済み			
	19市町 (26年度)	29市町	29市町		-	
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数（※新たに27年度に設定）		13市町	16市町	1.00	18市町	20市町
	5市町 (26年度)	14市町	16市町			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
「不妊専門相談センター」への相談件数（県）	248件（27年度）	232件（28年度）	165件（29年度）

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	440,405	553,627	496,570	455,746	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- 相談や情報提供については、引き続き不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターにおける電話相談・面接相談を行うとともに不妊や不育症に関する正しい知識を普及啓発することにより、不妊や不育症に悩む夫婦やその周囲の理解を促進し、治療を受けやすい環境づくりを行っていくことを目的として、講演会等を開催します。また、医療機関における相談・支援体制を充実させるために、不妊症看護に関する専門的な能力を有する看護師を配置する医療機関に対して、不妊症看護認定看護師資格取得に係る費用の助成を行います。
- 経済的支援については、引き続き、子どもを望みながら不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、初回の治療に限り、助成額を上限30万円まで支給するとともに、男性不妊治療（特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を行った場合は上限15万円まで支給します。また、引き続き、不妊や不育症に悩む夫婦が、特定不妊治療費助成事業に加えて、県の上乗せ助成事業、不育症や第2子以降の不妊治療、一般不妊治療に対する助成事業による助成を受けられるよう、県単事業を実施する市町の拡大に取り組めます。
- 企業における休暇制度の導入の働きかけについては、引き続き国に対して、仕事をしながら、精神的な負担感なく安心して不妊治療を受けられるよう、企業における休暇制度の導入や制度の活用を働きかけるよう要望を行います。

【以上、子ども・福祉部】

## 重点的な取組 5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

### 5年後のめざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざします。

主な取組内容	①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】 ②市町の産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】
--------	--

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	妊娠期から子育て期にわたる支援のうち、産後ケアとして訪問・通所・宿泊等による母子のサポート体制がある市町数が増加し、切れ目のない支援体制づくりに向けた取組が概ね進んだことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😐 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 市町の取組を専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを県庁に配置し、市町訪問を通して、母子保健統計や他市町、他県の情報提供をしながら、母子保健事業の現状や課題の整理をし、体制図、事業連携図等を作成し、現状の見える化を行いました。また、人材育成として市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの育成(27人)、母子保健担当者の研修、情報交換会を行うとともに、産後ケア事業や不妊治療助成、思春期ライフプラン教育事業への補助等を通じて市町の支援を行いました。今後、これらの事業の活用を拡大させ、妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目のない支援が提供されるよう、「子育て世代包括支援センター」の設置をはじめ各市町の実情に応じた母子保健体制整備をさらに進めていく必要があります。
- 産後ケア事業については昨年度を大きく上回る18市町が実施し、産後の母子のサポート体制整備が進みました。今後、国の妊娠・出産包括支援事業を利用するなど、さらに各地で取組が広がるよう働きかけていく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	28年度	29年度	達成状況	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
日常の育児について相談相手のいる親の割合		99.7%	99.8%	0.99	99.9%	100.0%
	99.4% (26年度)	99.1%	99.6%			
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数		26市町	27市町	1.00	—	29市町
	22市町 (26年度)	24市町	29市町		目標達成	
訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数		7市町	11市町	1.00	20市町	22市町
	2市町 (26年度)	10市町	18市町			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町数（県）	25市町（27年度）	28市町（28年度）	29市町（29年度）
5歳児健診を実施する市町数（県）	4市町（27年度）	5市町（28年度）	6市町（29年度）

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	20,266	12,293	7,760	7,799	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- 引き続き各市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるよう意見交換会の場を設定します。また、子育て世代包括支援センターや市町母子保健事業の核となる人材育成として母子保健コーディネーターの養成を行います。
- 平成29年度から始まった産婦健康診査事業の市町へのスムーズな導入を支援するとともに心身のケアや育児支援が必要な方への産後ケア事業の有効な活用を進めます。
- 母子保健における諸問題についての研究討議や事業推進に功績のあった個人および団体を表彰することを通じて、事業の一層の推進を図るため、健やか親子21全国大会を開催します。

【以上、子ども・福祉部】

## 重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

### 5年後のめざす姿

必要な産科・産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されている状況をめざします。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われている状況をめざします。

主な取組内容	①人材の確保・育成【医療保健部】 ②総合的なネットワーク体制の構築【医療保健部】 ③ハイリスク分娩への対応【医療保健部】 ④重症新生児への高度・専門的医療の提供【医療保健部】 ⑤在宅での療養・療育支援【医療保健部】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	重点目標の4項目のうち2項目で目標を達成し、残る2項目も概ね達成できていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😐 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、三重専門医研修プログラムの募集を行い、修学資金貸与者等に個別面談等を実施した結果、72人がプログラムに基づく研修を利用しています。引き続き、プログラムの活用に向けた取組を進めていく中で、周産期関係の診療科についてもプログラムの活用を働きかけ、必要な産科・産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。
- 本県における就業助産師は、人口10万人あたり23.2人と全国平均（28.2人）を大きく下回っていることから助産師修学資金の貸与等の取組を進めています。総数の不足だけでなく、就業先や地域間の偏在も生じていることから、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムを運用していく必要があります。
- 周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究、症例検討等をもとに周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するためのセミナーを開催しました。こうした取組を通じ、周産期母子医療センターのネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネットワーク体制のさらなる充実を図る必要があります。
- 周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、NICU（新生児集中治療室）、MFICU（母体・胎児集中治療室）の医療機器整備を支援しました。出産年齢の高齢化等により出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応できる周産期母子医療センターの運営や体制整備を支援していく必要があります。
- 新生児ドクターカー（すくすく号）の運用を総合周産期母子医療センターに委託し、重症新生児の救急搬送に対応しました。新生児の救急医療体制を確保するため、新生児ドクターカーを運用していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な子どもの療育・療養に対応するため、多職種による連携体制の構築に取り組む市町等を支援しました。今後、こうした体制の整備を全県的な取組として展開していくため、引き続き市町等の取組を支援していく必要があります【以上、医療保健部】



重点目標	26年度	28年度	29年度	達成状況	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
出産1万あたりの産科・産婦人科医師数		96人以上 (26年)	110人以上 (28年)	1.00	110人以上 (28年)	110人以上 (30年)
	96人 (24年)	114人 (26年)	121人 (28年)			
小児人口1万人あたりの病院勤務小児科医師数		4.2人以上 (26年)	5.5人以上 (28年)	0.96	5.5人以上 (28年)	5.5人以上 (30年)
	4.2人 (24年)	4.9人 (26年)	5.3人 (28年)			
就業助産師数		403人 (26年)	447人 (28年)	0.94	447人 (28年)	491人 (30年)
	359人 (24年)	386人 (26年)	420人 (28年)			
周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率		100.0%	100.0%	1.00	100.0%	100.0%
	97.4% (26年度)	100.0%	100.0%			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
周産期死亡率（出産1000対）	4.4(26年)	3.8(27年)	5.7(H28)

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	944,088	984,720	814,065	827,075	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。また、プログラムの活用に向けた取組を進めていく中で、周産期関係の診療科についてもプログラムの活用を働きかけ、必要な産科・産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図ります。
- 就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの運用を行うとともに、院内助産や助産師外来といった助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。
- 高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。
- ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、出産前後の母体、胎児および新生児の治療、管理を行うために必要となる医療機器等の設備整備を支援します。
- 地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー（すくすく号）の運用を行います。
- 保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制の構築や、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等にかかる市町等の取組を支援します。

【以上、医療保健部】


## 重点的な取組 7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援





### 5年後のめざす姿

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができていく状況をめざします。

主な取組内容	①保育士の確保と処遇改善【子ども・福祉部】 ②低年齢児保育の拡充【子ども・福祉部】 ③病児・病後児保育の拡充【子ども・福祉部】 ④放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】 ⑤孫育てなど地域の子育て支援【子ども・福祉部】 ⑥子どもの「生き抜いていく力」を育む取組の支援【子ども・福祉部】 ⑦家庭教育の充実【戦略企画部】【子ども・福祉部】【教育委員会】 ⑧幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	 (あまり進まなかった)	判断理由	家庭教育等に関する目標は達成しましたが、保育所の待機児童数や保幼小の交流に関する目標が未達成であったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	---	------	--

【※進展度：  (進んだ)、  (ある程度進んだ)、  (あまり進まなかった)、  (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。
- 女性の社会進出や潜在的な保育ニーズが高まったことから、保育に対する需要が増える中、待機児童を解消するため、保育所等整備のための支援や、私立保育所に年度当初から保育士を加配し、低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対する就職支援ガイダンス（48人）、潜在保育士の職場復帰支援研修（13人）や就労相談、新任保育士の就業継続支援研修（207人）を実施するとともに、保育士修学資金の貸付（54人）を行いました。引き続き、待機児童解消に向けて保育所整備や保育士確保の取組を推進する必要があります。
- 病児・病後児保育事業の運営を支援し、ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業と合わせて、25地域において病児・病後児保育を提供しました。引き続き、病児・病後児保育に取り組む市町を増やしていく必要があります。
- 放課後児童対策等を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員県認定資格研修（修了者306人）や子育て支援員研修（放課後児童コース）（修了者49人）を実施しました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行い、待機児童の解消に努めるとともに、放課後児童支援員の研修等を実施し、資質の向上に努める必要があります。
- 地域の子育て応援については、市町と連携して、「子育て・子育てマイスター養成講座」や「孫育て講座」などにより、地域で活動する人材の育成を行うとともに、乳幼児の親同士

が交流する機会や男性向けの子育て応援講座を設け、子育て中の保護者等の不安や負担感の軽減を図りました。また、マイスター養成講座等の修了者に対し、フォローアップ研修を開催し、子育て中の保護者とのよりよい関わりができるような実践的な学びと参加者同士の交流の機会を提供しました。

引き続き、各市町のニーズに応じて、地域で子育てに関するボランティア活動等をされている方や祖父母世代の方を対象にした、子育て家庭を応援する人材育成の取組や、乳幼児の保護者が交流する機会について、市町の取組を促進する必要があります。また、育成した人材が積極的に地域で活動されるよう、市町と連携して取り組む必要があります。

また、男性向けの子育て応援講座について、企業や地域団体などさまざまな主体と連携し取り組むとともに、講座内容の充実を図ります。

子育て家庭支援の主な取組の概要は、次のとおりです。

(参考) 主な子育て家庭応援の取組

○子育て・子育てマイスター講座実施事業

地域で子育て家庭を応援する人材の育成として、市町と連携し、「子育て・子育てマイスター講座実施事業」(基礎および応用講座全5回程度)を行いました。

亀山市、伊賀市 2市町で実施 養成人数: 19人

○孫育て講座実施事業

地域の子育て支援を祖父母世代の方々が取り組むために、現在の子育て事情や子どもや孫に対する具体的な関わり方、今後、必要とされる知識や実技を学ぶことができる講座(全3回程度)を市町と連携して実施しました。

伊勢市、亀山市、いなべ市、木曽岬町 4市町で実施

養成人数: 80人(3回全て受講者)

○みえの親スマイルワーク実施事業

乳幼児等の親同士が子育てに関するテーマをもとにさまざまな悩みや思いを語り合うことを通して、アドバイスが得られるワークショップ「みえの親スマイルワーク」を、市町やPTAと連携し実施しました。

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、菟野町、朝日町、川越町、多気町、玉城町、度会町、南伊勢町、御浜町、紀宝町

計19市町 のべ61回(独自取組含む)

○平成28年度に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、福祉・教育および市町との連携のもと家庭教育応援の取組を推進しました。市町と連携したモデル事業では、名張市、玉城町、亀山市において地域の実態をふまえたネットワークづくりや人材育成などを進めるとともに、新たに家庭教育に関する市町担当者会議を設置・開催し、事例の共有等を行いました。また、子どもの基本的な生活習慣づくりが大切なことから気運醸成等の取組として、リーフレットや学習プログラムを作成し、子育て支援センターなど関係機関に配布するとともに家庭教育応援フォーラムを開催しました。また、昨年度は目標が未達成であった家庭教育を支援する市町・団体数については、市町や多くの団体に働きかけることなどにより29年度は目標を達成することができました。今後も、多様な主体とともに県内全体で家庭教育応援の取組が進むよう取組を進める必要があります。【子ども・福祉部】

○野外体験保育に積極的に取り組もうとする施設にアドバイザーを派遣し、当該施設の取組の促進とともに、人材の育成を支援しました。また、保育所や幼稚園等施設職員等を対象にした事例研究会を開催し、さまざまな事例や課題を共有し、その解決策を検討しました。さらに事業紹介リーフレットを作成し、県内全ての保育所・幼稚園等に配付することで、野外体験保育事業を広く周知しました。

野外体験保育に、取り組む保育所や幼稚園等が広がるよう、幅広く周知を図るとともに、アドバイザー派遣や事例検討の取組をすすめることに加え、保育所・幼稚園等が継続的に野外体験保育に取り組むことができるよう、野外体験保育の指導者・実践者を養成する必要があります。

- 公教育の一翼を担っている私立幼稚園において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援しました。引き続き特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が、円滑に移行できるよう支援する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

- 幼稚園教諭と保育士等が合同で研修する乳幼児教育研修を2講座（「保幼小の連携（参加者131名）」、「0歳～2歳児の発達理解と保育（参加者172名）」）実施しました。今後、幼保一体化、認定こども園への移行が進む中、保育教諭の採用増が見込まれることから、乳幼児期（0～5歳児）を総合的に指導する力を高める研修の工夫・改善を図っていく必要があります。

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成しました。今後も、子どもたちの自己肯定感を高める指導方法等や接続期における効果的な指導方法等について研究し、この手引きを活用した園での取組や実践の有用性について普及していく必要があります。

【以上、教育委員会】

重点目標	26年度	28年度	29年度	達成状況	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
保育所の待機児童数（県）		73人	48人	0.48	24人	0人
	48人 (26年4月1日)	101人 (28年4月1日)	100人 (29年4月1日)			
放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合（県）		91.0%	92.0%	1.00	93.0%	93.0%
	88.0% (26年5月)	91.8%	93.3%			
放課後児童クラブの待機児童数（※新たに27年度に設定した項目）		64人	42人	0.98	21人	0人
		56人(28年5月1日)	43人(29年5月1日)			
家庭教育を支援する市町・団体数（累計）（※新たに27年度に設定した項目）		27市町・団体	43市町・団体	1.00	59市町・団体	74市町・団体
		15市町・団体	45市町・団体			
小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合（※新たに27年度に設定した項目）		76.3%	84.2%	0.69	92.0%	100%
		54.7%	58.0%			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
保育士の平均勤続年数（県）	10年（27年）	10年2か月（28年）	10年6か月（29年）
低年齢児（0～2歳）保育所利用児童数（県）	13,180人 (27年4月1日)	13,471人 (28年4月1日)	13,930人 (29年4月1日) (保育所・認定こども園・地域型保育の合計)
病児・病後児保育所の実施地域数（県） (ファミリー・ホーム・センターの病児・緊急対応強化事業を含む)	22市町（27年）	22市町（28年）	25市町（29年）

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	6,288,926	7,260,841	7,293,978	7,697,969	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- 幼稚園・認定こども園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）および小規模保育等への給付（地域型保育給付）を行い、幼児教育・保育の総合的な提供等を図ります。
- 待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援します。また、潜在保育士の職場復帰支援や新任保育士の就業継続支援を実施するとともに、保育士修学資金貸付制度などにより保育士確保に向けた取組を進めます。
- 病児・病後児保育の運営、広域利用、施設整備への支援を行い、保育環境の整備に努めます。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営、施設整備・拡充への支援を行うとともに、放課後児童クラブ支援員への研修等を行い、放課後児童の健全育成に努めます。
- 市町と連携して、子育て家庭を応援する「子育て・子育てマイスター養成講座」や祖父母世代の方を対象とした「孫育て講座」を開催し、市町における子育て家庭を応援する取組を促進します。
- 「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、福祉・教育が連携し引き続き市町モデル事業の取組を実施するとともに、県内各地で家庭教育応援の取組が進むよう会議等で事例の共有や意見交換等を行うことにより市町の取組を支援します。また、引き続き、乳幼児の親同士の交流機会や学習機会となるワークショップ等を開催する市町を支援するとともに、男性の育児参画を進める中で、父親等を対象に子どもの生活習慣や自主性等について考える場づくりを促進します。
- 野外体験保育について、引き続き施設の取組支援を行うとともに、幼稚園・保育所等が主体的かつ継続的に野外体験保育に取り組むことができるよう野外体験保育の指導者・実践者の養成を図ります。また、野外体験保育に取り組む保育所や幼稚園等が広がるよう、ホームページなどにより事業周知を図ります。
- 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、子ども・子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園が円滑に移行できるよう、引き続き支援していきます。

【以上、子ども・福祉部】

- 幼稚園教諭、保育士等を対象に、これまでの3～5歳児に焦点を当てた研修に加え、乳幼児期における総合的な指導力の向上に向けて、0～2歳児の発達理解を含めた研修を実施します。
- 就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用を通して、幼稚園等が家庭と連携して生活習慣等の確立に取り組むよう引き続き支援します。また、平成29年度末に作成した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」について、幼稚園等や小学校の教員研修会等の場で周知し、幼稚園等と小学校の交流を促進するとともに、幼稚園を指定し、子どもたちの自己肯定感ややり抜く力などを高める効果的な指導方法や保幼小に係る連携について、学識経験者と連携しながら研究を進め、成果の普及を図ります。

【以上、教育委員会】

## 重点的な取組 8 男性の育児参画の推進

### 5年後のめざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっていく状況をめざします。

主な取組内容	①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】 ②人材の育成【子ども・福祉部】 ③企業等への働きかけ【子ども・福祉部】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	☺ (ある程度進んだ)	判断理由	「みえの育児男子プロジェクトに参加した企業、団体数」は達成し、主な取組も概ね進んでいるものの、「育児休業制度を利用した従業員の割合」が未達成であったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：☺ (進んだ)、☺ (ある程度進んだ)、☹ (あまり進まなかった)、☹ (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 男性の育児参画については、「第4回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」は、過去最高の応募があり、「子育て応援！わくわくフェスタ」内で実施した表彰式開催や普及啓発冊子の作成・配布等により、取組を広く知っていただくことができました。  
また、「みえの育児男子親子キャンプ」の開催や父の日や民間が行う子育てイベント等にあわせた啓発などを通して、男性の育児参画の機運醸成に加え、男性が、自然体験等を通じて、子どもの生き抜いていく力を育てる子育てに関わることの魅力や大切さについても情報発信することができました。  
総務省の実施した社会生活基本調査によると、男性の家事・育児時間は増加しているものの、女性と比べると依然として低いため、男性の育児参画について一層の普及啓発が必要です。
- 男性の育児休暇の取得については、まだまだ低い状況にあることから、先進的に取り組んでいる企業の事例の共有や個人の取組事例や育休のメリットなどを冊子にまとめ周知を図りました。  
男性の育児休業制度の利用は依然として少なく、男性の育児参画の必要性和併せ広く啓発する必要があります。
- 「イクボス養成講座」の開催や「みえのイクボス同盟」加盟企業・団体へのメール配信による情報提供を通じ、企業の管理職や従業員等に向けて、イクボスの重要性や、仕事と育児の両立や働きやすい職場づくりに関する働きかけを行うことができました。一方で県が実施した企業の従業員調査ではイクボスの認知度が低いことがわかり、イクボスに関する理解や取組について広く普及する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

(参考)「みえの育児男子プロジェクト」の主な取組実績

- ・第4回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ(応募総数:431件)  
表彰取組等の啓発冊子の作成、配布(2,000部)
- ・みえのイクボス同盟 平成30年3月末現在加盟150企業団体
- ・イクボス養成講座:市町、企業との共催により5回実施 述べ約400名参加  
(万協製薬(株)、名張市、四日市市・住友電装(株)、松阪市、伊勢市)
- ・みえの育児男子親子キャンプ:2回開催 参加者17組38人(応募者48組115人)

重点目標	26年度 現状値	28年度 目標値 実績値	29年度 目標値 実績値	達成 状況	30年度 目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業、団体数(累計)		120企業・団体	180企業・団体	1.00	240企業・団体	300企業・団体
	5企業・団体 (27年1月)	149企業・団体	209企業・団体			
育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)【※】		7.5% (27年度)	10.0% (28年度)	0.5	12.0% (29年度)	14.0% (30年度)
	4.2% (25年度)	3.9% (27年度)	5.0% (28年度)			

【※】三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部)により把握しており、本項目の有効回答数は、27年度は279事業所、28年度は303事業所である。

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
男性の家事・育児時間(県、一日あたりの平均) (総務省「社会生活基本調査」)	45分(23年)	66分(28年)	同左

予算額 (単位:千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	9,853	4,784	3,421	4,809	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- みえの育児男子プロジェクトの取組の普及啓発を進めるため、引き続き「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」の実施などを通じて情報発信を行います。
- 企業等に対しイクボスの取組を働きかける人材「イクボス伝道師」を養成するなど、企業等への働きかけを加速し、イクボスの普及促進を進めます。
- 自然体験に関して、三重まるごと自然体験ネットワーク会員等とも連携した取組を進めます。

【以上、子ども・福祉部】

## 重点的な取組 9 子育て期女性の就労に関する支援

### 5年後のめざす姿

就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できている状況をめざします。

主な取組内容	①学生への就労継続を考える機会の提供【雇用経済部】 ②希望がかなう労働環境づくり支援【雇用経済部】 ③キャリアアップ支援【雇用経済部】 ④再就職後のフォローアップ【雇用経済部】 ⑤職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 県が実施した調査結果やデータ等も踏まえて、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、キャリアデザインについて考えていただく機会を、大学・短大（2校）の授業の一環として提供し、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました（参加者 159名）。引き続き、女性の就労継続の意識啓発に取り組む必要があります。
- 再就職をめざす女性等を対象とした就労に関する啓発セミナーや、企業と女性とのマッチングイベントを実施したほか、子どもを持つ女性が働きやすい企業 21社の実例を紹介したガイドブックを発行し、ハローワーク等において配布することで、働きたい女性が希望する形で就労継続がかなう労働環境づくりを進めました。
- 女性の再就職支援のため、スキルアップのための講義と企業実習とを組み合わせた研修（参加者 16名、就職者 13名）を実施し、能力に応じたキャリアアップ支援等を行いました。
- 就労相談窓口の設置（利用者 316名）や相談窓口利用者の交流会を実施し、独身で働く女性や再就職した女性、育児休業中の女性など、幅広い対象者に対して抱えている課題等を把握し、解決に向けたフォローアップ（アドバイス等）を行いました。  
こうした取組の中で、女性の就労に向けた課題等を把握し、再就職などを希望する女性のニーズに合わせた取組を進める必要があります。

【以上、雇用経済部】

- 県内企業・団体等に対し、「女性の活躍推進三重県会議」への加入や取組宣言の実施について働きかけを行うほか、女性が活躍できる職場づくりのモデルケースとなる企業・団体の取組を紹介する事例集を発行しました。三重県会議の平成 30年 4月 2日時点の会員数は 418件、自主取組宣言数は 141件となり、また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出状況（努力義務分）は平成 30年 3月末時点で 294件（全国 2位）となりました。今後も引き続き、女性の活躍推進に賛同いただける企業等の三重県会議への加入促進や、県内中小企業等への一般事業主行動計画の周知等に取り組み、女性の活躍推進の気運をさらに高めていく必要があります。
- 「みえの輝く女子フォーラム 2017～女性活躍のその先へ～」において、働く女性の挑戦を称える「チャレンジャーズ・アワード 2017」を開催し、働く女性のロールモデルの創出に取り組むとともに、経営者や管理職等リーダー層の意識改革を促す基調講演やパネルディスカッションを開催しました。県内には働く女性のロールモデルが未だ少なく、今後も継続してロールモデルの創出やリーダー層の意識改革に取り組んでいく必要があります。



重点目標	26年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
学生に対するキャリア形成 支援を行う高等教育機関数		4校	6校	1.00	8校	10校
	0校 (26年度)	5校	7校			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
25～44歳女性の就業率（県） （総務省「就業構造基本調査」）	58.3%（24年）	58.3%（24年）	58.3%（24年）

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
（単位：千円）	21,808	26,368	15,930	962	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

○学生に対し、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、将来のキャリアをデザインすることを考えていただく機会を提供し、女性の就労継続に関する意識啓発を図ります。

○未就業や非正規で働く女性に対しキャリアアップに結び付く実践的なセミナーを実施し、希望に応じた形の就労を支援するとともに、女性の能力発揮等につなげます。

【以上、雇用経済部】

○「女性の活躍推進三重県会議」の活動に引き続き取り組み、賛同いただける企業等のネットワークの拡大や中小企業等への一般事業主行動計画の周知、リーダー層の意識改革につながる講演会等を開催します。

○県内では、働く女性のロールモデルが少ないという実情をふまえ、さまざまな職業分野において活躍する女性人材の掘り起こしを行い、ロールモデルを創出するアワード事業を展開するとともに、創出したロールモデルの取組を効果的に情報発信し、広く県内への浸透に取り組めます。

【以上、環境生活部】

## 重点的な取組 10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

### 5年後のめざす姿

安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「イクボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えている状況をめざします。

主な取組内容	①ワーク・ライフ・バランスの取組促進【雇用経済部】 ②企業等による地域子育ての活発化【子ども・福祉部】 ③マタハラ、パタハラのない職場づくり【環境生活部】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	---

【※進展度：😊 (進んだ)、😄 (ある程度進んだ)、😐 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題 (評価結果)

○ワーク・ライフ・バランス推進のため、企業経営者等を対象としたセミナーを開催するなど労使団体等と連携した啓発・普及に取り組むとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度では、48社を登録、うち6社を表彰し、それらの優れた取組事例を広く紹介しました。今後も、より多くの企業・業種から申請がなされるよう、申請の少ない業種への企業訪問など制度のさらなる周知啓発が必要です。

また、働き方改革に取り組む企業に、取組が効果的に進められるよう5社を対象に専門家を派遣した結果、業務改善により有給休暇の取得促進や、職員満足度の向上、生産性の向上などの成果につながりました。これらの取組事例が、水平展開されるよう普及啓発を検討します。【雇用経済部】

○地域の企業や子育て支援団体が参画し、活動する「みえ次世代育成応援ネットワーク」は1,554会員(平成30年3月末時点)に増加しました。また、当ネットワークと連携して「第12回子育て応援！わくわくフェスタ」を県立石薬師高等学校で開催し、約6,000人の子育て家庭等の参加がありました。また、民間の事業者における子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成を図るため、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大に取り組みました。今後も子どもや子育て家庭への支援活動が会員の主体的な参加により展開されるよう、ネットワークと連携して取り組む必要があります。

○「みえ次世代育成応援ネットワーク」に加盟する企業を中心に、企業による結婚支援等の各種取組状況についての調査を実施しました。調査で得られた優良事例等の情報を活用し、企業の取組の活性化を図る必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりのため、企業訪問時に、「職場におけるマタハラ、パタハラ防止マニュアル」を配布・説明するとともに、市町による企業訪問等においても同冊子を活用し、県内の企業等へ広く取組を促しました。また、具体的な事例や相談窓口を記載した労働者向けリーフレットも県内各地で配布し、働く女性が安心して妊娠・出産し、男女がともに子育てをしながら仕事を継続しやすい環境整備に向けた取組の必要性を広く県内で啓発することができました。来年度も引き続き、

企業等に説明するさまざまな機会を活用して、取組を促進する必要があります。【環境生活部】

重点目標	26年度	28年度	29年度	達成状況	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合		48.0%	53.5%	1.00	59.0%	65.0%
	31.8% (25年度)	59.4%	66.9%			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数（三重労働局集計）	66件（27年度）	141件（28年度）※	169件（29年度）※

※平成28年度から事業主等からの相談件数も含まれている。

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	68,895	60,542	40,747	43,046	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- 働きやすい職場環境づくりのため、労使団体等と連携し、フォーラムを開催するとともに、残業時間の削減や休暇の取得促進など働き方改革に取り組む企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録・表彰し、優れた取組事例を広く紹介します。また、企業へのアドバイザー派遣等によるサポートのほか、先進企業の事例発表や意見交換を行う報告会や、労働力不足が深刻な業種等を対象とした業界説明会などの開催により、働き方改革が企業における人材確保や生産性向上の課題解決に有効であることを普及啓発し、企業における働きやすい職場環境づくりにつなげます。【雇用経済部】
- 「みえの子ども白書2016」を作成するにあたり実施したアンケート調査によると、「子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思う」大人の割合が減少しているという結果が出ていることから、引き続き、子育て支援に取り組む企業・団体で結成されている「みえ次世代育成応援ネットワーク」などさまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守る取組を進めます。また、みえ次世代ネットワーク等の支援を得ながら、子どもたちが自分たちの夢に向かって主体的に取り組む活動を応援します。引き続き「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大に取り組みます。
- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」に加盟する企業を中心に、結婚支援等の各種取組状況についての調査の結果を踏まえ、企業の取組を「見える化」して優良事例等の情報発信と横展開を行い、企業による取組の更なる活性化と機運の醸成を図ります。  
【以上、子ども・福祉部】
- マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けて、引き続き企業等に対する実効性の高い働きかけを進める必要があります。そのため、関係機関と連携しながら、企業訪問等のさまざまな機会を活用し、冊子等を用いた丁寧な説明を行うことによって、企業等の一層の取組を促進します。【環境生活部】

## 重点的な取組 11 子どもの貧困対策

### 5年後のめざす姿

「三重県子どもの貧困対策計画」(平成28年度～31年度)に基づき、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

主な取組内容	①教育の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】 ②生活の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】 ③保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】 ④経済的支援【子ども・福祉部】 ⑤包括的かつ一元的な支援【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】
--------	--

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標について達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	--------------------------------

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題(評価結果)

○29年度は「三重県子どもの貧困対策計画」(以下「計画」という。)に基づく「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」および「包括的かつ一元的な支援」の5つの支援を柱として総合的に取組を進めました。主な取組は以下のとおりです。

- ・いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラーをすべての公立中学校区(義務教育学校を含む)に配置し、配置時間の弾力的な運用を行いました。また、スクールソーシャルワーカーを派遣するとともに、県立高校7校を拠点に近隣16中学校区を巡回してスクールカウンセラーとのチームでの支援を行い、学校の相談体制の充実と関係機関との連携を進めました。今後も、小中学校間での途切れのない支援を進めるとともに、地域の福祉等の関係機関とのネットワークを構築していく必要があります。【教育委員会】
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する6市への支援を行いました。
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就業を支援しました。
- ・生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域(多気町を除く郡部)の生活困窮家庭(生活保護受給世帯を含む)の中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援等学習支援を行いました。この結果、支援を行った14人のうち中学3年生である6人は、全員高校進学を果たすことができました。今後、中学生の子どもがいる生活困窮家庭に、この事業を一層活用していただけるよう取り組むことが必要です。

- ・ひとり親家庭の子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等について、390件の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行いました。また、ひとり親家庭の生活と自立支援のため、児童扶養手当を支給しました。

【以上、子ども・福祉部】

- ・県立高等学校授業料に充てる就学支援金の支給のため、一定の要件を満たす世帯に属する生徒 32,564 人に対し、就学支援金受給資格を認定しました。また、低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、4,149 人に対して奨学給付金を支給するとともに、通信制を除く非課税世帯の第1子の給付額を増額しました。さらに、経済的理由により修学が困難な者 750 人に対し、修学奨学金を貸与するとともに、返還の負担軽減のため貸与総額が高額となる者を対象に、返還期間を従来の 12 年から最長で 18 年に延長しました。引き続き、これらの制度のきめ細かな周知を行っていく必要があります。

- ・小中学校入学時の学用品等の購入費用については、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が平成 29 年度の小学生 1 市、中学生 5 市町から、平成 30 年度は小学生 16 市町、中学生 23 市町と、小中学校ともに増加しました。

【以上、教育委員会】

- ・県・市町・関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」において、学習支援や居場所づくりについて県内外の先進事例の情報提供や意見交換等を行いました。また、居場所づくりについては、特に子ども食堂に着目し、県内の実態調査を行うとともに、子ども食堂関係者との交流、意見交換を行いました。さらに、シンポジウムを開催し、子どもの貧困の対策や支援活動に対する県民の機運醸成を図りました。

【子ども・福祉部】

- 計画に定める「包括的かつ一元的な支援」を進めるためには、県、市町、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて得た情報を共有・活用して、貧困の状況にある子どもやその保護者を早期に発見し、支援を行うことができる体制の整備を引き続き図る必要があります。また、推進会議の活動を通じて、子どもの貧困に関わるさまざまな団体同士の顔の見える関係づくりやネットワークを構築する必要があります。【子ども・福祉部】

重点目標	26年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
生活困窮家庭またはひとり親 家庭に対する学習支援を利用 できる市町数(※新たに27年度 に設定した項目)		24市町	25市町	1.00	27市町
	6市町 (26年度)	23市町	25市町		

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
生活保護世帯における子どもの数(人) とその割合	1,942人 0.66%	1,771人 0.61%	1,553人 0.55%
子どもの貧困率(全国)	16.3%(24年)	同左	13.9% (27年)
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率(全国)	54.6%(24年)	同左	50.8% (27年)

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(単位:千円)	7,092,257	8,461,906	7,911,089	7,861,070	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

○「三重県子どもの貧困対策計画」の5つの支援の柱全てに平成31年度までの数値目標とモニタリング指標を設定しており、取組が着実に進むよう、PDCA(計画→実行→評価→改善)のプロセスにより、全庁的に子どもの貧困対策を推進していきます。【子ども・福祉部】

平成30年度の主な取組は以下のとおりです。

- ・いじめや暴力行為、不登校、貧困等の課題に対応するため、スクールカウンセラーをすべての公立中学校区(義務教育学校を含む)に配置します。また、スクールソーシャルワーカーを1名増員(合計11名)し、学校の要請に応じて派遣するとともに、県立学校7校を拠点に近隣の中学校区を巡回し、スクールカウンセラーや生徒指導特別指導員とチームでの支援を行い、多様な背景による課題の解決に取り組みます。
- ・高等学校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、修学支援制度をきめ細かく周知し、就学支援金および奨学給付金の支給並びに修学奨学金の貸与を行います。また、子どもたちが安心して新入学を迎えられるよう、小中学校における「新入学学用品費等」の前倒し支給について、市町の状況を把握しつつ、前年度支給に向けた検討を働きかけます。

【以上、教育委員会】

- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町を支援するとともに、生活困窮家庭(生活保護世帯も含む)の子どもの学習支援を実施します。

なお、生活困窮家庭の子どもの学習支援事業の推進にあたっては、対象となる家庭に学習支援を受ける必要性を理解していただくことが重要となります。このため、各地域の自立相談支援機関の相談員等が世帯全体の自立支援の観点で支援を進める必要があり、福祉事務所等と密接な連携のうえ取り組んでいきます。

- ・三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援等を行う市町を支援します。
- ・引き続き、「三重県子どもの貧困対策推進会議」により、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて把握した情報を共有・活用し、地域の実情に応じて、貧困の状況にある子どもとその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援を行う体制づくりへの支援を行います。

また、子ども食堂の実態調査の結果をふまえ、食の支援に携わる団体等の協力を得て、ハンドブックを作成するなど運営等のノウハウを提供することで、多くの団体が活動に参画できるよう支援するとともに、関係者間の顔の見える関係づくりやネットワークの構築を支援します。

【以上、子ども・福祉部】

## 重点的な取組 12 児童虐待の防止

### 5年後のめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られている状況をめざします。

主な取組内容	①望まない妊娠への対応【子ども・福祉部】 ②虐待があった家族への支援【子ども・福祉部】 ③市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】 ④関係機関の連携強化【子ども・福祉部】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標について達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	--------------------------------

【※進展度：😊 (進んだ)、😐 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😡 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 県内5か所の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は1,670件となりました。このうち、北勢児童相談所管内の児童虐待の相談件数は、県内の半数以上を占めており、家庭により近い地域で迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要です。また、複雑・困難なケースも増加していることから、早期発見、再発防止に向けた児童相談所の対応力、虐待事案の分析および市町等と連携した取組を強化していくことが必要です。また、平成29年8月に国において「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられ、子どもが権利の主体であることと、子どもの権利擁護に配慮した取組を行うことが改めて示されました。児童相談所のかかわる要保護児童については、その権利擁護に配慮された子どもの目線による対応が必要です。
- 被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護所において延べ8,664人を一時保護し、心のケアやカウンセリングを行いました。今後も引き続き適切に対応する必要があります。
- 児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツールおよびニーズアセスメントツールの運用の徹底を図ることができました。引き続き運用の定着と一層の精度の向上を図る必要があります。
- 児童相談所の虐待ケースの進行管理が十分に図られるよう、民間団体に委託したモニター強化事業を津市、四日市市および三重郡において実施し、よりきめ細かく、迅速な対応につなげることができました。今後も虐待件数の多く、進行管理が難しい地域への取組を拡大する必要があります。
- 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（8市町8回）や児童相談の進行管理等に助言するスーパーバイザーの派遣（7市町23回）などを行い支援が図られました。今後も各市町の実情に合った的確な支援を継続する必要があります。
- 医療機関における児童虐待対応を適切に行えるよう、医療機関と共催で医学的研修を開催（10回、受講473人）し、虐待対応の知識を身につける場を提供しました。適切な連携等が図られるよう、引き続き他の医療機関でも開催していく必要があります。



- 望まない妊娠への電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数：91件）するとともに、高校、コンビニ、スーパー等にカードを配布し（約1,050カ所、カード配布数：約77,000枚）相談窓口を周知しました。引き続き、望まない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等の取組の推進が必要です。
- 「妊娠届出時アンケート評価会議」においてアンケートの分析、評価を行うことにより、保健、医療分野の連携体制の一層の強化を図り、特定妊婦の早期把握、早期支援につなげる検討を行いました。
- 産婦健康診査事業が市町でスムーズに導入されるよう、健診票やマニュアル作成、医療従事者向けの研修会を開催しました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待により死亡した 児童数		0人	0人	1.00	0人	0人
	0人 (25年度)	0人	0人※			

※ 児童虐待による死亡の疑いのある事案が発生しており、死亡と児童虐待との因果関係を判断するため、現在、裁判の状況を見守っています。そのため、今後、実績値に変更が生じる場合があります。

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
児童虐待相談対応件数（県）	1,291件 (27年度)	1,310件 (28年度)	1,670件 (29年度)

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
（単位：千円）	52,750	51,539	50,392	55,932	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- 児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進するとともに、北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置することで鈴鹿・亀山地域の相談体制の強化が図られるよう準備を進めます。  
また、市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。
- 妊娠期からの虐待予防に向けて、「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を設置し、望まない妊娠の相談支援に取り組むとともに、引き続き産婦健診が市町で円滑に実施されるよう検討会や研修会を開催します。
- 児童相談や社会的養護に係る経験豊富なコーディネーターを配置し、子どもの権利擁護の充実を図ります。

【以上、子ども・福祉部】

## 重点的な取組 13 社会的養護の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～

### 5年後のめざす姿

社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」（平成27年度～41年度）に基づき、児童養護施設、乳児院の本体施設の小規模化および小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、および里親・ファミリーホームへの委託が進んでいる状況をめざします。

主な取組内容	①里親委託の推進【子ども・福祉部】 ②里親の養育技術の向上【子ども・福祉部】 ③施設整備の促進【子ども・福祉部】 ④施設の職員体制の充実や人材育成【子ども・福祉部】
--------	---

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (進んだ)	判断理由	重点目標をいずれも達成し、家庭的な環境で養育される子どもの割合が増加したこと等から「進んだ」と判断しました。
----------	---------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😞 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、施設の小規模化、地域分散化を進めるため、児童養護施設（津市）と乳児院（津市）、地域小規模児童養護施設（津市、松阪市）、分園型小規模グループケア（桑名市）の整備について継続支援するとともに、引き続き、社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう取り組んでいく必要があります。
- 地域小規模児童養護施設と乳児院における小規模グループケア化の運営を支援するため、27年度から児童指導員等の職員加配等に要する経費に対して補助を行い、7施設において職員体制の強化が図られました。今後も引き続き、入所児童へのケア体制の充実を図っていく必要があります。
- 里親説明会を6市において開催し179人の参加がありました。また里親出前講座は、13市町において開催し、延べ691人の参加者がありました。また、養育里親の新規登録者が24組ありました。引き続き里親制度を広く知っていただくとともに、里親登録者の増加に向けた啓発活動に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 県内のファミリーホームは5か所となっています。引き続きファミリーホームの開設相談に対して、適切な助言や支援を行っていく必要があります。
- 27年度から家庭養護の推進に向け、里親支援専門相談員を配置する児童養護施設や乳児院において、入所児童を里親委託につなげた施設に対し、その後のフォロー活動等に要する経費に補助を行い、活動の促進が図られました。引き続き入所児童の里親委託促進および委託後の里親支援の充実を図っていく必要があります。
- 児童養護施設や里親のもとから、親や家庭の支援が得られない状態で、進学や就職によって自立していった人たちを対象に、その後の生活等の実態把握を行いました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	27年度	29年度	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値
グループホームでケアを受けている要保護児童の割合		12.3%	14.2%	1.00	16.1%
	7.8% (26年12月)	13.3%	14.2%		
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合		21.2%	23.2%	1.00	24.5%
	16.1% (26年12月)	22.9%	26.4%		

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
要保護児童数(県)	506人	506人(29年3月)	508人(30年3月)

予算額	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(単位：千円)	328,684	266,153	92,043	102,590	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- 「三重県家庭的養護推進計画」および「新しい社会的養育ビジョン」をふまえ、関係者の密接な連携・協力のもと家庭養護の推進に向け、里親制度を多角的に普及・啓発し、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上、里親研修の充実等の取組を進めていきます。
- 施設養護においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を行います。
- 児童養護施設等に入所している要保護児童等の自立支援に向け、実態把握の結果をふまえて、退所後の進学や生活を考える機会を提供し、相談に応じるアドバイザーを派遣します。  
【以上、子ども・福祉部】

## 重点的な取組 14 発達支援が必要な子どもへの対応

### 5年後のめざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携により途切れのない支援体制が構築されている状況をめざします。

主な取組内容	①三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校の整備【子ども・福祉部】【教育委員会】 ②市町の取組支援【子ども・福祉部】 ③発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】 ④発達支援が必要な子どもを育てる家族への支援【子ども・福祉部】 ⑤発達支援が必要な子どもに対する障害福祉サービス等の充実【子ども・福祉部】
--------	--

### 評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度 ※	😊 (ある程度進んだ)	判断理由	「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合は目標を達成できませんでしたが、目標の約 90%が達成されていることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	-------------	------	--

【※進展度：😊 (進んだ)、😊 (ある程度進んだ)、😐 (あまり進まなかった)、😞 (進まなかった)】

### 29年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

- 県立子ども心身発達医療センター（以下「新センター」）および県立かがやき特別支援学校（分校）の一体整備にかかる付帯工事や医療設備の調達等を行うとともに、新センターの組織・業務運営体制を整備し、平成 29 年 6 月に新センターを開設しました。なお、開設後は、円滑に施設運営を行うとともに、専門性の高い医療、福祉サービスの充実に取り組んでいく必要があります。【子ども・福祉部、教育委員会】
- 通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（10 回）を実施し、発達障がいのある子どもへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることから、引き続き、教員の特別支援教育に係る専門性の向上を図る必要があります。【教育委員会】
- 市町の発達支援総合窓口における専門人材の育成のため、新センターに市町職員（4 人）を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修（1 年間）を実施しました。また、「CLM と個別の指導計画」の指導を中心とした 3 か月程度の中期研修「CLM と個別の指導計画」専任コース研修を試行的に設置し、市町職員（1 人）を受け入れました。
- 発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLM と個別の指導計画」の保育所、認定こども園、幼稚園への導入を促進し（巡回指導を行った保育所・幼稚園：7 市町 24 か所）、全施設の 50.8%で導入が図られました。導入施設のさらなる拡大に向けて引き続き市町への働きかけを行う必要があります。
- 地域における発達支援体制の構築に向けて、医師を対象としたオープンカンファレンスを新センターにおいて実施しました（年 1 回）。発達支援に関わる医師の確保に向けて引き続き取組を進める必要があります。また、県民を対象としたシンポジウムや「地域療育支援研修会」等のイベントを開催し、肢体不自由や発達障がいに対する県民の認識の向上を図りました。さらに、新センターでは電話等での発達に関する相談対応を行い、延べ 441 件の相談に対応しました。また、肢体不自由児の短期入所事業を実施し、延べ 349 人を受け入れ、家族へのレスパイト支援を行いました。

- 児童発達支援、放課後等デイサービス及び短期入所などの事業所に対し、発達支援が必要な子どもが適切に利用できるよう、指導・助言を行いました。引き続き、事業所における障がい児支援サービスの充実を図る必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	26年度	28年度	29年度	達成状況	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合		50.0%	55.0%	0.92	65.0%	75.0%
	33.1%	44.3%	50.8%			

モニタリング指標	28年3月時点	29年3月時点	最新値
子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県)	546件 (27年度)	511件 (28年度)	441件 (29年度)
5歳児健診を実施する市町数(県)	4市町 (27年度)	5市町 (28年度)	6市町 (29年度)
「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等の内50%以上導入している市町数(県)	20市町 (27年度)	20市町 (28年度)	22市町 (29年度)

予算額 (単位：千円)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	783,601	9,134,749	827,944	1,075,923	

### 30年度の改善のポイントと取組方向

- 県立子ども心身発達医療センターおよび県立かがやき特別支援学校(分校)においては、子どもの発達支援の拠点として、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。【子ども・福祉部、教育委員会】
- 通級指導について、小中学校の担当教員の育成や高等学校への導入に向けた研修講座を実施します。【教育委員会】
- 市町の発達支援総合窓口との連携を強化するとともに、新センターにおいて引き続き「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の受け入れを行い(6人)、専門的な職員の育成を支援します。また、「CLMと個別の指導計画」の指導を中心とした「CLMと個別の指導計画」専任コース研修についても、本格的に受け入れを行います(2人)。
- 「CLMと個別の指導計画」の保育所・認定こども園・幼稚園への導入に向けて、引き続き、保育所等への巡回指導の実施や、保育士や幼稚園教員を対象とした圏域別研修会を充実させるとともに、保育士や幼稚園教員の養成施設の学生を対象とした研修会等を開催し、当ツールの普及啓発に取り組みます。
- 地域の医療機関との連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。また、県民を対象としたシンポジウム等を引き続き開催し、県民の発達障がい等に関する知識の向上を図ります。さらに新センターにおいて、発達支援が必要な子どもを育てる家族を支援するため、発達に関する相談対応や肢体不自由児の短期入所事業を実施していきます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスおよび短期入所などの事業所に対し、引き続き指導・助言を行っていきます。

【以上、子ども・福祉部】

### 3 今後の取組

子ども条例については、今後も、啓発冊子やさまざまなイベントを活用して、条例の趣旨を広く啓発するとともに、関係機関と連携しながら、学ぶ機会場の確保していきます。

また、子どもが意見を表明する機会を確保し、さまざまな取組に反映していくよう努めるとともに、子どもの気持ちに沿った活動支援の視点を大切にしながら、さまざまな活動の支援や、企業や団体、関係機関等と連携を図りながら人材の育成と環境整備も進めていきます。

さらに、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(計画期間:平成27年度~31年度)に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協創をより重視し、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。

**みえ子どもスマイルプランの推進**      平成30年度当初予算額 200億9,121万7千円(前年度比+0.5%)      ※登録費除く

みえ子どもスマイルプランの総合目標は目標水準とかけ離れがあることや、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けて、企業や団体等との協創をより重視し、ライフステージ毎に切れ目なく、取組を継続・強化します。また、社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源を確保するため、「子ども基金」を創設します。

**めざすべき社会像**      結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

合計特殊出生率 (目標 1.56台 = 希望出生率)

2015年 1.51

2016年 1.50

2017年 1.49

2018年 1.48

2019年 1.44

2028年度 1.56

2.1

地域社会の長守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合 (目標70%)

52.1

23年度

28年度

成果が表れるまでに一定の期間が必要

**ポイント**      社会全体で持続的に支援

**子ども基金の創設**

- 社会全体で子どもたちを支援する持続可能な財源の確保
- 原資は法人県民税超過課税の徴収の12%
- 全道初の取組

**企業・団体等との協創**

- 企業・団体等との連携、市町との連携

取組を継続・強化

**ライフステージ毎に切れ目のない対策**

子ども・思春期	若者/結婚	妊娠・出産	子育て
<p style="text-align: center;"><b>ライフプラン教育の推進</b></p> <p>・思春期ライフプラン教育事業【健福】</p> <p style="text-align: center;"><b>子どもの貧困対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一部新) 子どもの貧困対策推進事業【健福】</li> <li>➢子ども食堂など居場所づくりを進めるノウハウの提供</li> <li>・ひとり親家庭自立支援事業【健福】④</li> <li>・(一部新) 生活困難家庭の子どもへの学習支援事業</li> <li>➢生活困難家庭の子ども(中学生および高校生世代)【健福】を対象にした学習支援等の実施</li> <li>・高校生等教育費負担軽減減事業【教育】</li> <li>・スクールカウンセラー等活用事業【教育】</li> <li>・私立高等学校等教育費負担軽減減事業【福祉】</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>児童虐待の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一部新) 児童虐待法的対応推進事業【健福】④</li> <li>➢子どもの権利擁護に配慮した多機関連携や協働関係等の取組の充実</li> <li>・若年層における児童虐待予防事業【健福】⑦</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>社会的養護の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一部新) 家庭の養護推進事業【健福】④</li> <li>➢里親制度の普及普及や里親の養育力向上に向けた研修の充実</li> <li>・(一部新) 家族再生・自立支援事業【健福】</li> <li>➢施設退所後の進学や就職について考える機会を提供し、相談に応じるアドバイザーの派遣</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>若者の雇用対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・U・Iターン就職支援事業【健福】</li> <li>・(新) 三重U・Iインターンシップ推進事業【健福】</li> <li>・若年無業者ジョブエスコート事業【福祉】</li> <li>・おしごと広場みえ運営事業【福祉】</li> <li>・豊かな森と地域を担う人づくり事業【福祉】</li> <li>・水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業【福祉】</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>出逢いの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みえの出逢い支援事業【健福】</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>不妊に悩む家族への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊相談・治療支援事業【健福】</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・育児まるっとサポートみえ推進事業【健福】④</li> <li>・(一部新) 健やか親子支援事業</li> <li>➢健やか親子21全国大会の開催【健福】</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児・周産期医療体制強化推進事業【健福】</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一部新) 保育対策総合支援事業【健福】④</li> <li>➢潜在保育士を対象とした就労意向等調査の実施</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業【健福】</li> <li>・放課後児童対策事業費補助金【健福】④</li> <li>・(一部新) 親の学び応援事業【健福】④</li> <li>➢野外部域保育に主体的に取り組む人材の育成</li> <li>・保育専門研修事業【健福】④</li> <li>・(新) 保育士等キャリアアップ研修事業【健福】</li> <li>➢保育士等の処遇改善につながるキャリアアップ研修の実施</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>男性の育児参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一部新) 男性の育児参画普及啓発事業【健福】④</li> <li>➢企業等に対しイクボス推進の普及啓発に取り組み人材の養成</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>発達支援が必要な子どもへの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療支援事業【健福】</li> </ul>
<p>ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために</p>			
<p style="text-align: center;"><b>働き方</b></p> <p style="text-align: center;"><b>子育て期女性の就労に関する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一部新) 女性の就労支援事業【福祉】</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みえの輝くロールモデル創出事業【福祉】</li> <li>・みえの輝く女子プロジェクト事業【福祉】</li> <li>・働き方改革総合推進事業【福祉】</li> <li>・(新) 働き方改革取組拡散事業【福祉】</li> </ul>		<p style="text-align: center;"><b>県民の意識の高まり、環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策県民運動等推進事業【健福】</li> <li>・(一部新) 子どもの育ちの推進事業【健福】④</li> <li>➢みえの子ども白書(版)の作成</li> </ul>

平成29年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

取組名	取組概要	対象	担当課
「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施	「三重県子ども条例」に基づく取組に、県民の方がより一層理解を深め、子どもの育ちへの支援を学んでいただけるようにチラシを作成し直した。 また、「子育て応援！わくわくフェスタ」などの子どもの育ちや子育てを家庭を応援するイベントなど様々な機会を捉えて啓発活動を行ったほか、平成30年3月4日には東員町総合文化センターにおいて、「子どもの自己肯定感」をテーマとした「みえ子育てホッとフォーラム in 東員」を開催した。(参加者数250名)	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
県庁見学	広く県民に対して県庁見学の機会を設け、県庁内の執務スペースや、県政の取組状況、議事堂本会議場また県庁屋上からの伊勢湾や津市の街並み等を実際に見学することで、県庁・県政への関心・理解・親近感を深める機会とした。 (受入件数：52団体、2,597人)	子ども、大人	戦略企画部 広聴広報課
移動人権啓発事業	商業施設や地域のイベント等、様々な場や機会を利用してパネル展示、アンケート、啓発物品の配布等を実施し人権尊重の思想を県民に広めた。 (実施回数：13回、アンケート協力者数：797人)	子ども、大人	環境生活部 人権センター
非行防止・薬物乱用防止教室	少年の規範意識を向上させるため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を訪問し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催した。 (平成29年度、実施回数：延べ543回、参加者数：延べ53,357人)	幼児～高校生、大学生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
三重県立図書館 児童コーナー、 ティーンズコーナー	児童・中高生向け図書や児童研究用の図書を揃え、閲覧、貸出、参考調査サービスの提供を行った。また子どもや大人が求めている図書を選定し、揃えるとともに、各サービスの向上を図った。 ・児童等向け図書、雑誌購入(2,155冊) ・児童等向け図書、雑誌貸出冊数(個人貸出)(132,253冊)	子ども、大人	環境生活部 図書館
博物館教室や フィールドワーク、アウトリーチ活動等	三重の自然と歴史・文化について多くの県民のみなさんに興味・関心をもっていただくきっかけづくりを目的とした教育普及活動を、県内各地のフィールドで実施した。 ・オオサンショウウオ「さんちゃん」のお食事会(5～3月奇数月の第2土曜、参加者数：418人) ・週末ワークショップ(年間12回 参加者数：1,014人) ・同定会(8月20日、参加者数：85人) ・親子で標本づくりにチャレンジ！(8月13日・19日 参加者数：34人) ・館長と調べる三葉虫のみみつ(年6回 参加者数：77人) ・御浜町移動展示(2月24日～2月25日 参加者数：131人)	子ども、大人	環境生活部 総合博物館
「命の大切さを学ぶ教室」の開催	次代を担う中学生、高校生及び大学生に対し、犯罪被害者等の講師が、犯罪被害者等が受けたさまざまな痛み、家族の絆、命の大切さ、被害者も加害者も出さない社会を希求する思い等について語りかけ、受講した生徒が犯罪被害者等の悲痛な思いや置かれている現状に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図るとともに、自分や他人の命を大切にする意識、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図ることを目的として開催した。 (開催回数：12回、受講者数：約5,800人) (うち、中高生：約5,600人)	中学生、高校生および大学生	警察本部 広聴広報課

取組名	取組概要	対象	担当課
青少年消費生活講座	一人ひとりが消費生活についての正しい知識を持ち、自ら判断し、行動する「自立した消費者」となるため、契約の知識や消費者トラブルの実態等を講義することにより、消費者トラブルを未然に防止することを目的に実施した。 (実施数：学校数8校、受講者数：1,684人)	高校生～ 大学生	環境生活部 くらし・交通安全課
交通安全県民力向上事業	交通ルールを遵守し、交通マナーを向上させ、子どもを中心とする交通弱者の交通安全に対する県民力を高めることにより交通事故抑止を図ることを目的に、「交通安全アドバイザー」を活用し、県内の交通情勢の変化に即した出前方式の参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。 (平成29年度、幼児：3,403人、小学生：3,765人、保護者：514人、高齢者：1,247人、その他：403人)	幼児・小学生 大人（保護者、高齢者）	警察本部 交通企画課



(2) 子どもが意見表明する機会の設定等

取組名	取組概要	対象	担当課
キッズ・モニターアンケートの実施	県の施策に子どもの意見や状況を取り入れるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」を実施した。(実施回数：7回) (テーマ) ①いじめのない社会をめざして(教育委員会事務局) ②先生の仕事について(教育委員会事務局) ③障がいについて(子ども・福祉部) ④食の安全・安心について(医療保健部) ⑤子どもの交通安全について(警察本部) ⑥三重県のバス・鉄道について(地域連携部) ⑦「手話」と「いまの幸せと愛情」について(子ども・福祉部)	小学4年生～高校生	子ども・福祉部 少子化対策課
家族の絆 一行詩コンクールの実施	温かい気持ちのやりとりのなかで、子どもが安心して自分らしく育つことを期待して、「ありがとう」をテーマにした一行詩を募集し、86作品が受賞しました。このうち、最優秀作品賞については、3月4日に東員町総合文化センターで表彰式を行いました。(応募作品数：12,732作品)	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
明るい選挙啓発ポスターコンクール	選挙が明るく正しく行われるよう啓発用のポスターを募集し、県審査特選作品については中央審査(主催は(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会等で文部科学省、都道府県教育委員会の後援)へ出品した。 (参加校数：県内15市町121校、参加者数：2,211人)	小学生～高校生	選挙管理委員会
統計グラフ三重県コンクール	小・中学生を中心に県内から統計グラフを募集し、作品の制作を通じ統計に対する関心を深めるとともに、統計の表現技術の向上に役立てることを目的として実施した。また、参加者全員に参加賞、優秀作品には知事賞等の授与を行った。 (実施期間：6月～9月、参加者数：496人)	子ども(小・中・高校生等)、大人	戦略企画部 統計課
みえの地物が一番!朝食メニューコンクール	小学生(5・6年生)および中学生を対象に、子どもたち自身が地場産物を使用した朝食メニューを考え、調理するコンクールを実施した。この取組を通して、自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けるとともに、地場産物や生産者について理解を深めた。 (応募総数：小学生の部1,288作品、中学生の部2,780作品、最優秀賞各部1作品、優秀賞各部4作品)	小中学校・特別支援学校の児童生徒	教育委員会事務局 保健体育課
人権メッセージ募集	県民が、差別をなくすために真剣に取り組み、県民一人ひとりが、人権啓発の主体者であることの意識付けに繋がるよう人権メッセージを募集した。(応募件数：2,966件)	子ども、大人	環境生活部 人権センター
人権ポスター募集	県内の小中高等学校等の児童・生徒が人権について考え、表現する機会としてポスターを募集した。優秀作品により人権カレンダーの作成や巡回展示による啓発を行った。 (取組数：154校 応募数：24,055人)	子ども(小・中・高校生等)	環境生活部 人権センター
人権フォトコンテスト	「自分らしく生きる」「共に生きる姿」「命の大切さ」をテーマに生活の様々な場面における「人権」を感性で捉えたコンテストを開催した。募集・応募・優秀作品の展示の過程を通じて人権尊重を広く県民に啓発した。 (応募件数：197件)	子ども、大人	環境生活部 人権センター
三重県高等学校科学オリンピック大会	高校生が学校ごとのチームで、授業での学習をベースに生活に関連した課題に取り組むことにより、数学・理科・情報や科学技術に対する興味や関心を喚起するとともに、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図った。(10月21日開催13校13チーム 参加人数100名)	高校1、2年生	教育委員会事務局 高校教育課
薬物乱用防止ポスター	薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、中学生、高校生から薬物乱用防止の大切さを同世代に訴えるポスターを募集し、入賞作品は県内で展示するとともに、三重県ホームページに掲載した。 (応募点数：2,080点)	中学生～高校生	医療保健部 薬務感染症対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
地球温暖化防止啓発ポスターコンクール	県民の地球温暖化防止への関心、意識を高めることを目的として、小・中学生を対象にポスターコンクールを実施した。 (応募者：小中学校 77校、1,806人)	小学生、中学生	環境生活部 地球温暖化対策課
野生生物保護啓発ポスターコンクール	ポスター制作過程を通して野生生物についての保護思想を高めるとともに、県民への普及啓発を図ることを目的として、小学生～高校生を対象にポスターコンクールを実施した。 (応募数：小中学校・高校・特別支援学校等 140校 1,352人)	小学生～高校生	農林水産部 みどり共生推進課
全日本中学生水の作文コンクール	8月1日の「水の日」および8月1日～7日の「水の週間」に合わせ、中学生が水について理解を深めるための取組の一環として「全日本中学生水の作文コンクール」を実施した。(テーマ「水について考える」、国土交通省・都道府県共催) (三重県応募総数：600作品)	中学生	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課
土砂災害防止に関する絵画・作文	土砂災害の防止と被害の軽減を図るため、国と各都道府県では、毎年6月を「土砂災害防止月間」として、各種の活動を実施した。その活動の一環として、小中学生を対象とした絵画・作文を募集し、優秀な作品を表彰する取組により啓発に努めた。 (応募数：小中学校8校 18件)	小学生～中学生	県土整備部 防災砂防課
河川・海岸愛護ポスターの募集	川と海の役割や大切さについて理解と関心を深めるため、国と各都道府県では、毎年7月を「河川・海岸愛護月間」として、各種の活動を実施している。その活動の一環として、小中学生を対象にポスターを募集し、優秀な作品には知事賞・議長賞等の授与を行った。 (応募数：小中学校122校 932件)	小学生～中学生	県土整備部 河川課
国土と交通に関する図画コンクール	人々の生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しい良好な環境等を実現するためのハード・ソフトの基盤形成への理解を深めてもらう活動として、国の取組に呼応し、小学生を対象に図画を募集し優秀な作品を表彰することにより啓発に努めた。 なお、その中から佳作1点を受賞した。 (応募数：県内8校 45件)	小学生	県土整備部 県土整備総務課
交通安全メッセージ運動	父母・祖父母など身近な人と交通安全に関するお願いのメッセージをやり取りすることで、子どもの交通安全意識を高め、家庭からの交通安全意識の向上を図った。 (2,819組参加)	子ども、大人(主に保護者)	環境生活部 くらし・交通安全課
交通安全カレンダーの作成	J A 共済連三重及び三重県交通安全協会等との連携により、小中学生から募集した交通安全ポスターを用いたカレンダーを作成・配布し、子ども、保護者の交通安全意識の高揚を図った。 (カレンダー作成部数：2,770部)	小・中学生	警察本部 交通企画課
高校生ビブリオバトル推進事業	ビブリオバトル(書評合戦)を活用した読書活動の推進(校内行事等への導入をはじめとした普及活動、ビブリオバトルの開催)により、高校生の思考力・判断力・表現力等の育成を図った。(ビブリオバトル参加校数：36校)	高校生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

(3) 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援

取組名	取組概要	対象	担当課
人権まなびの発表会	各学校で取り組まれている人権学習や人権に関する生徒の自主的な活動について、生徒が成果発表を全県規模で行った。 (実施日:10月28日、参加者数:107人(生徒45人 教職員等62人))	高等学校・特別支援学校高等部の生徒および教育関係者	教育委員会事務局 人権教育課
地区別人権学習活動交流会	県内6地区(北勢・中勢・松阪・南勢・伊賀・牟婁)において、各学校で取り組まれている、「協力」「参加」「体験」を核とした主体的・実践的な人権学習活動について、発表や意見交流を行った。 (参加者数:(6地区総計)289人(生徒149人 教職員等140人))	高等学校・特別支援学校高等部の生徒および教育関係者	教育委員会事務局 人権教育課
高校生フェスティバル	「三重県立高等学校産業教育フェア」「みえ高文祭」「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会および三重県高等学校定時制通信制生徒文化作品展」「人権まなびの発表会」「高校紹介ひろば」「高校生フォーラム」を実施し、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信した。 ・実施日:10月27~29日(29日は台風接近のため中止) ・開催場所:三重県総合文化センター ・参加生徒延べ約1,289人、一般来場者延べ約3,814人	子ども、大人	教育委員会事務局 高校教育課
農村環境学習(田んぼの生きもの観察会)	子どもたちの農村環境への関心を深めるため、子どもたち(小学生以下)が田んぼに住む生きものを採取し、講師から生きもの説明を受け生態系・環境について勉強する「田んぼ生きもの観察会」を実施した。 (参加者:子ども44人(保護者を除く))	子ども	農林水産部 農業基盤整備課
みえこどもの城の運営	みえこどもの城において、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供した。(運営については、指定管理にて民間団体に委託している。) ・ドームシアターでの映画の上映やプラネタリウムの投影 ・プレイランドの遊具やカブラ(積み木)の設置 ・コンサート、マジックショーなどの開催 ・芸術分野や科学分野の工作メニューの提供 ・クライミングウォールの設置 ・各種展示・各種イベントの実施 (29年度来館者数:233,296人)	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
発明くふう展	子どもたちの発明・発見への関心をいっそう高め、ものづくりの楽しさや未来の科学への夢を喚起し、子どもたちの「科学の心」を育成することを目的として、子どもたちの発明に関する作品211点(工作109点、絵画102点)を展示する「発明くふう展」を開催した。 (開催日:29年9月30日、10月1日、開催場所:津リージョンプラザ3階展示室)参加人数:515人	幼児~高校生	雇用経済部 ものづくり・イノベーション課
Jr.ロボコン2017 in 三重	ものづくりの楽しさと科学技術の素晴らしさを体験できる子どものための企画として、県内の小・中学生を対象にしたロボット製作のための合宿を実施し、最終日には成果発表会として、ロボットコンテストを開催した。 (開催期間:8月16日~19日の3泊4日 開催場所:津市青少年野外活動センター、三重県総合博物館 [成果発表会])参加人数46人	小・中学生	雇用経済部 ものづくり・イノベーション課

取組名	取組概要	対象	担当課
三重県環境学習情報センター	社会見学の受入れ、各種環境講座の実施、イベント開催等を通じて、環境保全に関する気づきや実践への機会を提供した。 ・春のキッズエコフェア（4月22日・23日） ・夏のエコフェア（7月22日・23日） ・秋のキッズエコフェア（9月30日・10月1日） ・夏休みこども環境講座 等 （環境教育参加者数：35,983人）	子ども、大人	環境生活部 地球温暖化対策課
キッズISO14000プログラム	小学校、企業、行政が連携してキッズISO14000プログラムに取り組むことにより、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進した。 （参加児童数：小学校13校469人）	小学生、大人	環境生活部 地球温暖化対策課
花育の取組（フラワーブラボーコンクール）	中日新聞社と7県1市が主催となり、学校環境の美化と豊かな情操教育、花による地域の快適な環境作りなどに役立てることを目的に、小中学校等を対象とした学校花壇コンクールを開催した。 また、学校花壇設計図、花と私の作文、花壇の写生、校外花壇各コンクール、花壇指導者講習会や、花育推進のため、新たにフラワーブラボーコンクールに参加する小中学校等に普及指導員が栽培指導と資材の支援を行った。（学校花壇コンクール参加校数：43校うち小学校31校、中学校10校、特別支援学校2校）	小・中学生	農林水産部 農産園芸課 教育委員会事務局 小中学校教育課
子ども司書育成事業	図書館の機能や役割について理解を深め、家庭、地域、学校等で家族や友人に読書の楽しさや大切さを伝える人材「子ども司書」の育成を行った。 （育成者数：3市3町50人）	小学生、中学生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「わくわくファミリーキャンプ」、「ウインターファミリーキャンプ」	親子で1泊2日のキャンプの中で創作活動や野外炊飯を通して親子の絆を深める場を提供した。 （実施日：10月28日～29日、1月13日～14日 参加者数：80人）	小中学生とその家族	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「ウインターアドベンチャー」	鈴鹿青少年の森で冬の自然観察をしたり、自然の材料を利用した創作活動を行った。集団宿泊体験により協調性や自主性を育成する機会を提供した。 （実施日：12月9日～12月10日 参加者数：53人）	小学4年生～中学2年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「レッツ・チャレンジ2017」	異年齢の子どもたちが共同生活をしながら自然体験等を通して、自主性や協調性を学び、様々なことにチャレンジすることで自己肯定感を育くむ機会を提供した。 （実施日：8月23日～26日・9月23日 参加者数：46人）	小学5年生～中学2年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「キッズチャレンジスポーツ」	スポーツ活動への導入として、様々な運動やレクリエーションを体験する機会を提供した。 （実施日：11月16日・11月30日・12月2日 参加者数：80人）	小学生低学年	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「おもしろ自然科学教室」	摩訶不思議な実験、工作、観察等を通して、自分の目で見て、耳で聞いて、体で感じて学んだ。 （実施日：1月27日、2月3日、10日 参加者数：86人）	小学5年生～6年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「親子アウトドア体験」	親子で野外炊飯を行うとともに、防災プログラム（身の回りの物を使用した防災グッズの作成など）を実施した。 （実施日：5月27日 参加者数：48人）	家族	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

取組名	取組概要	対象	担当課
鈴鹿青少年センター主催事業「親子デイキャンプ」	親子でデイキャンプを楽しみながら、レクリエーションやキャンプファイヤーなどを行い、親子の絆を深める場を提供した。 (実施日：3月10日 参加者数：44人)	幼稚園年中～小学1年生とその家族	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「親子でチャレンジ・飾り巻き寿司」	可能な限り三重県産の食材を利用し、親子で楽しみながら飾り巻き寿司を作り、食に関する興味を持たせ食教育を行い、コミュニケーションの場を提供した。 (実施日：3月21日 参加者数：34人)	家族	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「親子deキャンプ」	熊野少年自然の家をベースに大自然の中での親子で行うキャンプにより家族で野外活動をする楽しさを味わった。 (実施日：6月3日～6月4日 場所：熊野市金山町 熊野少年自然の家 参加者数：延べ38人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「溪流で遊ぼう」	親子で「溪流釣り」「リバーカヤック」「川での水遊び」を行い川遊びの楽しみ方を学んだ。 (実施日：7月19日、場所：熊野市五郷町 大又川、参加者数：29人)	小学生～大人までの親子	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「アウトドア親子お料理教室」	大自然の中で、親子で毎回違ったメニューのアウトドアクッキングを体験した。 (実施日：5月14日、11月5、12日 場所：少年自然の家野外炊飯設備、参加者数：延べ118人)	小学生～大人まで (小1、2は保護者同伴であること)	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「身の回りの科学講座」	空気や電気、重力や光など自然の中にあるものの力を引き出す科学の楽しさを学んだ。(実施日 5月6日、7月1日、1月13日 参加51人)	小学3～6年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「化石発掘体験会」	親子で発掘体験を行い出土した化石についての学習を行うことで、体験を通し自然科学を楽しく学んだ。 (実施日 6月24日、9月3日 場所：尾鷲市 参加 104人)	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「古代の暮らし体験」	小学生が古代米を使った餅つきを火起こしから体験するとともに、勾玉作りにも取り組んだ。 (実施日2月10～11日 28名参加)	小学生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
ブドウ栽培体験会	農業研究所伊賀農業研究室において、近隣の保育所園児を対象に、伊賀地域の特産品であるブドウ栽培の作業体験を通じ、農業や食べ物の大切さについて理解を深めてもらうことを目的として、花切り、袋かけ、収穫の3回の作業体験会を開催した。 (近隣3保育所の年長園児 約25人、5月・6月・8月の3回実施)	保育園児	農林水産部 担い手支援課 農業研究所
森林環境教育・木育の推進	森林の持つさまざまな機能や木材利用への理解を深めるため、学校等における出前授業の実施や、子どもが参加できる木や森林の活動体験講座「森の学校」の開催、木育を普及する木製遊具イベント「ミエトイ・キャラバン」の展開、森林環境教育・木育の指導者養成等に取り組んだ。 (出前授業 15回実施、「森の学校」7回実施、「ミエトイ・キャラバン」22回実施、指導者養成講座 18回実施)	子ども(小学生が主)、大人	農林水産部 みどり共生推進課

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

取組名	取組概要	対象	担当課
預かり保育の推進	私立幼稚園において、地域の実態や保護者のニーズに応じ、正規の教育時間開始前や終了後、および休業日に教育活動を実施するための人件費に対し助成を行った。 (助成私立幼稚園数：25園)	学校法人	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後子ども教室の推進	放課後児童対策の一つとして、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、活動場所を設け地域の方々の参画を得て文化スポーツ学習活動などの取組を支援し、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる居場所を確保した。 (実施地域：19市町、教室数：72教室 平成29年度実績数)	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童対策事業費補助金を支給する等、市町が行う放課後児童クラブ施策を支援した。 (実施地域：29市町、クラブ数：387クラブ 平成29年度交付決定数)	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
保育士に対する研修の実施	新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施した。 (新任保育士就業継続研修：207人、人権保育専門講座：11市町、25講座)	保育士等	子ども・福祉部 少子化対策課
特別保育の促進	市町が実施する延長保育(私立165か所)、病児・病後児保育(14か所)など多様な保育サービスを支援した。(平成29年度交付決定数)	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
幼稚園教育要領等県説明会の開催	教員等の指導力を高め、本県における幼稚園教育の振興・充実を図るため、県内の国公私立幼稚園等関係者、市町教育委員会関係者を対象に、幼稚園の教育課程の基準をはじめとする幼稚園教育に関する内容等について専門的な講義を行うことにより、幼稚園教育要領の周知を行った。 (参加者数：295人)	幼稚園教諭等	教育委員会事務局 小中学校教育課
いじめ・不登校対策事業	いじめや暴力行為等の問題行動や不登校等、児童生徒の課題への対応に向け、子どもたちの社会性や良好な人間関係を築く力や、自主的な態度を育成するため、小中学校3校を推進校に指定し、SST(ソーシャルスキル・トレーニング)を実施するとともに、県立高校では各校の課題に応じた生徒の主体的な取組を進めました。また、新たな不登校を生まないため、伊勢市倉田山中学校区において、児童生徒の豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの生き抜く力を育成する魅力ある学校づくりについて調査研究を実施しました。さらに、組織的な指導体制構築のための研修を校種別に実施しました。加えて、関係機関からなるみえ不登校支援ネットワークの活動を通して相互に連携を図るほか、不登校の子どもたちを支援するフリースクールと教育支援センター(適応指導教室)が行う体験活動に対して支援を行いました。	児童生徒 教職員 フリースクール 教育支援センター	教育委員会事務局 生徒指導課
スクールカウンセラー等活用事業	いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困の連鎖など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラー(SC)を公立全中学校区に配置し、配置時間の弾力的な運用を行うとともに、スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣に加えて、県立高校7校を拠点にSSWが近隣の中学校区を巡回して配置のSCとチームでの支援を行うなど、教育相談の充実と関係機関との連携を進めました。  【SCの配置校：全155中学校区(小学校321校、中学校154校、義務教育学校1校、高等学校36校)】 【SSWの配置：10人を県教育委員会に配置】	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
みえの親スマイルワークの活用	親の役割や自身の成長について、気づき、学び合う機会を提供する参加型のプログラムである「みえの親スマイルワーク」を活用し、保健センターや子育て支援センター、PTA等で、子育て中の親を対象にワークシートのテーマに基づき、子育ての思いや悩み、不安などを語り合い、共感するなどの機会を提供した。(実施市町：19市町)	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て家庭応援クーポン	地域の商店や企業の協賛による、18歳未満の子育て世帯に対して割引やサービスの提供を働きかけた。(協賛企業数：1,485店舗 平成30年3月31日現在)	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
子育て・子育てマイスター養成講座や孫育て講座の実施	地域において多くの子育て支援の場や子育て家庭を支えることができる人材の養成を図るため、市町のニーズに応じて、必要とされる一定の知識や専門的なスキルを身に付ける子育て・子育てマイスター養成講座や子育て期を終えた世代を対象とした孫育て講座を市町と連携して実施しました。受講者は、中学生あかちゃんふれあい体験のサポートや託児支援などに関わり、各地域で活躍していただいています。 (平成29年度の講座実施市町数：のべ6市町、養成者数：のべ99人)	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
みえ次世代育成応援ネットワークの活動促進	社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するために、地域の担い手である企業や子育て支援団体等が参画し活動している「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進を図った。 (会員数：1,554 平成30年3月31日現在)	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て支援活動拠点の設置・運営	子どもの育ちを応援する「みえの子ども応援プロジェクト」の活動拠点として、商業施設に「よっかいちステーション」を設置し、毎週火曜日と第4土、日曜日に、企業や団体等がボランティアとして、おもちゃの病院、太鼓体験、工作など、親子がふれあいながら楽しむ機会を提供した。 (来場者数：14,204人)	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て応援！わくわくフェスタの開催	企業、地域の団体などの多様な主体が参加し、子ども向けの体験や遊び、子育て情報の提供、日頃の活動発表などを多彩に行うことにより、県民にさまざまな情報を発信し、「子育て・次世代育成支援」の機運醸成を図るとともに、互いに連携・協働・交流し、子育てを応援する地域づくりを一層推進する催しを開催した。 (開催日：平成29年11月23日、場所：三重県立石薬師高等学校(鈴鹿市)、来場者数：約6,000人)	子ども、 大人	子ども・福祉部 少子化対策課
高校生地域人材育成事業	高校生を対象に、尾鷲市と紀北町が大学と連携して実施する、地域の課題解決に取り組む授業を通じた地域への理解や愛着を高める取組に対し、支援を行った。 (開催回数：計4回)	高校生	地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課
県生涯学習センター講座	市町行政や関連施設等と連携しながら、社会の要請に対応できる地域指導者の人材育成講座等を実施した。テーマは市町のニーズに基づき決定した。 子どもの読書活動の推進をテーマにした講座を実施 熊野市交流センター 9月3日 22人、12月10日 20人	読書ボ ランティア  幼保職員	環境生活部 文化振興課
みえ子ども医療ダイヤル(#8000)	子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、医療関係の専門職員が電話相談に応じた。 ・相談時間：毎日19時30分～翌朝8時00分 ・相談件数：8,889件	大人	医療保健部 地域医療推進課
「女性が働きやすい医療機関」認証制度	子育て時の当直免除など女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を目的に、女性が働きやすい勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を認証するとともに、広く周知を図った。 (平成29年度認証医療機関数 2 医療機関、認証式：平成30年3月12日)	医療機関	医療保健部 地域医療推進課
少年相談110番	家庭問題、交友問題、学校問題、犯罪被害等の少年や保護者等からの悩みや困り事の相談に応じ、必要な指導・助言を行った。 ・フリーダイヤル ・相談時間：祝祭日、年末年始を除く月から金曜日9時から17時 ・平成29年度、相談件数：9件	子ども、 保護者、 教職員等	警察本部少年課
いじめ電話相談	子ども、保護者等を対象にいじめ電話相談を実施した。 (相談時間：毎日24時間(365日)) ・いじめ電話相談件数 125件	子ども 保護者 等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
教育相談	子ども、保護者、教職員を対象にプレイセラピーやカウンセリング等の面接相談、電話相談を実施した。 (相談時間：年末年始祝日を除く月水金9時～21時、火木9時～17時) ・電話相談件数 3,086件 ・面接相談件数 6,426件	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課

取組名	取組概要	対象	担当課
体罰に関する電話相談	子ども、保護者等を対象に体罰に関する電話相談を実施した。 (相談時間：年末年始祝日を除く月水金9時～21時、火木9時～17時) ・体罰に関する電話相談件数 7件	子ども 保護者等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
子ども専用電話相談	子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「子どもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けを行った。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応した。 ・フリーダイヤル ・相談時間：年末年始を除く毎日13時～21時 ・相談件数：1,425件(平成30年3月31日現在)	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
妊娠レスキューダイヤルの設置	若年層の望まない妊娠で周囲に相談できない等子どもたちの悩みに対する電話相談窓口を運営するとともに、医療・保健・教育・福祉等関係機関が連携し早期からサポートすることで児童虐待の未然防止に努めた。 ・相談時間：毎週 月・水 15:00～18:00、土 9:00～12:00 (年末年始、祝日を除く) ・相談件数：91件(H29年度)	若年層 (10歳代)	子ども・福祉部 子育て支援課
思春期保健指導セミナー	中高生の性や望まない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性に関する問題を関係者が共通理解し、各々の機関で実践に活かす手法を学ぶ目的でセミナーを開催した。 (開催日：平成30年2月12日、場所：三重県医師会館、参加者数：201人)	大人(医療関係者・教育関係者、保健関係者等)	子ども・福祉部 子育て支援課
給食施設巡回指導	給食を実施している保育所等児童福祉施設、私立幼稚園及び学校に栄養指導員が巡回し、管理栄養士、栄養士の配置及び適切な栄養管理等の実施について指導助言を行うとともに、食育の視点も捉えた指導を実施した。 (巡回指導施設数：129施設)	施設管理者および給食従事者	医療保健部 健康づくり課
若年層の自殺対策推進体制構築事業	子どもの自己肯定感を高めるとともに、ストレスとの付き合い方や問題に遭遇した時、周囲に助けを求めることが大切であることを伝え、また、相談しやすい環境づくりや精神疾患への早期支援を地域の実情に応じて取り組んだ。 ・専門相談窓口の設置 新規相談件数 206件 ・アウトリーチ型支援 4件 ・教職員等を対象とした研修：8回 395名受講 ・生徒を対象とした自殺予防の授業：11校 11回 2,510名受講 ・保健医療・教育関係者等を対象とした研修：1回 45名受講 ・関係機関による支援ネットワーク(事例検討) 2回	主に中高生およびその保護者・学校関係者	医療保健部 健康づくり課
子どもの心サポート事業	教育相談に関する研修会を実施し、思春期の子どもたちの悩みや不安に対する理解と適切な支援が行えるよう、教職員の資質向上を図るとともに、困難なケース等についてはカウンセリングや心理療法等の面接相談を実施した。 ・思春期の子どもの心を理解する研修講座数 5講座 ・思春期の子どもに係る面接相談件数 2,988件 教育相談に関する研修会を実施し、児童生徒の心の問題に対する理解と適切な支援が行えるよう、教職員の資質向上を図った。 ・教育相談に関する研修講座数 22講座(うち1講座、台風のため中止) ・延べ受講者数 966人	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
生活困窮家庭の子ども学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域(多気町を除く郡部)の生活困窮家庭(生活保護受給世帯を含む)の中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援など学習支援を行った。 (支援者数：生活困窮家庭の中学生14人 うち中学3年生6人は全員高校進学)	中学生	子ども・福祉部 地域福祉課
人権に関わる相談員スキルアップ講座等	人権の視点での県内各機関の相談員等の資質向上を図るため、人権に関わる相談員等スキルアップ講座を開催した。 ・講座「人は人の中で育つ～不登校生とかかわってきて～」ほか1講座 (取組数：2講座、参加者数：116人)	大人(人権に関わる相談員)	環境生活部 人権センター



取組名	取組概要	対象	担当課
日本語指導の充実及びJSLカリキュラムの実践研究の推進	外国人生徒支援専門員（2人）を活用し、外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談等を実施するとともに、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム）に係る研究成果の普及・定着を図った。また、日本語指導が必要な外国人生徒等の学習指導に係る情報について、調査票を活用して、中学校から高等学校へ必要な情報の引継ぎを行う取組を進めた。 ・外国人生徒支援専門員の配置 2人 ・調査票を活用した中学校から高等学校への情報の引継ぎ 7市で実施	高校生、 教員	教育委員会事務局 高校教育課
多文化共生社会の担い手をつくる外国人児童生徒教育推進事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒が、将来、社会の一員として自ら能力を発揮し活躍できるよう、外国人児童生徒の在籍が多い拠点校等のノウハウを生かした受入体制整備を進めるとともに、外国人児童生徒巡回相談員（12人）の派遣等による日本語指導、学校生活への適応指導の充実、教科指導型日本語指導（JSLカリキュラム）の実践事例の普及を図った。	小中学生、 教員	教育委員会事務局 小中学校教育課
教職員研修	主体的・対話的で深い学びの充実を図る教員の実践的指導力の向上や、英語教育に携わるすべての教員の指導力・英語力向上をめざす研修を実施した。また、経験年数や職種に応じた悉皆研修、教職経験の異なる教員の相互研さんによる授業実践研修等を実施し、教員の授業力や専門性の向上を図った。さらに、学校自らがよりよい学校づくりを進めていくため、学校マネジメント力の向上を図る研修を、校長をはじめ教員のキャリアステージに応じて実施した。 ・延べ講座数 506講座 ・延べ受講者数 41,343人	教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修推進課
ワークシート作成（全国学調、みえスタディ・チェック、ワークシート（3点セット）活用支援事業）	子どもたちが「できた」「わかった」という達成感を味わい、主体的な学びにつなげられるよう、活用力を問う問題で構成したワークシートを作成し、授業改善サイクル支援ネットを通じて小中学校に提供することで、授業や補充学習での活用を促進した。 また、全国に比べ、継続的に家庭学習の時間が少ない中で、児童生徒が家庭学習に主体的に取り組めるよう、基礎・基本の内容で構成し、自分の力で解けるヒント付きワークシート（家庭学習用・学-Viva!!セット）として、全小中学校に配付し、各学校における計画的活用を促進した。 ・ワークシート掲載数 H29:381本（総掲載数：2035本）	小中学校 教職員	教育委員会事務局 学力向上推進PT
みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業	子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるような体育の授業をめざして、授業の工夫や改善を進め、さらに、学校・家庭・地域が主体となって子どもたちが運動する機会を増やす取組とともに、生活習慣の改善を総合的に推進し、体力向上に向けた取組を継続的に進める。	就学前・ 小学校・ 中学校・ 高等学校 の教員および 児童生徒、 幼児と保護者、 市町等教育委員会等	教育委員会事務局 保健体育課
元気アップブロック別協議会	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における三重県の結果から、体力向上の取組成果と課題について情報を共有し、各学校が平成30年度の目標や計画を設定する「みえ子どもの元気アップシート」の作成取組について説明した。また、本県の不得意種目を克服するため、各校の取組事例等、グループ協議による好事例を共有する取組を行った。（2月県内9会場518人参加）	小学校・ 中学校・ 高等学校 の教員	教育委員会事務局 保健体育課
元気アップ研修会	幼児期の運動習慣確立および児童生徒が自主的・自発的に運動に親しむことにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培うことができるよう、運動遊びや体育・保健体育の授業の工夫改善を中心に、学習課題に関する研究協議、講義、実技講習を行い、幼稚園教員・保育士等および体育・保健体育科教員の指導力向上を図った。 ・就学前元気アップ研修会 1会場開催（58人） ・小学校元気アップ研修会 9会場開催（379人） ・中高等学校元気アップ研修会 3会場開催（182人）	就学前・ 小学校・ 中学校・ 高等学校・ 特別支援学校 の教員	教育委員会事務局 保健体育課

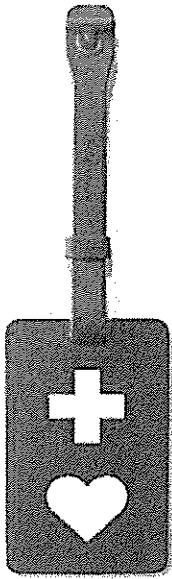
取組名	取組概要	対象	担当課
運動部活動サポーター派遣事業	中・高等学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の取組を充実させるとともに、外部指導者を対象に指導上の配慮事項や教員との連携の在り方に関する知識を深める研修会を開催し、資質及び指導力の向上を図った。 (中学校10校10人、県立高等学校48校に対し48人を派遣)	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動指導者スキルアップ研修会	運動部活動が適切に展開されるよう、中学校および高等学校等の指導者を対象に、指導力の向上を図る研修会を開催した。 ・アンガーマネジメント研修会(29人参加) ・ハンドボール(17人参加) ・運動部活動マネジメント研修講座(3回連続講座・43人参加)	中学校・高等学校・特別支援学校の教員	教育委員会事務局 保健体育課
武道等指導充実・資質向上支援事業	中学校における武道・ダンスの必修化に伴う課題を解決するため、安全に配慮した指導の在り方等に関する講習会を開催し、教員等の指導力の向上を図った。 また、専門性を有する地域の武道・ダンス指導者を外部指導者として中学校に派遣することにより、保健体育科における武道・ダンス授業の充実を図った。 (中学校22校に対し21人(実人数))	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
子ども読書活動推進会議	子どもの読書を推進するため、有識者を交え、子どもの読書推進にかかる具体的方策の企画立案、分析、評価等を行った。	三重県子ども読書活動推進会議委員。	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
三重若櫻少年サポートネットワークの運用	少年問題に対し、効果的な活動が推進されるよう、教育、医療、福祉、更生に携わる機関・団体等により構成する「三重若櫻少年サポートネットワーク」会議を開催し、少年の健全育成に関する情報交換を実施した。 (開催日：平成29年11月20日、参加者数：関係機関・団体の代表、関係者等30人)	大人	警察本部 少年課
「三重県版コネクションズ」による非行少年の立ち直し支援等	非行等の問題を抱え社会から孤立した少年に対し、少年警察協会員、大学生ボランティア等の少年警察ボランティアや、関係機関・団体等と連携し、農業体験や社会参加活動等の立ち直し支援に取り組んだ。 (平成23年3月から平成30年3月末までの間、支援対象少年：146人、支援回数：2,612回)	非行少年 被害少年	警察本部 少年課
インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害や非行を防止するため、携帯電話販売店に対し、スマートフォン等販売時に使用者が子どもである場合には保護者に対するフィルタリングの説明・推奨等を徹底するよう要請した。 (平成29年度、携帯電話販売店：延べ39店舗)  非行防止教室等を通じ、インターネット利用に潜む危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等について、児童・生徒、保護者等への啓発を実施した。 (平成29年度、インターネットに係る非行防止教室実施回数：延べ144回、参加者数：延べ16,248人)	携帯電話事業者 小学生～高校生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
学校薬剤師による薬物乱用防止教室「くすりの正しい使い方教室」	覚醒剤などの違法薬物の乱用だけでなく、医薬品を医療目的から逸脱した用量や用法などの医療目的以外で使用することも薬物乱用であるため、一般用医薬品などのくすりの服用方法や副作用などくすりの正しい使い方について、学校薬剤師が薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止教室を実施した。 (実施校数：126校)	小学生(高学年)～高校生	医療保健部 薬務感染症対策課
薬物乱用防止教育認定講師等による薬物乱用防止教室「ダメ。ゼッタイ教室」	ライオンズクラブ国際協会334-B地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが共同で認定した薬物乱用防止教育認定講師等が実施した。 啓発用ビデオやCD-ROMを活用した薬物乱用防止教育と地域のおじさんやおばさんとして、人生の豊富な経験を生かし「語り部」として、生き方「ライフスキル」を青少年に伝えた。 (実施校数：124校)	小学生～高校生	医療保健部 薬務感染症対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
インターネット社会を生き抜く力の育成事業	スマートフォンを含む携帯電話やインターネットの利用に係る情報機器の利用に関する知識や態度の把握や情報モラル向上のため「みえネットスキルアップサポート」を、61校(小学校43校、中学校18校)において、年間2回実施しました。さらに、ネット上での不適切な書き込みの検索、監視等(ネットパトロール)を専門業者に委託し、長期休業明け前後等を実施し児童生徒への指導につなげました。また、保護者への啓発を目的に、県内各地で保護者を対象としたネット啓発講座を小中高等学校31校4団体(小学校21校、中学校4校、高等学校1校、特別支援学校5校、PTA連合会等4団体)で開催しました。	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
青少年健全育成協力店運動	「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めるとともに、立入調査を実施した。 (子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合：97.0%(平成30年3月末現在))	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子ども農山漁村ふるさと体験推進事業	農山漁村でのふるさと体験活動を通じて、小学生～大学生に学ぶ意欲や自立心を育み、その力強い成長を支えるため、受け入れ地域の体制整備や体験指導者の育成を行った。 (受入地域13地区)	農山漁村 地域の大人	農林水産部 農山漁村づくり課
防犯ボランティア団体等との連携による子ども見守り活動等の推進	「平成29年度防犯ボランティア団体物品支援事業」により、防犯ボランティア団体に対して防犯活動用物品の配布等の支援を行ったほか、通学路等において子どもの保護や見守り活動を行う事業所を、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」に認定するなど、子どもの安全を確保する活動の活性化を図った。 (平成29年度、防犯ボランティア団体物品支援事業対象団体数：2団体、子ども安全・安心の店認定数：33事業所)	防犯ボランティア 団体のほか、ボランティア活動に従事する事業所等	警察本部 生活安全企画課
働きやすい職場づくり事業	誰もが働きやすい職場づくりを目的に、残業時間の削減や休暇の取得促進、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどに積極的に取り組む企業等を登録するとともに、特に優れた実績を有する企業等を表彰し、併せて優れた取組事例を広く紹介した。 (H29年度登録数：48社 表彰：6社、表彰式：平成29年11月20日)	企業等	雇用経済部 雇用対策課
働き方改革推進事業	働き方を見直し、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進するため、セミナーの開催や優良事例の紹介などによる普及・啓発を行った。 【セミナー等の開催】平成29年9月14日(四日市市)160名参加 平成29年11月20日(津市)90名参加 平成29年12月12日(津市)53名参加 平成30年2月20日(津市)85名参加	企業等	雇用経済部 雇用対策課
交通安全指導者講習会	小学校及び幼稚園の保護者を対象に、街頭指導の方法等子どもへの交通安全指導に関わる内容等の講習会を実施した。 (開催日：5月31日、10月18日、延べ参加者数：約40人)	大人(保護者)	環境生活部 暮らし・交通安全課



## ♥ヘルプマークでつながるおもいやりの絆♥

## 知っていますか？ ヘルプマーク



援助や配慮を必要としている方のための  
「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

「ヘルプマーク」は、配慮を必要とする方が伝えやすく、支援をできる方が気づきやすくなる「おもいやりの絆」をつなげるマークです。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成・配布し、普及に取り組んでいます。

ヘルプマークを見かけたら、おもいやりの行動をお願いします。

## 電車やバスの中では 席を譲る

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けることが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

## 駅や商業施設等では 声をかける

交通機関の運行の乱れなど、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の上り下りなどの動作が困難な方がいます。

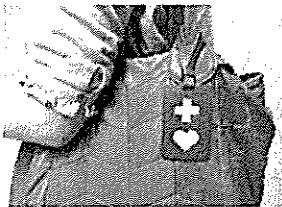
災害時は  
安全に避難するための支援をする

視覚や聴覚に障がいがあるなど状況把握が難しい方や、肢体不自由な方など自力での迅速な避難が困難な方がいます。

## 発作や急な体調不良に対応する

ヘルプマーク・ヘルプカードを持っている人がパニックや発作、急な体調不良に見舞われたときは、カードや裏面シールの記載内容を周囲の人が確認し、適切な配慮を行ったり、緊急連絡先に連絡するなどの対応をします。

## ヘルプマーク（ストラップ）



カバンなど見えやすい場所につけます。付属のシールに支援してほしい内容などを記載し裏面に貼ることができます。

## ヘルプカード



緊急連絡先や支援してほしい内容などを記入できます。（紙製。二つ折り・クレジットカードと同サイズ）

- 必要な方に無料で配布しています。○ご家族や代理人の方の受取も可能です。
- 障害者手帳等の提示は不要です。○郵送（郵送料は負担願います）での配布も可能です。
- 原則、県内にお住まいの方に限ります。※詳しい使い方、入手方法は「問い合わせ先」まで

## 【配布場所】

- ・三重県庁 2階 地域福祉課、県各福祉事務所、県保健所、県障害者相談支援センター各窓口
- ・県内市町担当各窓口（ヘルプカード配布のみ）

注目情報 ヘルプマーク作成・啓発費用をクラウドファンディング（寄附）で募集中

お問い合わせ

三重県 子ども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班  
電話：059-224-3349 F A X：059-224-3085 メール：[ud@pref.mie.jp](mailto:ud@pref.mie.jp)  
ウェブサイト：<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/hp/>



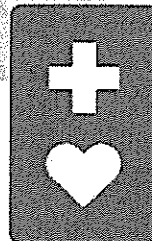
入場無料  
要約筆記  
手話通訳あり

# ヘルプマークを知っていますか？

～ ヘルプマークでつながる  
おもいやりの絆 ～



ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク

小崎さんは余命5年の宣告を受けながらも、社会復帰した内部疾患者として、自身の経験をもとに“ヘルプマーク”の普及活動に取り組んでいます。

病気と寄り添いながら活動される小崎さんの活動や今後に向けた思いなどを通じて、参加者にヘルプマークについて知っていただくことにより、配慮が必要な方と支援ができる方を結ぶおもいやりの絆がつながり、広がっていくことを期待します。

日時 平成30年8月10日(金)  
午前10時00分から11時40分終了予定(開場9時30分)  
場所 三重県庁講堂(三重県津市広明町13番地)  
講師 小崎麻莉絵さん 三重県ヘルプマーク・アンバサダー

## ●講師プロフィール

株式会社オアシス代表・いのち繋ぐプロジェクト主宰  
2014年に骨髄異形性症候群(MDS)を発症。社会復帰した内部疾患者としてヘルプマークを普及する活動(署名活動、イベントでの啓発、学校や企業等での講演活動、募金活動等)を実施している。

～お申込み・お問い合わせ先(詳しくは裏面を参照)～

三重県子ども・福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班

電話: 059-224-3349

FAX: 059-224-3085

メール: ud@pref.mie.jp

# 参加申込用紙

定員200名  
(先着順)

三重県子ども・福祉部地域福祉課  
ユニバーサルデザイン班

FAX 059-224-3085 (電話 059-224-3349)

## ユニバーサルデザインセミナー

### 「ヘルプマークを知っていますか？」

日時：平成30年8月10日（金）10時00分から11時40分まで（予定）  
場所：三重県庁 講堂（三重県津市広明町13番地）

## ！ FAX申し込みはこちらから

ふりがな				参加人数	
お名前					人
電話番号		FAX番号 <input type="checkbox"/>		E-Mail	
配慮が必要なことがあれば下記にご記入ください。					
<input type="checkbox"/> 車いす使用 <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 要約筆記 <input type="checkbox"/> ヒアリンググループ(磁気誘導ループ) <input type="checkbox"/> その他( )					

※本イベントに関する緊急の連絡は、原則メールにてお知らせします。  
FAXご希望の場合はFAX番号欄の  にチェックを入れてください。  
※ご記入いただいた個人情報は本イベントに関する目的のみに使用します。  
また三重県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

## ！ WEB申し込みはこちらから

下記URLまたはQRコードから申込みフォームにアクセスしてください。  
<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/dform.do?acs=UDS>



## ！ 会場アクセス

- 自動車の場合  
国道23号線「県庁前」交差点を西に入り  
3つ目の信号左折（駐車は県庁大駐車場へ）  
※なるべく公共交通機関をご利用ください。
- 電車の場合  
JR・近鉄津駅西口から徒歩10分

## ！ お問い合わせ

三重県子ども・福祉部 地域福祉課  
ユニバーサルデザイン班  
電話：059-224-3349 FAX：059-224-3085  
メール：ud@pref.mie.jp

